

○陸軍省告示第十七號

本年徵集ノ現役兵ハ左ノ通入營セシム但シ本表以外ノ者ニ在リテハ從前ノ通トス
明治三十六年九月二十五日
陸軍大臣寺内正毅

師團兵種	歩兵	砲兵	工兵
近衛	十二月十五日	同	上
第一	十二月十五日	同	上
第二	十二月十五日	同	上
第三	十二月十五日	同	上
第四	十二月十五日	同	上
第五	十二月十五日	同	上
第六	十二月十五日	同	上
第七	十二月三日	同	上
第八	十二月十五日	同	上
第九	十二月六日	同	上
第十	十二月十五日	同	上
第十一	十二月十五日	同	上
第十二	十二月十五日	同	上
一 砲兵中ニハ砲兵隊歩兵助卒第七師團要塞砲兵ヲ含有セス			

備 二 近衛師團工兵中ニハ鐵道隊ノ要員ヲ含ム
三 第七師團ノ砲兵ハ歩兵ト同日ニ入營セシム
四 對馬警備隊歩兵ハ從前ノ通トス

○司法省告示第四十七號

明治二十六年司法省告示第九十一號中日本法律學校ハ明治三十六年九月ヨリ私立日本大學ト改稱ス
明治三十六年九月三日
司法大臣男爵清浦奎吾

〔參照〕

明治二十六年二月十四日司法省告示第九十一號ハ刑事檢事登用試驗規則第五條ニ依リ私立學校指定ノ件ナリ

○司法省告示第四十八號

明治二十六年司法省告示第九十一號中明治法律學校ハ私立明治大學ト改稱セリ
明治三十六年九月十八日
司法大臣男爵清浦奎吾

○司法省告示第四十九號

明治二十六年司法省告示第九十一號中和佛法律學校ハ私立法政大學ト改稱セリ
明治三十六年九月十八日
司法大臣男爵清浦奎吾

○司法省告示第五十號

大津地方裁判所管内彦根區裁判所愛知川出張所ニ備ヘアリシ小杉五郎左衛門小杉つる申請明治三十三年四月三十日受附第三千六百六號土地建物賣買登記申請書一通紛失シタリ
明治三十六年九月十八日
司法大臣男爵清浦奎吾

○司法省告示第五十一號

明治三十五年司法省告示第六十七號減失シタル書類目錄中左記ノ項ハ之ヲ削除ス

明治三十六年九月二十一日

明治三十六年九月二十七日	第一一九號	土地建物贈與ニ因ル所有權	登記權利者	羽根田米治	中野
同年七月三日	第七六八號	土地建物所有權保存	登記權利者	羽根田米治	中野
同年十一月十五日	第一六四號	土地建物賣買ニ因ル所有權	登記權利者	山野善助	中野
同年十二月十一日	第二四七號	土地建物賣買ニ因ル所有權	登記權利者	山野善助	中野
同年同月二十日	第二九四號	同	登記權利者	阿部重治	中野
同年同月同日	第二九九號	土地賣買ニ因ル所有權	登記權利者	田中家治	中野
同年同月二十四日	第一三三六號	土地建物贈與ニ因ル所有權	登記權利者	板垣富五郎	中野
同年同月二十五日	第一三三九號	土地贈與ニ因ル所有權	登記權利者	高橋源治	中野
同年同月二十八日	第一三六二號	土地建物賣買ニ因ル所有權	登記權利者	渡會源吉	中野
同年同月三十一日	第一三八二號	同	登記權利者	盛井三郎	中野
同三十四年一月九日	第一一號	土地建物贈與ニ因ル所有權	登記權利者	中野	中野
同年同月同日	第二二號	土地建物贈與ニ因ル所有權	登記權利者	小野	中野
同年同月十日	第二八號	土地賣買ニ因ル所有權	登記權利者	石井	中野
同年同月二十二日	第一〇三號	同	登記權利者	八井	中野
同年同月同日	第一〇四號	同	登記權利者	石井	中野
同年同月同日	第一〇六號	同	登記權利者	石井	中野
同年同月二十三日	第一一二號	土地建物賣買ニ因ル所有權	登記權利者	石井	中野
同年同月二十五日	第一二三號	土地賣買ニ因ル所有權	登記權利者	石井	中野

司法大臣男爵清浦奎吾

同年同月同日	第一二四號	同	登記權利者	白根太郎	中野
同年同月三十一日	第一六三號	同	登記權利者	小野	中野
同年同月同日	第一六四號	同	登記權利者	小野	中野
同年二月一日	第一九九號	同	登記權利者	小野	中野
同年同月八日	第二七四號	同	登記權利者	小野	中野
同年同月十三日	第三一三號	同	登記權利者	小野	中野
同年三月二十日	第四七六號	土地建物賣買ニ因ル所有權	登記權利者	小野	中野
同年同月二十六日	第四九九號	同	登記權利者	小野	中野
同年同月同日	第五〇〇號	金圓借用ニ因ル土地建物	登記權利者	小野	中野
同年同月同日	第五〇三號	土地賣買ニ因ル所有權	登記權利者	小野	中野
同年同月同日	第五〇三號	同	登記權利者	小野	中野
同年同月二十七日	第五一二號	同	登記權利者	小野	中野
同年同月二十九日	第五二四號	貸金受取ニ因ル土地建物	登記權利者	小野	中野
同年同月同日	第五二九號	土地賣買ニ因ル所有權	登記權利者	小野	中野
同年同月同日	第五三〇號	金圓借用ニ因ル土地建物	登記權利者	小野	中野
同年同月三十日	第五三二號	同	登記權利者	小野	中野
同年四月五日	第五五一號	土地賣買ニ因ル所有權	登記權利者	小野	中野

同年同月二十日	第六〇一號	土地贈與二因ル所有權移轉	登記權利者	高橋 藤助	上
同年同月同日	第六〇四號	土地賣買二因ル所有權移轉	登記權利者	小島 七五郎	上
同年同月二十九日	第六四八號	同	登記權利者	小島 七五郎	上
同年同月三十日	第六五七號	金圓借用二因ル土地建物の抵當	登記權利者	長谷川 多助	上
同年五月四日	第六七五號	土地賣買二因ル所有權移轉	登記權利者	太田 八郎	上
同年同月六日	第六八三號	土地登記簿謄本交付	登記權利者	太田 八郎	上
同年同月同日	第六八五號	土地建物の賣買二因ル所有權移轉	登記權利者	水野 實元	上
同年同月七日	第六八六號	土地賣買二因ル所有權移轉	登記權利者	水野 實元	上
同年同月二十七日	第七五七號	家督相続二因ル土地所有權移轉	登記權利者	川上 巡治	上
同年同月同日	第七五七號	同	登記權利者	川上 巡治	上
同年六月七日	第八一八號	土地贈與二因ル所有權移轉	登記權利者	工藤 喜太郎	上
同年同月十日	第八三六號	土地賣買二因ル所有權移轉	登記權利者	木間 九郎	上
同年同月十一日	第八四一號	土地建物の賣買二因ル所有權移轉	登記權利者	佐藤 カスエ	上
同年七月二日	第九二七號	土地建物の賣買二因ル所有權移轉	登記權利者	佐藤 カスエ	上
同年同月八日	第九四七號	同	登記權利者	佐藤 カスエ	上
同年同月十九日	第九八一號	土地賣買二因ル所有權移轉	登記權利者	阿部 石次郎	上
同年同月同日	第九八五號	同	登記權利者	阿部 石次郎	上

同年同月同日	第九八八號	同	登記權利者	佐藤 大八	上
同年同月二十六日	第一〇一〇號	土地建物の賣買二因ル所有權移轉	登記權利者	中島 兵衛	上
同年同月三十日	第一〇二〇號	共有地分別二因ル土地所有權移轉	登記權利者	小島 長兵衛	上
同年同月三十一日	第一〇二四號	同	登記權利者	小島 長兵衛	上
同年九月三日	第一二二五號	土地賣買二因ル所有權移轉	登記權利者	石井 重太郎	上
同年同月十日	第一二四九號	土地賣買二因ル所有權移轉	登記權利者	金井 重太郎	上
同年同月十一日	第一二六三號	土地賣買二因ル所有權移轉	登記權利者	尾形 重太郎	上
同年同月十七日	第一一九七號	家督相続二因ル土地所有權移轉	登記權利者	尾形 重太郎	上
同年同月同日	第一一九八號	家督相続二因ル土地所有權移轉	登記權利者	尾形 重太郎	上
同年同月同日	第二〇〇號	土地贈與二因ル所有權移轉	登記權利者	加藤 直	上
同年同月二十五日	第二一二一號	家督相続二因ル土地建物の所有權移轉	登記權利者	加藤 直	上
同年同月二十六日	第二一二九號	土地建物の賣買二因ル所有權移轉	登記權利者	成田 武治	上
同年同月同日	第二一三〇號	家督相続二因ル土地所有權移轉	登記權利者	加藤 直	上
同年同月同日	第二一三四號	土地贈與二因ル所有權移轉	登記權利者	加藤 直	上
同年同月同日	第二一三五號	土地贈與二因ル所有權移轉	登記權利者	加藤 直	上
同年同月二十七日	第二一四九號	土地賣買二因ル所有權移轉	登記權利者	加藤 直	上
同年十月十六日	第二三三三號	同	登記權利者	加藤 直	上

同年 同月 同日	第一三三三號	同	上	登記權利者	齊藤 隆	同	上
同年 同月 二十一日	第一三三七號	土地建物所有權	上	登記權利者	齊藤 隆	同	上
同年 十一月 五日	第一三九七號	土地建物所有權	上	登記權利者	齊藤 隆	同	上
同年 同月 十三日	第一三九八號	土地建物所有權	上	登記權利者	齊藤 隆	同	上
同年 同月 二十六日	第一四六二號	土地建物所有權	上	登記權利者	齊藤 隆	同	上
同年 十二月 九日	第一五二七號	同	上	登記權利者	齊藤 隆	同	上
同年 同月 十四日	第一五七三號	同	上	登記權利者	齊藤 隆	同	上
同年 同月 十六日	第一五八六號	同	上	登記權利者	齊藤 隆	同	上
同年 同月 同日	第一六〇〇號	同	上	登記權利者	齊藤 隆	同	上
同年 同月 二十六日	第一六五四號	同	上	登記權利者	齊藤 隆	同	上
同年 同月 同日	第一六五七號	同	上	登記權利者	齊藤 隆	同	上
同年 同月 二十七日	第一六六四號	同	上	登記權利者	齊藤 隆	同	上
同年 同月 二十八日	第一六八一號	同	上	登記權利者	齊藤 隆	同	上
同年 同月 同日	第一六八二號	同	上	登記權利者	齊藤 隆	同	上
同年 同月 同日	第一六八六號	同	上	登記權利者	齊藤 隆	同	上
同年 同月 同日	第一六九二號	同	上	登記權利者	齊藤 隆	同	上
同年 同月 同日	第一六九三號	同	上	登記權利者	齊藤 隆	同	上

同年 同月 三十日	第一六九七號	土地建物所有權	上	登記權利者	木村 清兵衛	同	上
同年 同月 同日	第一六九八號	金圓借用ニ因ル土地抵當	上	登記權利者	佐藤 長兵衛	同	上
同三十五年 一月 七日	第一一五號	土地建物所有權	上	登記權利者	工藤 五郎	同	上
同年 同月 十四日	第一四六號	土地建物所有權	上	登記權利者	長谷川 辰太郎	同	上
同年 同月 十七日	第一五九號	同	上	登記權利者	土岐 辰五郎	同	上
同年 同月 二十二日	第一〇〇號	土地建物所有權	上	登記權利者	小野 寅吉	同	上
同年 同月 二十四日	第一〇九號	同	上	登記權利者	宇佐 美實	同	上
同年 同月 同日	第一一一號	同	上	登記權利者	小野 寅吉	同	上
同年 同月 三十一日	第一四七號	同	上	登記權利者	佐藤 長兵衛	同	上
同年 同月 同日	第一四九號	同	上	登記權利者	工藤 五郎	同	上
同年 二月 三日	第一六一號	同	上	登記權利者	長谷川 辰太郎	同	上
同年 同月 同日	第一六四號	同	上	登記權利者	土岐 辰五郎	同	上
同年 同月 五日	第二〇三號	同	上	登記權利者	小野 寅吉	同	上
同年 同月 同日	第二〇三號	同	上	登記權利者	宇佐 美實	同	上
同年 同月 同日	第二〇三號	同	上	登記權利者	小野 寅吉	同	上
同年 同月 同日	第二〇四號	同	上	登記權利者	佐藤 長兵衛	同	上
同年 同月 十九日	第二五六號	同	上	登記權利者	工藤 五郎	同	上

同年同月同日	第二五七號	同	登記權利者	野間清治	上
同年同月同日	第二五八號	土地建物買賣ニ因ル所有權	登記權利者	本間左衛門	上
同年同月同日	第二五九號	土地建物買賣ニ因ル所有權	登記權利者	本間左衛門	上
同年同月二十八日	第三〇一號	土地建物買賣ニ因ル所有權	登記權利者	本間左衛門	上
同年三月四日	第三一四號	土地建物買賣ニ因ル所有權	登記權利者	本間左衛門	上
同年同月六日	第三二八號	同	登記權利者	武部勝	上

○文部省告示第百六十一號

既設ノ警報信號標中左記ノ場所ニ設置セルモノハ正式警報信號標ニ該當スル旨報告セリ

明治三十六年九月一日

文部大臣男爵兒玉源太郎

- 東京府荏原郡品川町字南品川利田新地
- 北海道札幌區字木崎五札塊一等測候所構内
- 同道南區高砂町西第一等測候所構内
- 同道北區根室町根室第一等測候所構内
- 同道青森郡青森町根室第二等測候所構内
- 同道青森郡青森町根室第二等測候所構内
- 京都府京都市上京區御苑内京都市測候所構内
- 同府加佐郡加佐町字松陰
- 同府與那郡宮津町字津
- 同府竹野郡間人村字清水
- 同府與那郡伊根村大字島小字島山
- 大阪府大阪市北區堂島渡通三丁目
- 神奈川縣横濱市海岸通一丁目四番地神奈川縣測候所構内
- 兵庫縣神戸市中山手通七丁目字治野山京神戶測候所構内

- 同縣神戸市兵庫川崎町(淡川尻)
- 長崎縣西海郡
- 同縣下縣郡原天邊町原測候所構内
- 新潟縣新潟市西舟見町海岸國有林内
- 同縣佐渡郡相川町大字廣間町佐渡郡役所敷地内
- 同縣佐渡郡兩津町大字渡
- 埼玉縣大里郡熊谷町字熊谷熊谷測候所構内
- 同縣北足立郡浦和町浦和縣廳門前
- 千葉縣安房郡北條町字ハマノ海岸
- 同縣海上郡本郷子町飯貝根
- 茨城縣水戸市大字市上金町
- 同縣多賀郡平潟町役場構内
- 同縣同郡大津町役場構内
- 同縣同郡松原町大字茂森

- 同縣同郡豐浦町大字川尻
- 同縣同郡高輪村大字會旗
- 同縣同郡河原子町大字河原子
- 同縣久慈郡久慈町前原
- 同縣那珂郡平磯町南町
- 同縣同郡後町字御殿山
- 同縣東茨城郡磯崎町旭町
- 同縣新治郡土浦町
- 同縣行方郡麻生町
- 山梨縣甲府市甲府城內天主堂
- 宮城縣本吉郡氣仙沼町字櫻野鼻
- 同縣收斂郡石巻町北上川口東岸
- 同縣宮城郡築山町大字鏡谷字尾島
- 山形縣飽海郡酒田町字日和山
- 同縣西田川郡加茂町字荒柳
- 同縣同郡温海村字温海
- 同縣同郡念珠關村大字坂ヶ關
- 同縣津波郡津波町大字大瀨町
- 同縣津波郡小瀨町
- 同縣坂井郡三田町
- 同縣坂井市日ノ出下町福井測候所構内
- 石川縣金澤市廣坂通番城址
- 同縣鳳至郡輪島町
- 同縣石川郡大野町
- 同縣同郡上金石町字新町通稱日和山
- 同縣同郡美川町
- 同縣能美郡安宅町
- 富山縣上新川郡東岩瀬町

- 同縣中新川郡清川町
- 同縣下新川郡魚津町
- 同縣同郡泊町
- 同縣射水郡伏木町
- 同縣氷見郡氷見町
- 島取縣西伯郡境町地方測候所構内
- 島根縣那賀郡境田町大字原井
- 同縣松江市末次水町
- 岡山縣岡山市大字内山下
- 同縣兒島郡日比村大字日比
- 同縣上道郡三橋村大字江並
- 同縣邑久郡牛窓町
- 同縣小田郡笠岡町
- 同縣淡路郡玉島町
- 同縣兒島郡味野村海岸
- 同縣同郡下津井町下津井海岸三百六十一番地
- 廣島縣豐田郡御手洗町海岸忠海警察署御手洗分署構内
- 同縣尾道市大字品町海岸
- 同縣沼津郡朝日海岸
- 同縣佐伯郡鹿島町海岸
- 同縣豐田郡忠海町忠海警察署構内
- 同縣同郡東野村木ノ江港
- 同縣下賀茂郡廣村竹原警察署成分署構内
- 同縣同郡瀬戸町海岸忠海警察署瀬戸田分署構内
- 同縣御調郡糸崎海岸
- 山口縣下關測候所構内
- 同縣大島郡久賀村字古町

- 同縣玖珂郡柳井村字岸ノ下竹原要治宅
- 同縣熊毛郡上ノ關村字長島
- 同縣津波郡山町濱崎海岸
- 同縣佐波郡防府町三田尻港
- 同縣阿武郡精郷東分村字鶴江蓋
- 同縣同郡須佐村字油東
- 同縣大津郡仙崎村字后原
- 同縣豐浦郡神田下村特牛
- 豐川郡仲多度郡多度津村大字新町海岸
- 同縣三豐郡龍岡村大字龍岡字須田海岸
- 同縣綾歌郡宇多津町字宇夫階海岸
- 同縣三豐郡觀音寺町大字觀音寺海岸
- 同縣高松市新湊町二丁目海岸
- 同縣大川郡津田町
- 愛媛縣温泉郡道後村大字持田松山測候所構内
- 佐賀縣佐賀市松原町佐賀警察署内
- 同縣西松浦郡西山代村大字柳久字大園
- 同縣佐賀郡東川町村大字龍宮津佐賀警察署分署内
- 同縣東松浦郡唐津町公園内
- 熊本縣玉名郡長洲町字上六丁目
- 同縣鹿耳郡松尾村大字上松尾

- 同縣下益城郡松橋町字前田
- 同縣宇土郡三角町
- 同縣八代郡八代町字北馬
- 同縣北郡日奈久町
- 同縣同郡佐敷村大字計石
- 同縣同郡水俣村大字波
- 同縣天草郡本渡町字土手新開
- 同縣同郡宮岡町字新宮
- 同縣同郡牛深町字崎町
- 同縣熊本市京町熊本測候所構内
- 宮崎縣宮崎郡宮崎町地方測候所構内
- 同縣東臼杵郡東海村大字大武字大武島堤塘内
- 同縣同郡伊形村大字 柳津 宇宿郡山山林内
- 同縣同郡細島町字大御神社境内
- 同縣兒湯郡美々津町港頭ノ海濱
- 同縣南郡珂油津町
- 同縣同郡福島村大字西方字下々町
- 同縣宮崎郡青島村大字折生道字白波
- 鹿兒島縣鹿兒島市海岸辨天波止場内
- 沖繩縣那覇港海岸船取物所構内

○文部省告示第六十二號

鹿兒島縣大島郡伊津部村名瀬ニ設置セル郡立警報信號標ヲ正式警報信號標ニ改メ明治三十六年九月一日ヨリ實施ノ旨報告セリ

明治三十六年九月四日

○文部省告示第六十三號

文部大臣男爵兒玉源太郎

右ハ徵兵令第十三條及文官任用令第三條第三ニ依リ認定ス

明治三十六年九月五日

○文部省告示第六十四號

和歌山縣海草郡宮村ニ農業學校規程甲種程度ニ依リ和歌山縣立農林學校ヲ設置シ明治二十七年四月ヨリ開校ノ件認可セリ

文部大臣男爵兒玉源太郎

明治三十六年九月五日

○文部省告示第六十五號

和歌山縣和歌山市ニ商業學校規程甲種程度ニ依リ和歌山市立和歌山商業學校設置ノ件認可セリ

文部大臣男爵兒玉源太郎

明治三十六年九月五日

○文部省告示第六十六號

鹿兒島縣大島郡田檢村外六十一村立藤川實業補習學校ノ組織ヲ變更シテ乙種程度ノ農業學校ト爲シ大島郡田檢村外六十一村立藤川農學校ト改稱ノ件認可セリ

埼玉縣秩父郡立農業學校

明治三十六年九月十二日

○文部省告示第六十七號

大阪府大阪市ニ設置セル大阪府立醫學校ヲ明治三十六年十月一日ヨリ大阪府立高等醫學校ト改稱シ專門學校令ニ依ルノ件認可セリ

文部大臣男爵兒玉源太郎

明治三十六年九月十二日

○文部省告示第六十八號

大阪府立高等醫學校ニ對スル徵兵令第十三條ニ依ル認定ノ效力ハ研究別科生ニ及ハス

文部大臣男爵兒玉源太郎

明治三十六年九月十二日

文部大臣男爵兒玉源太郎

○文部省告示第六十九號
京都府京都市ニ設置セル私立京都法政學校ヲ私立京都法政專門學校ト改稱シ專門學校令ニ依ルノ件認可セリ

明治三十六年九月十七日

文部大臣男爵兒玉源太郎

○文部省告示第七十號
京都府私立京都法政學校ニ對スル徵兵令第十三條ニ依ル認定ノ效力ハ別科生、撰科生、高等研究科別科生ニ及ハス

明治三十六年九月十七日

文部大臣男爵兒玉源太郎

○文部省告示第七十一號
三重縣津市大字津興ニ設置セル市立警報信號標ヲ正式警報信號標ニ改メ明治三十六年九月十五日ヨリ實施ノ旨報告セリ

明治三十六年九月十七日

文部大臣男爵兒玉源太郎

○文部省告示第七十二號
岡山縣私立金川中學校ヲ岡山縣御津郡金川村大字金川ニ設置シ明治三十七年一月ヨリ開校ノ件認可セリ

明治三十六年九月十七日

文部大臣男爵兒玉源太郎

○文部省告示第七十三號
小學校教科用圖書翻刻發行規則ニ依リ左記ノ通翻刻發行ヲ許可セリ
明治三十六年九月十九日

文部大臣男爵兒玉源太郎

圖書ノ種類				冊數				計		翻刻發行所		氏名	
種別	冊數	冊數	冊數	冊數	冊數	冊數	冊數	冊數	冊數	所	氏名	所	氏名
教科用圖書	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	東京市 日本橋區通油町	水野慶次郎	早進勝三	熊谷幸助
教科用圖書	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	日本橋區木町三丁目	大橋新太郎	早進勝三	熊谷幸助
教科用圖書	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	日本橋區通一丁目	大倉孫兵衛	早進勝三	熊谷幸助
教科用圖書	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	京橋區銀座三丁目	細川芳之助	早進勝三	熊谷幸助
教科用圖書	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	同	鶴井忠一	早進勝三	熊谷幸助
教科用圖書	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	同	小林又七	早進勝三	熊谷幸助
教科用圖書	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	同	岸田吟香	早進勝三	熊谷幸助
教科用圖書	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	同	柳原善兵衛	早進勝三	熊谷幸助
教科用圖書	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	同	中川勘助	早進勝三	熊谷幸助
教科用圖書	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	同	吉岡平助	早進勝三	熊谷幸助
教科用圖書	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	同	三木佐助	早進勝三	熊谷幸助
教科用圖書	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	同	前川善兵衛	早進勝三	熊谷幸助
教科用圖書	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	同	舟木恒三郎	早進勝三	熊谷幸助
教科用圖書	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	同	田沼末右衛門	早進勝三	熊谷幸助
教科用圖書	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	同	早進勝三	早進勝三	熊谷幸助
教科用圖書	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	同	熊谷幸助	早進勝三	熊谷幸助

11700	11800	11900	12000	12100	12200	12300	12400	12500	12600	12700	12800	12900	13000	13100	13200	13300	13400	13500	13600	13700	13800	13900	14000	14100	14200	14300	14400	14500	14600	14700	14800	14900	15000	15100	15200	15300	15400	15500	15600	15700	15800	15900	16000	16100	16200	16300	16400	16500	16600	16700	16800	16900	17000	17100	17200	17300	17400	17500	17600	17700	17800	17900	18000	18100	18200	18300	18400	18500	18600	18700	18800	18900	19000	19100	19200	19300	19400	19500	19600	19700	19800	19900	20000
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

○文部省告示第七十四號

小學校教科用圖書翻刻發行規則ニ依リ圖書ニ貼付スヘキ印紙ノ種類及見本ハ左ノ如シ

明治三十六年九月二十一日

文部大臣男爵兒玉源太郎



權九分
權八分

- 一尋常小學修身掛圖貼付用
- 一尋常小學修身書及高等小學修身書貼付用
- 一尋常小學讀本貼付用
- 一高等小學讀本貼付用
- 一尋常小學書キ方手本貼付用
- 一高等小學書キ方手本貼付用
- 一小學日本歴史貼付用

- 橙黃色
- 淡黑色
- 紅色
- 紫色
- 青色
- 綠色
- 茶褐色

一小學地理貼付用

○文部省告示第七十五號

秋田縣知事ハ同縣秋田市大字長町ニ設置セル縣立警報信號標ヲ同市秋田縣公園地内ニ移轉シテ正式警報信號標ニ改メ明治三十六年十月一日ヨリ實施ノ旨報告セリ

明治三十六年九月二十一日

文部大臣男爵兒玉源太郎

○文部省告示第七十六號

北海道廳立函館中學校位置ヲ同道函館區大字龜田村ニ變更ノ件認可セリ

明治三十六年九月二十五日

文部大臣久保田讓

○文部省告示第七十七號

右ハ徵兵令第十三條及文官任用令第三條第三ニ依リ認定ス但シ認定ノ效力ハ別科生ニ及ハス

明治三十六年九月二十五日

文部大臣久保田讓

○文部省告示第七十八號

和歌山縣和歌山市男ノ芝町和歌山地方測候所構内、海草郡鹽津村字山下波止場、同郡大崎村大字大崎、有田郡湯淺町大字湯淺、日高郡由良村大字里、同郡御坊町大字名屋、同郡印南町大字印南、西牟婁郡田邊町大字上屋敷海岸、同郡串本町字北地生海岸、東牟婁郡太地村大字太地海岸、同郡勝浦村字城山、同郡三輪崎村大字三輪崎及同郡新宮町字丹鶴ニ設置セル縣立警報信號標ヲ正式警報信號標ニ改メ孰モ明治三十六年八月一日ヨリ實施ノ旨報告セリ

明治三十六年九月二十五日

文部大臣久保田讓

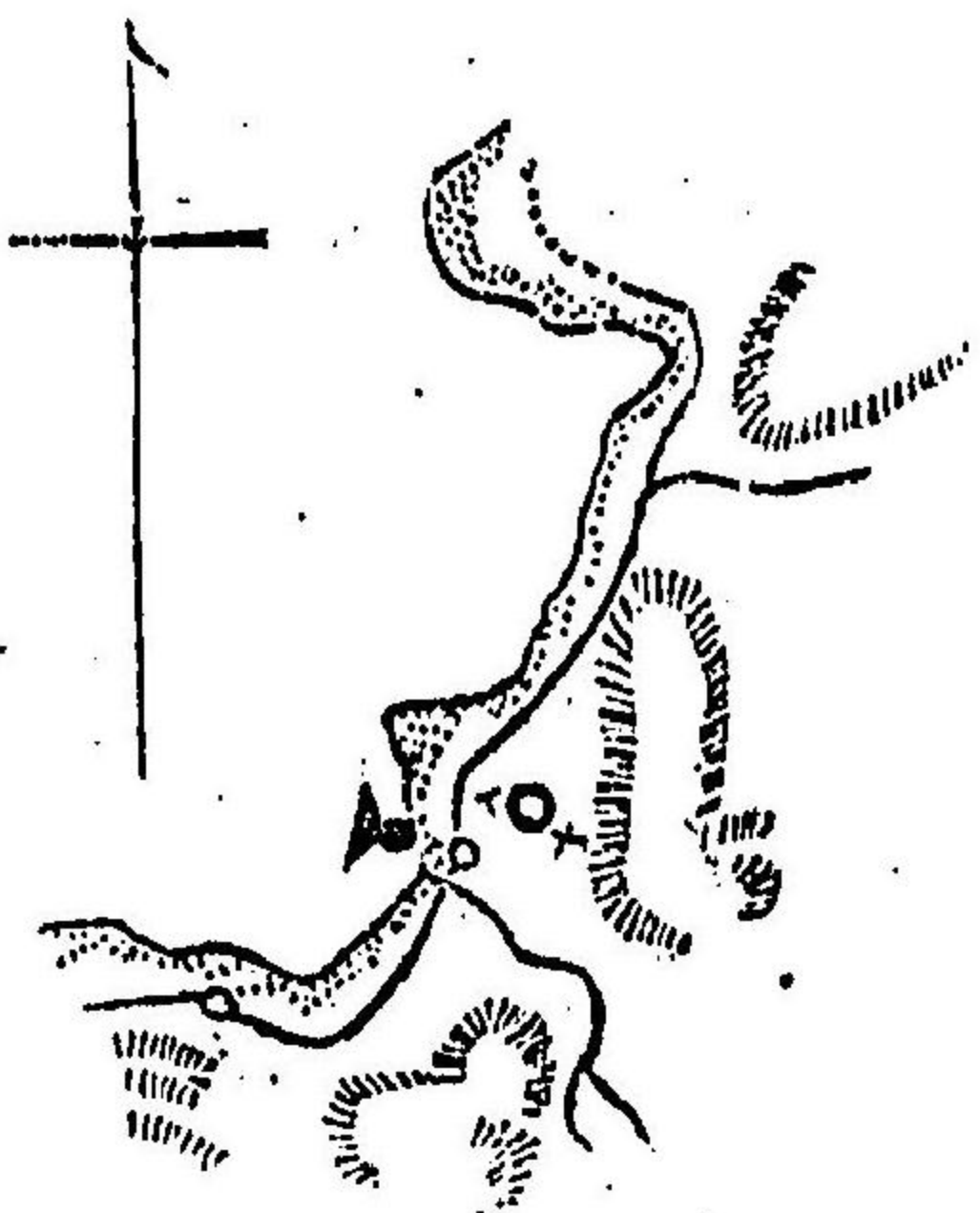
○文部省告示第七十九號

北海道廳長官ハ同道千島國擇捉郡紗那村(即チ東經百四十七度五十四分北緯四十五度二十六分)中ニ印ノ箇所ニ正式警報信號標ヲ設

置シ明治三十六年十月一日ヨリ實施ノ旨報告セリ

明治三十六年九月三十日

文部大臣久保田謙



○文部省告示第八十號

明治三十六年文部省告示第六十二號中「郡立」トアルヲ「縣立」ト改ム

明治三十六年九月三十日

文部大臣久保田謙

○農商務省告示第八十二號

森林法第十六條ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス

明治三十六年九月一日

農商務大臣男爵清浦奎吾

國	郡	村	大字	字	地番	地目	面積	所有者	申請者
同	遠江	磐田	向笠	篠原	宮山	山	〇、九〇四	御	料
同	同	同	同	同	同	山林	〇、三三〇	同	永田貞次郎

同	同	同	同	同	同	同	〇、〇三〇	同	同
同	同	同	同	同	同	同	〇、六六〇	同	同
同	同	同	同	同	同	同	〇、二六〇	同	同
同	同	同	同	同	同	同	〇、一八〇	同	同
同	同	同	同	同	同	同	〇、七四八	同	同
同	同	同	同	同	同	同	〇、三二〇	同	同
同	同	同	同	同	同	同	〇、八〇〇	同	同
同	同	同	同	同	同	同	〇、四三三	同	同
同	同	同	同	同	同	同	〇、三三三	同	同
同	同	同	同	同	同	同	〇、九二七	同	伊藤孫太郎
同	同	同	同	同	同	同	〇、〇九二	同	同

○農商務省告示第八十三號

森林法第十六條ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス

明治三十六年九月七日

農商務大臣男爵清浦奎吾

國	郡	村	大字	字	地番	地目	面積	所有者	申請者
同	羽後	平鹿	朝倉	盛成	水上澤	山林	二、〇〇七	齊藤三藏	齊藤三藏

○農商務省告示第八十四號

森林法第十六條ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス

明治三十六年九月七日

農商務大臣男爵清浦奎吾

國	郡	村	大字	字	地番	地目	面積	所有者	申請者
同	下野	足利	山邊	田中	内山	山林	〇、五二九	國	所有者

○農商務省告示第八十五號

森林法第十六條ニ依リ左記ノ通り保安林ニ編入ス

明治三十六年九月八日

農商務大臣男爵清浦奎吾

國	郡	村	大字	字	地番	地目	面積	所有者	申請者
同	羽前	東村山	津山	貫津	古根坂	山林	七、〇〇〇	國	千布村長
同	同	同	同	同	同	同	同	同	今野有石

明治三十六年九月 告示 農商務省告示第八十三號 第八十四號 第八十五號

明治三十六年九月 告示 農商務省第二百五號 遞信省第四百二十四號

一三三

明治三十六年九月二十六日
 農商務大臣男爵清浦奎吾
 所有者
 森本山林
 七〇三ノハ
 七〇〇七

○農商務省告示第二百五號
 森林法第十六條ニ依リ左記ノ通保安林ニ編入ス

明治三十六年九月二十八日

農商務大臣男爵清浦奎吾
 申請者
 津田村長
 深村嘉次太

○遞信省告示第四百二十四號

郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ
 遞信大臣男爵曾根荒助

貨	英貨	佛貨	米貨	獨貨
一パウンド	一シルリング	一フランク	一セント	一マルク
九七四六一九	四八七三三	三八七六〇	二〇〇〇〇〇	四八二八〇
〇% 即チ	二〇% 即チ	一〇〇% 即チ	一〇〇% 即チ	一〇〇% 即チ
一圓ニ付二「シルリング」〇「パン	一圓ニ付二「フランク」五十八「サ	一圓ニ付五十「セント」	一圓ニ付二「マルク」〇七「フェン	一圓ニ付二「マルク」〇七「フェン

貨	香港洋銀
一フロリン	一ダラー
八三〇三〇	九〇七五〇
一圓ニ付「フロリン」十九「セン	一圓ニ付「ダラー」十「セント」一

○遞信省告示第四百二十五號
 帆船長業丸外十六艘ニ左ノ信號符字ヲ附ス

明治三十六年九月一日

遞信大臣男爵曾根荒助

信號符字	番號	種類	船名	船籍港	所有者
J Q L G	四二八七	帆船	長榮丸	伊豆國宇佐美村	木部山太郎
J G K W	五一二六	帆船	幸運丸	渡島國函館區	菅原吉之助
J M K P	五七二四	帆船	平安丸	長門國田万崎村	室谷久吉
J M S B	七〇八〇	汽船	太郎丸	相模國油賀町	緒明菊三郎
J R C F	七六五二	汽船	敬馬丸	神戶市	株式会社川崎造船
J Q H W	七七一二	帆船	永吉丸	土佐國三崎村	原林太郎
J M K N	八二七六	帆船	第四號住吉丸	福岡市	安増寶太郎
J N V D	八四二九	帆船	第四三浦丸	横濱市	齋藤巳之助
J N V F	八四三〇	汽船	喜佐方丸	横濱市	山下龜三郎
J N V G	八四三一	帆船	第四治郎丸	横濱市	齋藤治郎吉
J Q R L	八六七一	帆船	順吉丸	筑後國大牟田町	門淺五郎

明治三十六年九月 告示 遞信省第四百二十五號

一三三

J Q R M	八六七二	帆	鹿	丸	肥前國西有家村	西川末五郎
J R D K	八七〇八	汽	第四平安丸	大	阪市	笠原六三郎
J R D L	八七〇九	汽	快渡丸	紀伊國淡村	和歌山縣	
J Q V K	八七二三	帆	幸照丸	安藝國大崎中野村	寺木幸太郎	
J R G D	八七八二	帆	相州丸	東京市	眞野幾三郎	
J R G F	八七八三	帆	海寶丸	東京市	石塚要助	

○逓信省告示第四百二十六號

本月五日ヨリ鹿兒島線横川吉松間線路運輸營業ヲ開始ス旅客賃金及哩程左ノ通

但小荷物ノ配達ヲ取扱フ

逓信大臣男爵曾禰荒助

旅客賃金

驛名	等級	鹿兒島	重富	加治木	國分	嘉例川	横川
栗野	二	〇・六〇	〇・七〇	〇・八〇	〇・九〇	〇・一〇	〇・一〇
吉松	三	〇・六七	〇・七七	〇・八七	〇・九七	〇・一〇七	〇・一〇七
吉松	二	〇・八	〇・九	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇

一等賃金ハ三等賃金ノ三倍トス

哩程

横川栗野間

四哩一

栗野吉松間

四哩六

○逓信省告示第四百二十七號

本月五日ヨリ東京市日本橋區町郵便受取所ヲ同市日本橋區木石町十軒店ニ移轉シ日本橋十軒店郵便

便受取所ト改稱ス

明治三十六年九月三日

逓信大臣男爵曾禰荒助

○逓信省告示第四百二十八號

本月六日ヨリ打田及笠田ノ兩鐵道停車場ニ於テ公衆電報ノ取扱ヲ開始ス其ノ取扱所ノ名稱及位置左ノ如シ

明治三十六年九月四日

逓信大臣男爵曾禰荒助

名	種	位	置
打田電信取扱所	電報	位	紀伊國那賀郡打田鐵道停車場(和歌山縣)
笠田電信取扱所	電報	位	紀伊國伊都郡笠田鐵道停車場(和歌山縣)

○逓信省告示第四百二十九號

郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ

明治三十六年九月八日

逓信大臣男爵曾禰荒助

英貨	佛貨	米貨
一パウンド	一フランク	一セント
九七三・七九五	三三・七三五	二〇〇・〇〇〇
一シェルリング	一サントンチム	一ゼン
四八・六九〇	二・八七	二〇〇・〇〇〇
一ペンニ	一フランク	一ゼン
四・〇五七	五十八・〇	二〇〇・〇〇〇
一圓ニ付二「シェルリング」	一圓ニ付二「サントンチム」	一圓ニ付五十「ゼン」
「六四六」	「六六七」	

香港洋銀	一セント	九二五	一圓二付一五七
一マルク	一マルク	八八二八〇	一圓二付二二五
一フラン	一フラン	八三三〇〇	一圓二付一八六
一グラー	一グラー	九二四九八	一圓二付一〇八
一セント	一セント	九二五	一圓二付一五七

○遞信省告示第四百三十四號

本月十日ヨリ備前岡山山中山下電話所ヲ同市岡山郵便局内ニ移轉シ下ノ町電話所ト改稱ス

明治三十六年九月九日

遞信大臣男爵曾禰荒助

○遞信省告示第四百三十一號

本月十一日ヨリ安藝國廣島市細工町電話所ヲ同市廣島郵便局内ニ移轉シ廣島電話所ト改稱ス

明治三十六年九月九日

遞信大臣男爵曾禰荒助

○遞信省告示第四百三十二號

本日限リ大阪市大阪博覽會郵便局ヲ廢止ス但同局取扱ニ係ル郵便爲替郵便貯金及郵便取立金ニ關スル事務ハ左記局所ニ於テ繼續取扱フ

明治三十六年九月十日

遞信大臣男爵曾禰荒助

位置 局 所 名

大阪市 大 阪 高 津 郵 便 局

大阪市 大阪博覽會前郵便電信受取所

繼續事務

郵便貯金及現金取立

郵便爲替及代金取立

郵便物ノ取立金引換

○遞信省告示第四百三十三號

本日限リ大阪市大阪博覽會郵便局内博覽會電話所ヲ廢止ス

明治三十六年九月十日

遞信大臣男爵曾禰荒助

○遞信省告示第四百三十四號

本月十六日ヨリ八王子及烏澤ノ兩鐵道停車場ニ於テ公衆電報ノ取扱ヲ開始ス其ノ取扱所ノ名稱及位置左ノ如シ

明治三十六年九月十日

遞信大臣男爵曾禰荒助

名 稱 位 置

八王子電信取扱所 武藏國南多摩郡八王子鐵道停車場(甲武藏國線)

烏澤電信取扱所 甲斐國北都留郡烏澤鐵道停車場(關東線)

○遞信省告示第四百三十五號

本月十六日ヨリ羽前國東田川郡清川郵便局ニ於テ電信事務ヲ取扱フ

明治三十六年九月十日

遞信大臣男爵曾禰荒助

○遞信省告示第四百三十六號

明治三十二年六月遞信省告示第七十六號海務署名稱位置並管轄區域表中清水海務署管轄區域靜岡縣トアルヲ靜岡縣(賀茂郡ノ内下田町、濱崎村、白浪村、下河津村、稻取村、城東村及田方郡ノ内熱海町、多賀村、網代村、宇佐美村、伊東村、小室村及對島村ヲ除ク)ト改ム

明治三十六年九月十日

遞信大臣男爵曾禰荒助

○遞信省告示第四百三十七號

本日ヨリ東京市麹町區西日比谷町ニ郵便電信取扱所ヲ設置シ麹町櫻田門外郵便電信取扱所ト稱ス但郵便貯金事務ヲモ取扱フ

明治三十六年九月十一日

遞信大臣男爵曾禰荒助

○逓信省告示第四百三十八號
郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國ノ貨幣換算割合左ノ如シ
明治三十六年九月十五日
逓信大臣男爵曾禰荒助

英貨		佛貨		米貨		關貨		香港洋銀	
一 パウンド	九七・二五三	一 フランク	三六・六八五	一 ダライ	二〇〇・〇〇〇	一 マルク	四八・二八〇	一 セント	五・三三三
一 シルリング	四八・六〇八	一 サンチム	三・三八七	一 セント	二〇・〇〇〇	一 フロリン	八三・四三〇	一 ダライ	九二・一六七
一 ペンニー	四・〇三二								
一圓ニ付 11/10 即チ		一圓ニ付 二「フランク」五十八「サ		一圓ニ付 五十「セント」		一圓ニ付 二「マルク」〇七「フェン		一圓ニ付 一「ダライ」〇八「セント」	
ニ「シルリング」〇「ペン		ンチム」五				ニ「ツヒ」二五		四九	
ニ「六八八						一「フロリン」十九「セン		九	

○逓信省告示第四百三十九號
本月十六日ヨリ左記二等電信局ヲ二等郵便局ニ改定ス其名稱左ノ通但電信事務並ニ郵便貯金事務ヲモ取扱フ又郵便物ニ關シテハ窓口引受ノミヲ取扱フ
明治三十六年九月十五日
逓信大臣男爵曾禰荒助

位 置
大阪府 大阪梅田郵便局
大阪市 大阪心齋橋郵便局

○逓信省告示第四百四十號

本月二十日限リ近江國洲生郡八幡池田町郵便受取所ヲ廢止ス但當該郵便受取所ニ於テ取扱ヒタル郵便爲替貯金及郵便取立金ニ關スル事務ハ八幡郵便局ニ於テ繼續取扱フ
明治三十六年九月十五日
逓信大臣男爵曾禰荒助

○逓信省告示第四百四十一號

本月二十一日ヨリ別子銅山住友鐵業所運輸課出張所ニ於テ公衆電報ノ取扱ヲ開始ス其ノ取扱所ノ名稱及位置左ノ如シ
明治三十六年九月十五日
逓信大臣男爵曾禰荒助

名 稱 別子銅山電信取扱所 位 置 伊豫國宇摩郡別子山村

○逓信省告示第四百四十二號

本月二十日ヨリ舞子鹽屋西宮住吉ノ各鐵道停車場ニ於テ公衆電報ノ取扱ヲ開始ス其ノ取扱所ノ名稱及位置左ノ如シ
明治三十六年九月十六日
逓信大臣男爵曾禰荒助

名 稱 舞子鹽屋西宮住吉各鐵道停車場(山陽鐵道線) 位 置 伊豫國宇摩郡別子山村
西宮電報取扱所 攝津國武庫郡西宮鐵道停車場(關西鐵道線)
住吉電報取扱所 攝津國武庫郡住吉鐵道停車場(關西鐵道線)

○逓信省告示第四百四十三號

本月二十一日ヨリ船戶及牛島ノ兩鐵道停車場ニ於テ公衆電報ノ取扱ヲ開始ス其ノ取扱所ノ名稱及

位置左ノ如シ

明治三十六年九月十六日

遞信大臣男爵會禰荒助

名	稱	位	名	稱	位
船子	電信取扱所		牛島	電信取扱所	
	阿波國麻植郡船子	阿波國麻植郡船子		阿波國麻植郡牛島	阿波國麻植郡牛島
	戶鏡道停車場	戶鏡道停車場		島鏡道停車場	島鏡道停車場

○遞信省告示第四百四十四號

本月十八日ヨリ大阪市大阪梅田郵便受取所ヲ大阪梅田町郵便受取所ト改稱ス

明治三十六年九月十七日

遞信大臣男爵會禰荒助

○遞信省告示第四百四十五號
本年十月一日以降明治三十五年十一月十一日遞信省告示第五百四十八號外國代金引換郵便物交換國名表中「白耳義」ノ次ニ左ノ一項ヲ追加ス

明治三十六年九月十八日

遞信大臣男爵會禰荒助

○遞信省告示第四百四十六號

明治三十四年三月遞信省告示第三百三十四號中小荷物第七項ニ左ノ但書ヲ追加シ本月二十一日ヨリ施行ス
但旅客自用ノ自轉車ハ一人一輛ニ限り無賃トス尤モ他ニ託送手荷物ナキ場合ニ限ル

明治三十六年九月十九日

遞信大臣男爵會禰荒助

○遞信省告示第四百四十七號
本月二十六日ヨリ上郡及金神ノ兩鐵道停車場ニ於テ公衆電報ノ取扱ヲ開始ス其ノ取扱所ノ名稱及位置左ノ如シ

明治三十六年九月十九日

遞信大臣男爵會禰荒助

名	稱	位
カネガキ	電信取扱所	播磨國赤穂郡上郡鐵道停車場
カネガキ	電信取扱所	備中國淡路郡金神鐵道停車場

○遞信省告示第四百四十八號

明治三十五年十一月十一日遞信省告示第五百四十三號華盛頓締結小包郵便物交換條約實施ニ關シ聯合各國ニ於テ規定シタル隨意事項ノ摘要中「ボスニヤ、ヘルゼゴウヰヌ」ノ部代金引換、許否ノ欄「施行セズ」トアルヲ「施行ス」ニ改メ同制限額ノ欄「二〇〇〇」ヲ「五字」ヲ挿入ス

明治三十六年九月十九日

遞信大臣男爵會禰荒助

○遞信省告示第四百四十九號

滿得涅各雜圖ハ本年八月一日以降華盛頓締結價格表記信書及箱物交換約定ニ加盟セリ

明治三十六年九月十九日

遞信大臣男爵會禰荒助

○遞信省告示第四百五十號
本年七月遞信省告示第三百七十三號ヲ以テ石川縣下能登國七尾南灣森田グリ浮標(町立)流失ノ旨告示セシ處今般舊位置へ從置セリ

明治三十六年九月十九日

遞信大臣男爵會禰荒助

○遞信省告示第四百五十一號
郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ

明治三十六年九月二十二日

遞信大臣男爵會禰荒助

香港洋銀	關貨	獨貨	米貨		佛貨		英貨	
			一セント	一ダラー	一フランク	一フランク	一ペニー	一パウンド
一セント	一ダラー	一マルク	一セント	一ダラー	一フランク	一フランク	一ペニー	一パウンド
九〇〇〇〇	九〇〇〇〇	八三三三〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	三三六八五	三三六八五	四〇〇五	九七二二五
一圓二付二「ダラー」十一「セント」	一圓二付二「マルク」七「フェン」	一圓二付二「マルク」七「フェン」	一圓二付五「セント」	一圓二付五「セント」	一圓二付「フランク」五十八「サ	一圓二付「フランク」五十八「サ	一圓二付「シリング」〇「ペン	一圓二付「シリング」〇「ペン

○逓信省告示第四百五十二號
 本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名、外國振宛テノ爲替金ヲ表示スヘキ貨幣、本邦振出拂渡爲替一口ノ最高制限額等左ノ如シ
 但明治三十一年九月逓信省告示第二百三十七號、同年十月十二逓信省告示第三百三十七號及第三百三十八號、明治三十二年十一月十一逓信省告示第三百五十二號、明治三十三年九月逓信省告示第三百六十五號及第三百六十六號及明治三十四年十月十二逓信省告示第五百二十號ハ之ヲ廢止ス
 明治三十六年九月二十五日
 逓信大臣大浦兼武

第一 郵便爲替

一 直接交換國

甲 萬國聯合郵便爲替事務約定ニ依ルモノ

國名	取扱郵便局	爲替別配途	爲替別配途
奥地利(Austria)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	爲替金ノ別配途ヲ取扱フ	請求スル名宛郵便局
白耳義(Belgium)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	爲替金ノ別配途ヲ取扱フ	請求スル名宛郵便局
勃蘭瓦利(Bulgaria)	十附註ニ掲ケル郵便局ニ限り取扱フ	爲替金ノ別配途ヲ取扱フ	請求スル中央郵政廳
埃及(Egypt)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	爲替金ノ別配途ヲ取扱フ	請求スル中央郵政廳
獨逸(Germany)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	爲替金ノ別配途ヲ取扱フ	請求スル名宛郵便局
「カメルーン」(Cameroon, or Kamerun)	「ブエア」(Buea)、「キヨウラ」(Kouala)、「ダハ」(Daha)、「カメルーン」(Kamerun)、「リオン」(Lion)、「ビオ」(Bio)、「レイ」(Rey)、「ヴィクトリア」(Victoria)	爲替金ノ別配途ヲ取扱フ	請求スル名宛郵便局

局名 (German)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「マゼガン」(Mazagon)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「モゴドル」(Mogador)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「ラハバ」(Rabat)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「サフ」(Saff)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「タンジエール」(Tanger)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「コンスタンチノール」(Constantinople) (Turkey)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「ベロー」(Beirout, or Beirut)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「ジャッファ」(Jaffa)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「ジェンサレム」(Jersalem)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「スマーナ」(Smyrna)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
土耳其細亞 (Turkey in Asia)											
「ハンガリー」(Hungary)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「ルクセンブルグ」(Luxembourg)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「オランダ、或はネーデルラント」(Netherlands, or Holland)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「東洋東印度」(Netherlands Indies, or Dutch East Indies)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法

局名	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「ルーマニア」(Roumania)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「スイス」(Switzerland)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「オーストリア」(Austria)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「ドイツ」(Germany)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「フランス」(France)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「ギリシャ」(Greece)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「イタリア」(Italy)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「プロシヤ」(Prussia)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「ポランド」(Poland)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「ロシア」(Russia)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「日本」(Japan)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「支那」(China)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「朝鮮」(Korea)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「暹羅」(Siam)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「ペルシヤ」(Persia)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「オーストラリア」(Australia)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「ニュージーランド」(New Zealand)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「南アフリカ」(South Africa)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「カナダ」(Canada)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「メキシコ」(Mexico)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「南米」(South America)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「北米」(North America)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「ハワイ」(Hawaii)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「フィリピン」(Philippines)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「インドネシア」(Indonesia)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「オセアニア」(Oceania)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「ニュージーランド」(New Zealand)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「オーストラリア」(Australia)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
「ニュージーランド」(New Zealand)	取扱フ	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法

<p>邦 (Kotai) 一 (Konia) 邦 (Koulibou- mar) 邦 (Kozlodouy) 邦 (Krichim) 邦 (Kustendil) 邦 (Lesocovetz) 邦 (Lidjeni) 邦 (Liom) 邦 (Loukowitz) 邦 (Lovelich) 邦 (Malakata) 邦 (Messeniaria) 邦 (Mirikovo) 邦 (Nikopol) 邦 (Nova-Bagora) 邦 (Novi-Pazar) 邦 (Novo-Selo) 邦 (Novo-Selzi) 邦 (Orhanie) 邦 (Ampenan) 邦 (Lombok)</p>	<p>邦 (Osman- Pazar) 邦 (Ossikovitza) 邦 (Pannurgichis) 邦 (Pavlkeni) 邦 (Pechern) 邦 (Pernik) 邦 (Petrovitchiz) 邦 (Pirdop) 邦 (Pleven) 邦 (Plovdiv or Philippopolj) 邦 (Popovo) 邦 (Proslan) 邦 (Provadia) 邦 (Rad ni Ma- halj) 邦 (Radomir) 邦 (Rahmanli) 邦 (Rahovo) 邦 (Razgrad)</p>	<p>邦 (Razgrad gare) 邦 (Rila) 邦 (Rousitchouk) 邦 (Samokov) 邦 (Sevliovo) 邦 (Sistra) 邦 (Sizopol) 邦 (Skobelovo) 邦 (Sliwen) 邦 (Sofia) 邦 (Sopol) 邦 (Souhindol) 邦 (Stanimaka) 邦 (Stara-Zagora) 邦 (Stara- novo-Selo) 邦 (Straliffa) 邦 (Strelcha) 邦 (Svichov) 邦 (Tatar- Pazardjik)</p>	<p>邦 (Tchepelare) 邦 (Tcher- ven-Breg) 邦 (Tehripan) 邦 (Telavon) 邦 (Timovo) 邦 (Timovo- Sevnen) 邦 (Toutrakan) 邦 (Trevna) 邦 (Trin) 邦 (Trojan) 邦 (Trarditza) 邦 (Tzaribrod) 邦 (Varna) 邦 (Varnscheitz) 邦 (Vidin) 邦 (Vratza) 邦 (Vrbitza) 邦 (Zlutziza) 邦 (Madocera)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

郵政 東印度ニ於ケル外國郵便爲替取扱局名

<p>邦 (Banjoe- mas) 邦 (Ban- joewang) 邦 (Baros) 邦 (Batavia) 邦 (Benkoe- Jen) 邦 (Besoecki) 邦 (Bindjei) 邦 (Blitar) 邦 (Blora) 邦 (Bodjo- negoro) 邦 (Bojolali) 邦 (Bondo- voso) 邦 (Bui- lenzori) 邦 (Cheribon) 邦 (Demaik) 邦 (Djambi) 邦 (Djember) 邦 (Djoewana) 邦 (Djo- hjarika) 邦 (Djom- hang) 邦 (Fort de Kock) 邦 (Garoei) 邦 (Java)</p>	<p>邦 (Sumatra) 邦 (Java) 邦 (Sumatra) 邦 (Java) 邦 (Sumatra) 邦 (Java) 邦 (Sumatra) 邦 (Java) 邦 (Sumatra) 邦 (Java) 邦 (Sumatra) 邦 (Java) 邦 (Sumatra) 邦 (Java) 邦 (Sumatra) 邦 (Java) 邦 (Sumatra) 邦 (Java) 邦 (Sumatra) 邦 (Java) 邦 (Sumatra) 邦 (Java) 邦 (Sumatra) 邦 (Java) 邦 (Sumatra) 邦 (Java) 邦 (Sumatra) 邦 (Java) 邦 (Sumatra) 邦 (Java) 邦 (Sumatra) 邦 (Java) 邦 (Sumatra) 邦 (Java) 邦 (Sumatra) 邦 (Java) 邦 (Sumatra) 邦 (Java) 邦 (Sumatra)</p>	<p>邦 (Goeneng- Goeewa) 邦 (Gombong) 邦 (Gorontalo) 邦 (Grisee) 邦 (Ind- ramajoe) 邦 (Indra- poera) 邦 (Japara) 邦 (Kalanda) 邦 (Karan- ganjar) 邦 (Keboemen) 邦 (Kediri) 邦 (Kendal) 邦 (Ketamu) 邦 (Klaten) 邦 (Koeboes) 邦 (Koboemi) 邦 (Kota Radja) 邦 (Krak- saan) 邦 (Krawang) 邦 (Lahat) 邦 (Lasean) 邦 (Lawang) 邦 (Loeboesikaping) 邦 (Loe- mdjang) 邦 (Java) 邦 (Celebes) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java)</p>	<p>邦 (Madioen) 邦 (Mangelang) 邦 (Makasser) 邦 (Malang) 邦 (Medan) 邦 (Meester Cornelis) 邦 (Menado) 邦 (Modjo kerto) 邦 (Moer- radocera) 邦 (Mokko- mokko) 邦 (Muntok) 邦 (Neira) 邦 (Ngawi) 邦 (Olehleh) 邦 (Padang) 邦 (Padangpandang) 邦 (Padangsiden- poeran) 邦 (Palem- bang) 邦 (Pameka- sanj) 邦 (Pangkalaban- dan) 邦 (Java) 邦 (Celebes) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java) 邦 (Java)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

國名	上範圍ニ於ケル外國郵便局ノ取扱郵便局	媒介郵政廳	上範圍郵便局ノ取扱郵便局	最高制限額	媒介手数料	為替別配達	為替取戻及	摘要
「リベリア」 (Liberia)	「モンロービア」 (Monrovia)	獨逸郵政廳	布四百麻二百圓引去ラス			請求スル ストワ得	請求スル ストワ得	
「ボスニア」 (Bosnia)	英國郵政廳	英國郵政廳	渡本邦郵便					
「チリ」 (Chili)	英國郵政廳	英國郵政廳	渡本邦郵便					

乙 特別約定國郵政廳ノ媒介ニ依ルモノ

國名	上範圍郵便局ノ取扱郵便局	媒介郵政廳	上範圍郵便局ノ取扱郵便局	最高制限額	媒介手数料	為替別配達	為替取戻及	摘要
「オランダ」 (Netherlands)	英國郵政廳	英國郵政廳	渡本邦郵便					
「デンマーク」 (Denmark)	英國郵政廳	英國郵政廳	渡本邦郵便					
「フィンランド」 (Finland)	英國郵政廳	英國郵政廳	渡本邦郵便					
「ポルトガル」 (Portugal)	英國郵政廳	英國郵政廳	渡本邦郵便					
「サルバドル」 (Salvador)	英國郵政廳	英國郵政廳	渡本邦郵便					
「セルビア」 (Serbia)	英國郵政廳	英國郵政廳	渡本邦郵便					

瑞典(Sweden)
突尼斯(Tunis)

ウーラグワイ(Uruguay)

中央非洲保護領(British Central Africa Protectorate)

東非洲保護領(British East Africa Protectorate)

バーストランド(Basutoland)
ケープ植民地(Cape Colony)
ナタール植民地(Natal)
ジンバブウェ植民地(Zimbabwe)
ジンバブウェ南方保護領(Southern Rhodesia)

ガンビア植民地(Gambia Colony)
ゴールドコースト植民地(Gold Coast Colony)

ラゴス植民地(Lagos Colony)

モーリタニア植民地(Mauritania Colony)

ニジェール植民地(Niger Colony)

シエラレオネ植民地(Sierra Leone Colony)

セントヘレナ植民地(St. Helena Colony)
セーシェル植民地(Seychelles Colony)
トランスバル植民地(Transvaal Colony)
ウガンダ保護領(Uganda Protectorate)
ザンビザール保護領(Zanzibar Protectorate)

ベナン植民地(Benue Colony)
ニジェール南方植民地(Southern Niger Colony)

ケニア植民地(Kenya Colony)
ソマリア植民地(Somalia Colony)

タンザニア植民地(Tanzania Colony)

ウガンダ植民地(Uganda Colony)

ケニア植民地(Kenya Colony)

タンザニア植民地(Tanzania Colony)

ウガンダ植民地(Uganda Colony)

ケニア植民地(Kenya Colony)

タンザニア植民地(Tanzania Colony)

ウガンダ植民地(Uganda Colony)

ケニア植民地(Kenya Colony)

タンザニア植民地(Tanzania Colony)

ウガンダ植民地(Uganda Colony)

ケニア植民地(Kenya Colony)

タンザニア植民地(Tanzania Colony)

ウガンダ植民地(Uganda Colony)

ケニア植民地(Kenya Colony)

タンザニア植民地(Tanzania Colony)

ウガンダ植民地(Uganda Colony)

ケニア植民地(Kenya Colony)

英國領地保護國(British Colonies, Possessions, and Protectorates)

Table listing various British colonies and protectorates with their names in Japanese and English, including St. Helena, Seychelles, Sierra Leone, Transvaal, Uganda, Zanzibar, Bernada, British Guiana, British Honduras, Falkland Islands, Newfoundland, Antigua, Barbados, Dominica, Grenada, Jamaica, and Montserrat.

加 利 米 亞 (America)

Table with multiple rows and columns, likely representing a grid or data table for the Americas region.

Additional text or notes at the bottom of the Americas section.

為替金額二十五法者ハ其端
數毎ニ二十五法
更ニ白耳族郵政廳ノ媒介ヲ經
同ニ於テ為替金額ヨリ左
引合ラ以テ更ニ媒介手續料ヲ
引合ラ以テ更ニ媒介手續料ヲ
引合ラ以テ更ニ媒介手續料ヲ
引合ラ以テ更ニ媒介手續料ヲ

局便郵國英海外在 (British Postal Agencies abroad:)		(West)		切去 引去		切去 引去		切去 引去	
「ギブラルター」(Gibraltar)	「セイロン」(Ceylon)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「セイシパル」(Seychelles)	「ソマリア」(Somalia)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「スリナム」(Surinam)	「スエーデン」(Sweden)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「シヤム」(Siam)	「スウェーデン」(Sweden)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「タリヤ」(Talya)	「スイス」(Switzerland)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「トングラ」(Tongara)	「トルキ」(Turkey)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ヴァチカニヤ」(Vaticania)	「ウズベキスタン」(Uzbekistan)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ヨルダン」(Jordan)	「ウズベキスタン」(Uzbekistan)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ザンバル」(Zanzibar)	「ウズベキスタン」(Uzbekistan)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「アムステルダム」(Amsterdam)	「ウズベキスタン」(Uzbekistan)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ブリュッセル」(Brussels)	「ウズベキスタン」(Uzbekistan)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「コペンハーゲン」(Copenhagen)	「ウズベキスタン」(Uzbekistan)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「リスボン」(Lisbon)	「ウズベキスタン」(Uzbekistan)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「マニラ」(Manila)	「ウズベキスタン」(Uzbekistan)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「モントペリエール」(Montpelier)	「ウズベキスタン」(Uzbekistan)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ナポリ」(Napoli)	「ウズベキスタン」(Uzbekistan)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「パリス」(Paris)	「ウズベキスタン」(Uzbekistan)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ローマ」(Roma)	「ウズベキスタン」(Uzbekistan)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「サンクトペテルブルグ」(St. Petersburg)	「ウズベキスタン」(Uzbekistan)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「シカゴ」(Chicago)	「ウズベキスタン」(Uzbekistan)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ワシントン」(Washington)	「ウズベキスタン」(Uzbekistan)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ニューヨーク」(New York)	「ウズベキスタン」(Uzbekistan)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ロンドン」(London)	「ウズベキスタン」(Uzbekistan)	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク

更ニ地利郵政國ノ使介ヲ經

局便郵利地境古耳土在 (Austrian Post Offices in Turkey:)		切去 引去		切去 引去		切去 引去	
「アムステルダム」(Amsterdam)	「アムステルダム」(Amsterdam)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ブリュッセル」(Brussels)	「ブリュッセル」(Brussels)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「コペンハーゲン」(Copenhagen)	「コペンハーゲン」(Copenhagen)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「リスボン」(Lisbon)	「リスボン」(Lisbon)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「マニラ」(Manila)	「マニラ」(Manila)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「モントペリエール」(Montpelier)	「モントペリエール」(Montpelier)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ナポリ」(Napoli)	「ナポリ」(Napoli)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「パリス」(Paris)	「パリス」(Paris)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ローマ」(Roma)	「ローマ」(Roma)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「サンクトペテルブルグ」(St. Petersburg)	「サンクトペテルブルグ」(St. Petersburg)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「シカゴ」(Chicago)	「シカゴ」(Chicago)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ワシントン」(Washington)	「ワシントン」(Washington)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ニューヨーク」(New York)	「ニューヨーク」(New York)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ロンドン」(London)	「ロンドン」(London)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「アムステルダム」(Amsterdam)	「アムステルダム」(Amsterdam)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ブリュッセル」(Brussels)	「ブリュッセル」(Brussels)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「コペンハーゲン」(Copenhagen)	「コペンハーゲン」(Copenhagen)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「リスボン」(Lisbon)	「リスボン」(Lisbon)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「マニラ」(Manila)	「マニラ」(Manila)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「モントペリエール」(Montpelier)	「モントペリエール」(Montpelier)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ナポリ」(Napoli)	「ナポリ」(Napoli)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「パリス」(Paris)	「パリス」(Paris)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ローマ」(Roma)	「ローマ」(Roma)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「サンクトペテルブルグ」(St. Petersburg)	「サンクトペテルブルグ」(St. Petersburg)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「シカゴ」(Chicago)	「シカゴ」(Chicago)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ワシントン」(Washington)	「ワシントン」(Washington)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ニューヨーク」(New York)	「ニューヨーク」(New York)	ク	ク	ク	ク	ク	ク
「ロンドン」(London)	「ロンドン」(London)	ク	ク	ク	ク	ク	ク

英領印度(British India) 郵便(Burmah) 郵便

一二五ノ

局領郵度印ルケ於ニ諸各配下
(Agencies of the Indian Post Office)
at the undermentioned places:

「グアドル」 (Guadar) (Baluchistan)	「ポンディチーリ」 (Pondicherry) (French India)	「ブンドラアブ」 (Bunder Abbas)	「バクシャ」 (Baksha)	「バグダド」 (Bagdad) (Persian Gulf)	「バハRAIN」 (Bahrain)	「バハRAIN」 (Bahrain)	「バハRAIN」 (Bahrain)	「バハRAIN」 (Bahrain)	「バハRAIN」 (Bahrain)	「バハRAIN」 (Bahrain)	「バハRAIN」 (Bahrain)	「バハRAIN」 (Bahrain)	「バハRAIN」 (Bahrain)	「バハRAIN」 (Bahrain)	「バハRAIN」 (Bahrain)	「バハRAIN」 (Bahrain)	「バハRAIN」 (Bahrain)	「バハRAIN」 (Bahrain)	「バハRAIN」 (Bahrain)	「バハRAIN」 (Bahrain)
-------------------------------	----------------------------------------	-------------------------	-----------------	--------------------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

「マウリチウス」 (Mauritius)	「ニューサウスウェールズ」 (New South Wales)	「ニュージーランド」 (New Zealand)	「クエーンズランド」 (Queensland)	「シアン」 (Siam) (Bangkok, Chiangmai, Siengmai)	「南オーストラリア」 (South Australia)	「マラカッカ」 (Malacca)	「ペナン」 (Penang)	「シンガポール」 (Singapore)	「タスマニア」 (Tasmania)	「セイロン」 (Ceylon)
ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク

為替金額ノ百分ノ一	為替金額ノ百分ノ一	為替金額ノ百分ノ一	為替金額ノ百分ノ一	為替金額ノ百分ノ一	為替金額ノ百分ノ一
ク	ク	ク	ク	ク	ク

更ニ錫蘭郵政ノ媒介ヲ經

「ヴィクトリア」 (Victoria)
「ウエスタンオーストリア」 (Western Australia)
「マラ」 (Malta)

「イタリヤ」 (Italy)	「イタリヤ」 (Italy)	「イタリヤ」 (Italy)	「イタリヤ」 (Italy)	「イタリヤ」 (Italy)	「イタリヤ」 (Italy)
ク	ク	ク	ク	ク	ク

*「ウルグエ」コリ水邦ニ宛テ郵便爲替ノ提出ヲ爲サス
 †英國郵政總局ノ媒介ニ依リ水邦ヨリ「マルタ」ニ宛テ郵便爲替ヲ提出スコトヲ得ス
 ‡香港郵政總局ノ媒介ニ依リ水邦ヨリ「モリス」ニ宛テ郵便爲替ヲ提出スコトヲ得ス

第一 電信爲替

萬國聯合郵便爲替事務約定ニ依ル電信爲替直接交換國

國名	上記諸國ニ於ケル外國電爲替取扱郵便局	上記諸國電報テノ爲替金ヲ表示スヘキ貨幣	爲替一口ノ最高制限額
オーストリア (Austria)	國內總テノ郵便局ニ於テ取	法、泰	本邦提出額 一千法
埃及 (Egypt)	十附註ニ掲クル郵便局ニ限リ取扱フ	法、泰	本邦提出額 一千法ニ對スル
獨逸 (Germany)	國內總テノ郵便局ニ於テ取	麻、布	本邦提出額 一千法ニ對スル
ハンガリー (Hungary)	國內總テノ郵便局ニ於テ取	法、泰	本邦提出額 一千法ニ對スル
ルクセンブルグ (Luxemburg)	國內總テノ郵便局ニ於テ取	法、泰	本邦提出額 一千法ニ對スル
オランダ (Netherlands, or Holland)	國內總テノ郵便局ニ於テ取	「フロン」 (セント)	本邦提出額 四百圓
スイス (Switzerland)	國內總テノ郵便局ニ於テ取	法、泰	本邦提出額 一千法ニ對スル

十埃及ニ於ケル外國電信爲替取扱局名

アレクサンドリア (Alexandria)	ヨルダン (Jordan)	イスマーリヤ (Ismailia)	ロースハド (Rosette)
アシウト (Assiout)	カイロ (Caire)	カルフール (Kair-el-Zayat)	サマヌド (Sannoud)
アシウト貯水所 (Assiout Reservoir)	シビエ (Chib-el-Corn)	ケナ (Kena)	ソハ (Sohag)
アッスマン (Assuan)	ダマハール (Damanhour)	ルークソール (Louxor)	スエズ (Suez)
アッスマン貯水所 (Assuan Reservoir)	ダミエ (Damiéte)	マハラ (Mahalla)	タンタ (Tanta)
ベニハ (Benha)	フアード (Fayoum)	マンサラ (Mansourah)	テヘル (Teh-el-Barout)
ベニソエフ (Bani-Souef)	ギエールガ (Gherga)	メン (Menouf)	ザガザク (Zagazig)
	ギエーザ (Guiza)	ミン (Mina)	ゼネ (Zena)
		ポルトサイド (Port-Said)	

○遞信省告示第四百五十三號

萬國聯合電信爲替ノ振出及拂渡業務ヲ取扱フ郵便局ハ左ノ如シ

明治三十六年九月二十五日

遞信大臣大浦兼武

武藏國橫濱郵便局

肥前國長崎郵便局

武藏國東京中央郵便局

攝津國大阪中央郵便局

○遞信省告示第四百五十四號

左記郵便局所ニ於テハ各共局所名ノ下ニ記載セル外國郵便爲替事務ヲ取扱ハス

明治三十六年九月二十五日

遞信大臣大浦兼武

各一等郵便局、東京中央、大阪中央、函館、三宮、下關、門司各二等郵便局及在清國天津本邦郵便局所

在地ニ設置アル此等各局以外ノ郵便局所

在清國上海本邦郵便局

香港爲替(香港煤介爲)ノ拂渡
佛國爲替ノ振出拂渡並ニ獨逸及其煤介爲替、英國及其煤介爲替、加那太爲替、香港及其煤介爲替ノ拂渡
佛國爲替ノ振出拂渡並ニ獨逸及其煤介爲替ノ拂渡

在清國廈門、漢口及福州各本邦郵便局

在清國南京本邦郵便局

○遞信省告示第四百五十五號

來十月一日ヨリ川尻ト大牟田、久留米、福岡、佐賀、若松、小倉、門司、下關、長崎間ニ電話通信ヲ開始ス

但川尻ト長崎、下關、門司間ヲ長距離トス

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第四百五十六號

來十月一日ヨリ長崎福岡間ノ電話通信ハ長距離トシテ取扱ハス

明治三十六年九月二十五日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第四百五十七號

郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ

明治三十六年九月二十九日

遞信大臣大浦兼武

英貨	一パウンド	九七〇・一五二	一圓ニ付 2/01 即チ ニシリング ニ一六八八
	一シリング	四八六・〇八	
佛貨	一フランシ	五・〇五二	一圓ニ付 ニシリング 五十八・〇八
	一サンチム	三六六・八五	

米	一ダラー	二〇〇〇〇	一圓二付五十七セント
獨貨	一セント	二〇〇〇	
獨貨	一マルク	四八・二八〇	一圓二付ニツレハ七ツ五分
獨貨	一フラン	八・三三〇	一圓二付ニツレハ二五
獨貨	一ポンド	九〇・八〇〇	一圓二付ニツレハ六
獨貨	一ギニー	九〇・八〇〇	一圓二付ニツレハ六
獨貨	一ドル	九〇・八〇〇	一圓二付ニツレハ六
獨貨	一セント	九〇・八〇〇	一圓二付ニツレハ六
香港洋銀	一セント	九〇・八〇〇	一圓二付ニツレハ六

○逓信省告示第四百五十八號

本月三十日限り大阪市大阪博覽會前郵便電信受取所ヲ廢止ス但同所取扱ニ係ル郵便爲替郵便貯金及郵便取立金ニ關スル事務ハ大阪日本橋筋郵便受取所ニ於テ繼續取扱フ

明治三十六年九月二十九日

逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第四百五十九號

來十月一日ヨリ奥羽北線秋田和田間線路運輸營業ヲ開始ス旅客賃金及哩程左記ノ通但小荷物ノ配達ヲ取扱フ

明治三十六年九月二十九日

逓信大臣大浦兼武

和名	等級	早口	早口	早口	早口	早口	早口	早口	早口	早口
秋田	二	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八
青森	二	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七	二〇七
新	二	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六	二二六
城	二	二四五	二四五	二四五	二四五	二四五	二四五	二四五	二四五	二四五
大	二	二六四	二六四	二六四	二六四	二六四	二六四	二六四	二六四	二六四
淵	二	二八三	二八三	二八三	二八三	二八三	二八三	二八三	二八三	二八三
川	二	三〇二	三〇二	三〇二	三〇二	三〇二	三〇二	三〇二	三〇二	三〇二
部	二	三二一	三二一	三二一	三二一	三二一	三二一	三二一	三二一	三二一
弘	二	三四〇	三四〇	三四〇	三四〇	三四〇	三四〇	三四〇	三四〇	三四〇
前	二	三五九	三五九	三五九	三五九	三五九	三五九	三五九	三五九	三五九
大	二	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八	三七八
鐔	二	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七	四〇七
崎	二	四二六	四二六	四二六	四二六	四二六	四二六	四二六	四二六	四二六
關	二	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五
原	二	四六四	四六四	四六四	四六四	四六四	四六四	四六四	四六四	四六四
場	二	四八三	四八三	四八三	四八三	四八三	四八三	四八三	四八三	四八三
白	二	五〇二	五〇二	五〇二	五〇二	五〇二	五〇二	五〇二	五〇二	五〇二
澤	二	五二一	五二一	五二一	五二一	五二一	五二一	五二一	五二一	五二一
大	二	五四〇	五四〇	五四〇	五四〇	五四〇	五四〇	五四〇	五四〇	五四〇
館	二	五六九	五六九	五六九	五六九	五六九	五六九	五六九	五六九	五六九
和	二	五八八	五八八	五八八	五八八	五八八	五八八	五八八	五八八	五八八
田	二	六〇七	六〇七	六〇七	六〇七	六〇七	六〇七	六〇七	六〇七	六〇七
和	二	六二六	六二六	六二六	六二六	六二六	六二六	六二六	六二六	六二六
田	二	六四五	六四五	六四五	六四五	六四五	六四五	六四五	六四五	六四五
和	二	六六四	六六四	六六四	六六四	六六四	六六四	六六四	六六四	六六四
田	二	六八三	六八三	六八三	六八三	六八三	六八三	六八三	六八三	六八三
和	二	七〇二	七〇二	七〇二	七〇二	七〇二	七〇二	七〇二	七〇二	七〇二
田	二	七二一	七二一	七二一	七二一	七二一	七二一	七二一	七二一	七二一
和	二	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇	七四〇
田	二	七五九	七五九	七五九	七五九	七五九	七五九	七五九	七五九	七五九

但シ一等賃金ハ三等賃金ノ三倍トス

哩程

八哩二

○逓信省告示第四百六十號

來十月一日ヨリ千葉佐倉飯岡漆山線ノ目神町石越藤田日和田ノ各鐵道停車場ニ於テ公衆電報ノ取扱ヲ開始ス其ノ取扱所ノ名稱及位置左ノ如シ

明治三十六年九月二十九日

逓信大臣大浦兼武

名	稱	位	置	名	稱	位	置
千葉	電信取扱所	下總國千葉郡千葉鐵道停車場	(千葉鐵道)	目神	電信取扱所	羽前國北村山郡目神鐵道停車場	(日本鐵道)
佐倉	電信取扱所	下總國印旛郡佐倉鐵道停車場	(千葉鐵道)	石越	電信取扱所	陸前國登米郡石越鐵道停車場	(日本鐵道)
飯岡	電信取扱所	下總國海上郡飯岡鐵道停車場	(千葉鐵道)	藤田	電信取扱所	岩代國伊達郡藤田鐵道停車場	(日本鐵道)
漆山	電信取扱所	羽前國東村山郡漆山鐵道停車場	(山形鐵道)	日和田	電信取扱所	岩代國安積郡日和田鐵道停車場	(日本鐵道)
目	電信取扱所	羽前國東置賜郡目電道停車場	(山形鐵道)				

○逓信省告示第四百六十一號

來十月一日ヨリ左ノ郵便局及郵便受取所名ヲ改稱ス

明治三十六年九月二十九日

逓信大臣大浦兼武

國郡名	舊局名	新局名	國郡名	舊所名	新所名
近江國甲賀郡	長野	信樂	山城國京都市	京町新町魚ノ棚	京都新町五條
丹波國船井郡	木庄	和知	山城國紀伊郡	稻荷	伏見稻荷

○遞信省告示第四百六十二號

來十月一日ヨリ豐後國東國東郡中國郵便受取所ヲ同國同郡西安岐村大字瀬戸田ニ移轉シ西安岐郵便受取所ト改稱ス

明治三十六年九月二十九日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第四百六十三號

相模國蘆ノ湯電信受取所ニ於ル電信事務取扱期間ヲ本年ニ限り來十月三十一日マテ延期ス

明治三十六年九月三十日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第四百六十四號

中宮祠郵便電信取扱所同電話所及鹽原電信取扱所事務取扱期間ヲ本年ニ限り十月三十一日マテ延期ス

明治三十六年九月三十日

遞信大臣大浦兼武

○臺灣總督府告示第八十四號(官報 九月二日)

明治三十一年六月告示第三十五號別冊臺灣發川石山經過海外電報料金表中左ノ通改正ス

明治三十六年八月二十五日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

第一表大洋洲地方ノ部中「瓜哇」ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

グワム (Guam) (馬尼刺經過)

ミッドウェイ (Midway) (馬尼刺經過)

ハवाई (Hawaii)

ホノルル (Honolulu) (馬尼刺經過)

1.00100

1.00100

1.00100

同表同部中「スーヴァ」ノ項ヲ左ノ如ク改ム

フキナ群島 (Fiji Islands)

スーヴァ (Suva) (澳洲及太平洋經過)

1.00000

同表歐羅巴地方ノ部中「歐羅巴露西亞及甲加索」ノ項ヲ左ノ如ク改ム

歐羅巴露西亞及甲加索 (Russia in Europe and Caucasus)

1.00000

同表亞非利加地方ノ部中「アンゴラ」ノ項「ハムバザ」ノ次ニ「ロボト(Lobito)」ヲ「獨領東亞非利加」ノ項

「リンダ」ノ次ニ「チヌラ(Chinua)」ヲ「葡領東亞非利加」ノ項「リンボボ」ノ次ニ「マチペーン(Matibane)」ヲ加

ヘ又「亞非利加西海岸」ノ項「ロアンダ」ノ次ニ左ノ如ク加フ

ロアンダ (Lobito)

1.00000

同表東方擴張電信會社ノ線路ヲ經過スル英吉利政府ノ電報ニ適用スル川石山以外特別料金、大洋洲

地方ノ部中「スーヴァ」ノ項ヲ左ノ如ク改ム

フキナ群島 (Fiji Islands)

スーヴァ (Suva) (澳洲及太平洋經過)

0.99600

同表東方擴張電信會社ノ線路ヲ經過スル佛蘭政府ノ電報ニ適用スル川石山以外特別料金、大洋洲

地方ノ部中「スーヴァ」ノ項ヲ左ノ如ク改ム

フキナ群島 (Fiji Islands)

スーヴァ (Suva) (澳洲及太平洋經過)

1.00000

第三表ヲ左ノ如ク改ム

第三表

自臺灣經川石山至北亞米利加及バハマ島各地電報川石山以外一階料

埠	各	馬尼刺線	澳洲及太平洋線	イースタ線	烏拉打線
北米諸邦 (North America)					
合衆國 (United States)					
アラバマ (Alabama)	110800	1101000	1102100	1102100	1102100
アリゾナ (Arizona)	110100	1100900	1101000	1101000	1101000
アーカンザス (Arkansas)	110400	1101000	1101100	1101100	1101100
カリフォルニア (California)	1101000	1100900	1101000	1101000	1101000
サンフランシスコ (San Francisco)	1101000	1100900	1101000	1101000	1101000
諸邦 (Other places)	1101000	1100900	1101000	1101000	1101000
コロラド (Colorado)	1101000	1100900	1101000	1101000	1101000
コロンビア (Columbia District)	1104000	1101000	1101000	1101000	1101000
コネチカット (Connecticut)	1102000	1101000	1101000	1101000	1101000
デラウェア (Delaware)	1101100	1101000	1101000	1101000	1101000
フロリダ (Florida)	1102000	1101000	1101000	1101000	1101000
キーウエスト (Key West)	1102000	1101000	1101000	1101000	1101000
ペンシルベニア (Pennsylvania)	1102000	1101000	1101000	1101000	1101000
諸邦 (Other places)	1102000	1101000	1101000	1101000	1101000
ジョージア (Georgia)	1102000	1101000	1101000	1101000	1101000
アイダホ (Idaho)	1101000	1100900	1101000	1101000	1101000
イリノイ (Illinois)	1101000	1100900	1101000	1101000	1101000
インディアン領土 (Indian Territory)	1101000	1100900	1101000	1101000	1101000
インディアナ (Indiana)	1101000	1100900	1101000	1101000	1101000
アイオワ (Iowa)	1101000	1100900	1101000	1101000	1101000
カンザス (Kansas)	1101100	1101000	1101000	1101000	1101000
ケンタッキー (Kentucky)	1101000	1100900	1101000	1101000	1101000

ルイジアナ (Louisiana)	1101000	1101000	1101000	1101000
ニューオーリンズ (New Orleans)	1101000	1101000	1101000	1101000
諸邦 (Other places)	1101000	1101000	1101000	1101000
メイン (Maine)	1102000	1101000	1101000	1101000
メリーランド (Maryland)	1102000	1101000	1101000	1101000
マサチューセッツ (Massachusetts)	1102000	1101000	1101000	1101000
ミシガン (Michigan)	1101000	1100900	1101000	1101000
ミネソタ (Minnesota)	1101000	1100900	1101000	1101000
デュラック (Duluth)	1101000	1100900	1101000	1101000
ミネアポリス (Minneapolis)	1101000	1100900	1101000	1101000
セントポール (St. Paul)	1101000	1100900	1101000	1101000
ウィノナ (Winona)	1101000	1100900	1101000	1101000
諸邦 (Other places)	1101000	1100900	1101000	1101000
ミシシッピ (Mississippi)	1101000	1100900	1101000	1101000
ミズーリ (Missouri)	1101000	1100900	1101000	1101000
セントルイス (St. Louis)	1101000	1100900	1101000	1101000
諸邦 (Other places)	1101000	1100900	1101000	1101000
モンタナ (Montana)	1101000	1100900	1101000	1101000
ネブラスカ (Nebraska)	1101000	1100900	1101000	1101000
ネバダ (Nevada)	1101000	1100900	1101000	1101000
ニューハンプシャー (New Hampshire)	1101000	1100900	1101000	1101000
ニュージャージー (New Jersey)	1101000	1100900	1101000	1101000
ホボケン (Hoboken)	1101000	1100900	1101000	1101000
ジャージーシティ (Jersey City)	1101000	1100900	1101000	1101000
諸邦 (Other places)	1101000	1100900	1101000	1101000
ニューメキシコ (New Mexico)	1101000	1100900	1101000	1101000
ニューヨーク (New York)	1101000	1100900	1101000	1101000

バーリッジ (Bay Ridge)	1125000	1121000	1121000	1121000
ブロークリン (Brooklyn)	1125000	1121000	1121000	1121000
フラッシュ (Flatbush)	1125000	1121000	1121000	1121000
フォートハミルトン (Fort Hamilton)	1125000	1121000	1121000	1121000
グouvernor's Island (Governor's Island)	1125000	1121000	1121000	1121000
グリーンリッジ (Green Ridge)	1125000	1121000	1121000	1121000
ロングアイランドシティ (Long Island City)	1125000	1121000	1121000	1121000
ニューブリッジ (New Brighton)	1125000	1121000	1121000	1121000
ニューダープ (New Dorp)	1125000	1121000	1121000	1121000
ニューヨークシティ (New York City)	1125000	1121000	1121000	1121000
ポートリッチモンド (Port Richmond)	1125000	1121000	1121000	1121000
クオアランティン (Quarantine)	1125000	1121000	1121000	1121000
セントジョージ (St. George)	1125000	1121000	1121000	1121000
シナプトン (Synpton)	1125000	1121000	1121000	1121000
トンプキンズビル (Tompkinsville)	1125000	1121000	1121000	1121000
ウェストニューブリッジ (West New Brighton)	1125000	1121000	1121000	1121000
ヨンクス (Yonkers)	1125000	1121000	1121000	1121000
諸島 (Other places)	1125000	1121000	1121000	1121000
北と南の卡罗ライナ (North and South Carolina)	1125000	1121000	1121000	1121000
オハイオ (Ohio)	1125000	1121000	1121000	1121000
オクラホマ準州 (Oklahoma Territory)	1125000	1121000	1121000	1121000
オレゴン (Oregon)	1125000	1121000	1121000	1121000
ペンシルベニア (Pennsylvania)	1125000	1121000	1121000	1121000
ロードアイランド (Rhode Island)	1125000	1121000	1121000	1121000
テネシー (Tennessee)	1125000	1121000	1121000	1121000
テキサス (Texas)	1125000	1121000	1121000	1121000
ユタ (Utah)	1125000	1121000	1121000	1121000
バーモント (Vermont)	1125000	1121000	1121000	1121000

バージニア (Virginia)	1125000	1121000	1121000	1121000
ワシントン準州 (Washington Territory)	1125000	1121000	1121000	1121000
ウィスコンシン (Wisconsin)	1125000	1121000	1121000	1121000
ワイオミング (Wyoming)	1125000	1121000	1121000	1121000
アラスカ (Alaska)	1125000	1121000	1121000	1121000
チェシチナ (Chesichina)	1125000	1121000	1121000	1121000
銅センター (Copper Center)	1125000	1121000	1121000	1121000
イーグルシティ (Eagle City)	1125000	1121000	1121000	1121000
フォートリッセム (Fort Liscum)	1125000	1121000	1121000	1121000
グレイシャー (Glacier)	1125000	1121000	1121000	1121000
ジュネウ (Juneau)	1125000	1121000	1121000	1121000
ケチカヌック (Ketchikan)	1125000	1121000	1121000	1121000
マスタスタ峠 (Mantasta pass)	1125000	1121000	1121000	1121000
スリッパ (Slipps)	1125000	1121000	1121000	1121000
スキグワイ (Skagway)	1125000	1121000	1121000	1121000
タンナジュンクション (Tanana Junction)	1125000	1121000	1121000	1121000
バルデズ (Valdez)	1125000	1121000	1121000	1121000
バーミューダ (Bermuda)	1125000	1121000	1121000	1121000
カナダ (Canada)	1125000	1121000	1121000	1121000
ケープブレトン (Cape Breton)	1125000	1121000	1121000	1121000
ブリチッシュコロンビア (British Columbia)	1125000	1121000	1121000	1121000
アレキサンドリア (Alexandria)	1125000	1121000	1121000	1121000
バークビル (Barkerville)	1125000	1121000	1121000	1121000
リロイ (Lilloet)	1125000	1121000	1121000	1121000
ワンマイルハウス (One hundred and fifty Mile House)	1125000	1121000	1121000	1121000
パヴィリオン (Pavilion)	1125000	1121000	1121000	1121000
クエネル (Queenelle)	1125000	1121000	1121000	1121000
ソーダクリーク (Soda Creek)	1125000	1121000	1121000	1121000

アトリン (Atlin)	114,000	110,000	101,000	101,000
ブラックウォーター (Black water)	114,000	110,000	101,000	101,000
フラスァー (Fraser Lake)	113,000	110,000	101,000	101,000
クリントン (Clinton)	113,000	110,000	101,000	101,000
ワンフティマイルハウス (One hundred and fifteen Mile House)	113,000	110,000	101,000	101,000
ベネット (Bennett)	113,000	110,000	101,000	101,000
フラスァー (Fraser)	113,000	110,000	101,000	101,000
ログキャビン (Log Cabin)	113,000	110,000	101,000	101,000
ペンギントン (Pennyngton)	113,000	110,000	101,000	101,000
ホワイトパス (Summit or white Pass)	113,000	110,000	101,000	101,000
ハズェル (Hazellon)	113,000	110,000	101,000	101,000
アバースデー (Aberdeen Cannery)	113,000	110,000	101,000	101,000
マニセロー (Manicetown)	113,000	110,000	101,000	101,000
ポートシムソン (Port Simpson)	113,000	110,000	101,000	101,000
スキーンカニオン (Skeena Canyon)	113,000	110,000	101,000	101,000
テレグラフクリーク (Telegraph Creek)	113,000	110,000	101,000	101,000
オザリ (Other places)	113,000	110,000	101,000	101,000
マニトバ (Manitoba)	113,000	110,000	101,000	101,000
ニューブランズウィック (New Brunswick)	113,000	110,000	101,000	101,000
ノースウェストテリトリー (North West Territory)	113,000	110,000	101,000	101,000
ビッグサーモン (Big Salmon)	113,000	110,000	101,000	101,000
カールスグロッシング (Carhuo Grossing)	113,000	110,000	101,000	101,000
ファイブフィンガーズ (Five Fingers)	113,000	110,000	101,000	101,000
フォートセキーク (Fort Selkirk)	113,000	110,000	101,000	101,000
フックリグ (Hookliagua)	113,000	110,000	101,000	101,000
ローラージ (Lower Labarge)	113,000	110,000	101,000	101,000
セリヤ (Selryn)	113,000	110,000	101,000	101,000
タジシ (Tajish)	113,000	110,000	101,000	101,000
ホワイトホース (White Horse)	113,000	110,000	101,000	101,000

カウレイ (Cowley)	111,000	110,000	101,000	101,000
ダフソンシティ (Dawson City)	111,000	110,000	101,000	101,000
フォर्टイ (Forty Mile)	111,000	110,000	101,000	101,000
ノーザンインターナショナルバウンダリー (Northern International Boundary)	111,000	110,000	101,000	101,000
オジビエ (Ojivie)	111,000	110,000	101,000	101,000
スティーワートリバー (Stewart River)	111,000	110,000	101,000	101,000
オザリ (Other place)	111,000	110,000	101,000	101,000
ノヴァスコシア (Nova Scotia)	111,000	110,000	101,000	101,000
オンタリオ (Ontario)	111,000	110,000	101,000	101,000
プリンスエドワードアイランド (Prince Edward Island)	111,000	110,000	101,000	101,000
クエベック (Quebec)	111,000	110,000	101,000	101,000
ヴァンクーヴァーアイランド (Vancouver Island)	111,000	110,000	101,000	101,000
ニューファンドランド (New Foundland)	111,000	110,000	101,000	101,000
セントピエールミケロン (St. Pierre miquelon)	111,000	110,000	101,000	101,000
バハマ諸島 (Islands of Bahama)	111,000	110,000	101,000	101,000
ナッソー (Nassov)	111,000	110,000	101,000	101,000
トルクス諸島 (Turks Islands)	111,000	110,000	101,000	101,000

但、南洋及太平洋諸島は、經由シテ加泰太國各局ニ至ル英吉利政府電報ハ、同線經由通費料金ノ内一割ニ付金二圓三十五錢二厘ヲ波ス

第五表 未尾備考中第一號 第一項ヲ左ノ如ク改ム

一 右料金表ハ、川石山以外ノ料金ヲ掲載シタルモノナルカ故ニ、右料金ノ外一割ニ付、道川石山間ノ料金(木邦首尾料)トシテ歐羅巴各地(露西亞、北極、西伯利亞、シベリヤ、アムドネリヤ、チチネーニス、トリポリ、シベリヤ、刺線及遠洲太平洋諸島、ノロト、ミンネソッポ、ハワ、非、亞米利加各地ニ宛ルモノハ、金二十二錢、其ノ他ハ、總テ金二十八錢ヲ加フ

同備考中第二號ヲ削リ、號數ヲ順次繰上ル

○臺灣總督府告示第八十五號(官報九月二日)

明治三十一年律令第十九號ニ依リ通用スル一圓銀貨幣及政府ノ極印ヲ施セル一圓銀貨幣ノ價格ヲ

明治三十六年八月二十七日以降一枚ニ付金九十二錢ニ改定ス

明治三十六年八月二十六日

○臺灣總督府告示第八十六號(官報九月八日)

臺灣總督男爵兒玉源太郎

明治三十六年八月二十六日告示第五十一號ヲ以テ基隆港内浚渫區域識別ノ爲メ碇置セシ浮標ノ内石花灘浮標ヲ基點トシ南四十二度三十分西距離四百七十間水面上高十四尺ノ赤色浮標ヲ撤去シ當分ノ内同位置ニ赤白二旗ノ旗(幅三尺)ヲ結著シタル一箇ノ旗竿ヲ立ツ但シ水面上高十二尺ナリ

明治三十六年九月一日

○臺灣總督府告示第八十七號(官報九月八日)

臺灣總督男爵兒玉源太郎

明治三十四年九月告示第九十二號ヲ以テ揭示方停止セシ斗六廳下湖口港所在警報信號標ハ従前ノ通揭示スルコトトセリ

明治三十六年九月一日

○臺灣總督府告示第八十八號(官報九月八日)

臺灣總督男爵兒玉源太郎

明治三十一年律令第十九號ニ依リ通用スル一圓銀貨幣及政府ノ極印ヲ施セル一圓銀貨幣ノ價格ヲ

明治三十六年九月一日

○臺灣總督府告示第八十九號(官報九月十六日)

臺灣總督男爵兒玉源太郎

明治三十二年二月告示第二十一號中末尾へ左ノ通追加ス

明治三十六年九月八日

○臺灣總督府告示第九十號(官報九月十六日)

臺灣總督男爵兒玉源太郎

明治三十一年律令第十九號ニ依リ通用スル一圓銀貨幣及政府ノ極印ヲ施セル一圓銀貨幣ノ價格ヲ

明治三十六年九月八日

明治三十六年九月十日以降一枚ニ付金九十二錢ニ改定ス

明治三十六年九月九日

○臺灣總督府告示第九十一號(官報九月十六日)

臺灣總督男爵兒玉源太郎

清國威海衛劉公島附近沈没船ニ關シ英國海軍威海衛司令部ニ於テ別記ノ通告示セシ旨安平駐在英國領事ヨリ通知アリ

明治三十六年九月十日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

(別記)

水路告示第五十九號

劉公島附近ニ沈没船アリ航行ニ危險ナリ

該船ノ位置ハ鐵道橋上ノ白色建物ヨリ南東四分ノ一東ニ當リ其ノ距離六百二十ヤードナリ而シテ該船ノ中心ヨリ日島ハ南東ニ當ル

該船船體ノ長サハ約二百五十呎ニシテ西北西ヨリ東南東ニ横ハリ船體上ノ水深ハ干潮面ニ在リテ二十一呎ナリ

千九百三年八月四日

威海衛司令部

海軍中將サイブリアンエー、ジー、ブリッジ

○臺灣總督府告示第九十二號(官報九月二十二日)

明治三十一年六月告示第三十五號別冊臺灣發川石山經過海外電報料金表中左ノ通改正ス

明治三十六年九月十二日

第一表東方擴張電信會社ノ線路ヲ經過スル英吉利政府ノ電報ニ適用スル川石山以外特別料金、歐

臺灣總督男爵兒玉源太郎

明治三十六年九月 官報 臺灣總督府第九十二號 第九十三號

羅巴地方ノ部中「英吉利(濠洲及太平洋線經過)」ノ項ノ次但書ヲ左ノ如ク改ム

備考

一 歐羅巴ヲ經由シテ亞米利加又ハ其ノ他ノ各地ニ至ルモノハ同地經由通常料金ヨリ一語ニ付金六十三錢ヲ減ス

二 濠洲及太平洋線ヲ經由シテ加奈太國各局ニ至ルモノハ同線經由通常料金ヨリ一語ニ付金一圓一錢四厘ヲ減ス

三 福州香港間東方擴張電信會社海底線不通ノ場合モ前掲料金ノ變更ヲ要セス

同表東方擴張電信會社ノ線路ヲ經過スル佛蘭西政府ノ電報ニ適用スル川石山以外特別料金、歐羅巴地方ノ部中「歐羅巴各地」ノ項ノ次但書ヲ左ノ如ク改ム

備考

歐羅巴ヲ經由シテ亞米利加又ハ其ノ他ノ各地ニ至ルモノハ同地經由通常料金ヨリ一語ニ付金六十三錢ヲ減ス

第二表清國地方ノ部中「廈門」ノ項ヲ左ノ如ク改ム

0.1100

同表同部中浙江省ノ下「餘姚」ノ次ニ「温州(Wenchow)」ヲ加フ

馬尼刺線

烏拉日阿斯德線倫敦若ハ

「中」ウニス
「ト」ジャマイ
「カ」パナマ線

墨西哥地方(Mexico)

アールタ (Altar)			
アリゾペ (Arizpe)			
バナニチ (Bannichi)			
チナハカト (Chinahas)			
グアヤマ (Guaymas)			
ヘルモシロ (Hermosillo)			
マタモロス (Matamoros, Tammihpas)	11.2000	11.5000	6.3800
モンテレー (Monterrey)			
サビナス (Sabinas)			
サリロ (Saltillo)			
サウ (Sauz)			
メキシコ (Mexico City)			
コアウアカ (Coahuacoles)	11.4100	12.0000	6.3800
テンプィコ (Tampico)			
ベラクルズ (Vera Cruz City)	11.0000	11.0000	6.3800
其他各地 (Other places)			
中央亞米利加地方 (Central American)			
コスタリカ (Costa Rica)	11.7000	11.8800	6.1000
グアテマラ (Guatemala)			
サンホセ (San José)	11.1000	11.1000	6.3000
其他各地 (Other places)	11.3000	11.8000	6.2000
ホンデュラス (Honduras)	11.5000	11.6000	6.1000
ニカラガ (Nicaragua)			
サンファンデルスル (San Juan del Sur)	11.6000	11.7000	6.1000
其他各地 (Other places)	11.4000	11.6000	6.1000
サルバドル (Salvador)			
リベラティ (Libertad)	11.8000	11.8000	6.1000
其他各地 (Other places)	11.6000	11.6000	6.1000

同表南亞米利加地方ノ部「ブラジル」以下「佛領ギアナ」マテヲ左ノ如ク改ム

ブラジル (Brazil)	5,000	烏拉日阿斯線	5,000
ペルナンブーク (Pernambuco)	5,000	馬尼刺及サン、フランシスコ經過ガ ルヴェストン線	5,000
ガメタ (Gamaeta)	5,000	倫敦若ハブ レスト經過 新約克ハイ チ線	5,000
チャベス (Chaves)	5,000	リス本經過 バルナムビ ニコ線	5,000
ガルupa (Garupa)	5,000		
マカパ (Macapa)	5,000		
モンテアレグレ (Monte Alegre)	5,000		
モスケイロス (Mosqueiros)	5,000		
ピンheiros (Pinheiros)	5,000		
サンタレム (Santarem)	5,000		
ソウレ (Soure)	5,000		
アレメン (Almenquer)	5,000		
マカオ (Macao)	5,000		
オリロス (Otilos)	5,000		
パリン (Parins)	5,000		
其他各地 (Other places)	5,000		

尼刺及サン、フランシスコ經過ガ
ルヴェストン線
倫敦若ハブ
レスト經過
新約克ハイ
チ線
リス本經過
バルナムビ
ニコ線

○臺灣總督府告示第九十三號 (官報九月二十二日)

アルゼンチン共和國 (Argentine Republic)	5,000	5,000	5,000
パラグアイ (Paraguay)	5,000	5,000	5,000
ウルグアイ (Uruguay)	5,000	5,000	5,000
ボリビア (Bolivia)	5,000	5,000	5,000
チリ (Chili)	5,000	5,000	5,000
ペルー (Peru)	5,000	5,000	5,000
エクアドル (Ecuador)	5,000	5,000	5,000
グアヤquil (Guayaquil)	5,000	5,000	5,000
其他各地 (Other places)	5,000	5,000	5,000
佛領ギアナ (French Guiana)	5,000	5,000	5,000
蘭領ギアナ (Dutch Guiana)	5,000	5,000	5,000

明治三十六年九月十五日ヨリ明治三十六年九月五告示第四十七號中但シ書ヲ削ル

臺灣總督男爵兒玉源太郎

【參照】
明治三十六年六月四日臺灣總督府告示第四十七號ハ苗粟廳下後堀及苗粟ニ停車場設置運轉營業開始、其但書ハ後堀停車場ニ於テハ當分ノ内貨切貨物ヲ取扱ハサル件ナリ

○臺灣總督府告示第九十四號 (官報九月二十六日)

明治三十一年律令第十九號ニ依リ通用スル一圓銀貨幣及政府ノ極印ヲ施セル一圓銀貨幣ノ價格ヲ

明治三十六年九月十八日以降一枚ニ付金九十錢ニ改定ス

臺灣總督男爵兒玉源太郎

○臨時博覽會事務局告示第十號

明治三十六年七月臨時博覽會事務局告示第一號聖路易萬國博覽會出品規則第十三條ノ次ニ左ノ一

明治三十六年九月 告示 臺灣總督府第九十三號 第九十四號 臨時博覽會事務局第十號

條ヲ追加ス

明治三十六年九月十七日

臨時博覽會總裁男爵清浦奎吾

第十三條ノ二 美術品以外ノ出品ニ付テハ其陳列ニ要スル一定ノ陳列箱、陳列臺及之ニ附屬スル一般ノ裝飾ニ限リ事務局ノ費用ヲ以テ之ヲ調製スヘシ但シ出品人ノ自辨ヲ以テ設備ヲ爲スヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ明治三十六年十月十日迄ニ設計書ヲ添ヘ事務局ニ願出ツヘシ

○内務省告示第六十二號

兵庫縣神戸市海岸通二丁目十番屋敷ノ一住

清國人 何堯初
清國人 何東源

右日本帝國ニ歸化ヲ允許セリ

明治三十六年十月十三日

内務大臣伯爵桂 太郎

○内務省告示第六十三號

鳥取縣西伯郡大山村大字大山觀音堂並阿彌陀堂ハ今回同村大山寺ノ境内佛堂ト爲スコトヲ認可セシニ付本年四月十五日本省告示第三十號中當該佛堂所有國寶銅造十一面觀音立像一軀、銅造觀世音菩薩立像一軀並木造阿彌陀如來及兩脇侍像三軀ハ何レモ大山寺ノ所有ニ歸セリ

明治三十六年十月十六日

内務大臣伯爵桂 太郎

○内務省告示第六十四號

一明治三十七年九星早見 一册 大阪府堺市難野町東二丁目十八番屋敷實田有年發行
右出版物ハ略本層類似ト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁ス

明治三十六年十月十九日

内務大臣伯爵桂 太郎

○内務省告示第六十五號

一 日露戰爭豫言歌 一册 東京市麹町區有樂町一丁目五番地森野幾松方海邊左之助發行
右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ且其ノ刻版及印本ヲ差押ス

明治三十六年十月十九日

内務大臣伯爵桂 太郎

明治三十六年十月 告示 内務省第六十六號 第六十七號 第六十八號 第六十九號 第七十號

一二七二

○内務省告示第六十六號
一日露軍歌 一册

東京市京橋區築地入船町四丁目三番地今關榮發發行

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ且其ノ刻板及印本ヲ差押

明治三十六年十月十九日

内務大臣伯爵桂 太郎

○内務省告示第六十七號

一小學世界 第四卷第七號 一册

東京市京橋區北橋町十七番地富山利三郎發行

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ且其ノ刻板及印本ヲ差押

明治三十六年十月二十日

内務大臣伯爵桂 太郎

○内務省告示第六十八號

一横濱文學 第一卷第四號 一册

横濱市南太田町二一六六番地葛野千代發行

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ且其ノ刻板及印本ヲ差押

明治三十六年十月二十一日

内務大臣伯爵桂 太郎

○内務省告示第六十九號

一露國討伐軍歌 全一册

名古屋市針屋町三十一番戸小池清發行

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ且其ノ刻板印本ヲ差押

明治三十六年十月二十一日

内務大臣伯爵桂 太郎

○内務省告示第七十號

一鷲退治軍歌 一枚

東京市牛込區市ヶ谷八幡町三番地葛野千代發行

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ且其ノ刻板及印本ヲ差押

明治三十六年十月二十一日
○内務省告示第七十一號
明治三十年法律第二十九號砂防設備第二條ニ依リ砂防設備ヲ要スル土地左ノ通指定ス

内務大臣伯爵桂 太郎
内務大臣伯爵桂 太郎

地名	町村名	大字名	字名	地番	備考
西筑前	龍生谷	島	道	三、二四一	番子
				三、二四二	内
				三、二四三	番子
				三、二四四	番子
西筑前	龍生谷	島	道	三、二四五	番子
				三、二四六	番子
				三、二四七	番子
				三、二四八	番子
西筑前	龍生谷	島	道	三、二四九	番子
				三、二五〇	番子
				三、二五一	番子
				三、二五二	番子
西筑前	龍生谷	島	道	三、二五三	番子
				三、二五四	番子
				三、二五五	番子
				三、二五六	番子
西筑前	龍生谷	島	道	三、二五七	番子
				三、二五八	番子
				三、二五九	番子
				三、二六〇	番子
西筑前	龍生谷	島	道	三、二六一	番子
				三、二六二	番子
				三、二六三	番子
				三、二六四	番子
西筑前	龍生谷	島	道	三、二六五	番子
				三、二六六	番子
				三、二六七	番子
				三、二六八	番子
西筑前	龍生谷	島	道	三、二六九	番子
				三、二七〇	番子
				三、二七一	番子
				三、二七二	番子
西筑前	龍生谷	島	道	三、二七三	番子
				三、二七四	番子
				三、二七五	番子
				三、二七六	番子
西筑前	龍生谷	島	道	三、二七七	番子
				三、二七八	番子
				三、二七九	番子
				三、二八〇	番子
西筑前	龍生谷	島	道	三、二八一	番子
				三、二八二	番子
				三、二八三	番子
				三、二八四	番子
西筑前	龍生谷	島	道	三、二八五	番子
				三、二八六	番子
				三、二八七	番子
				三、二八八	番子
西筑前	龍生谷	島	道	三、二八九	番子
				三、二九〇	番子
				三、二九一	番子
				三、二九二	番子
西筑前	龍生谷	島	道	三、二九三	番子
				三、二九四	番子
				三、二九五	番子
				三、二九六	番子
西筑前	龍生谷	島	道	三、二九七	番子
				三、二九八	番子
				三、二九九	番子
				三、三〇〇	番子
西筑前	龍生谷	島	道	三、三〇一	番子
				三、三〇二	番子
				三、三〇三	番子
				三、三〇四	番子
西筑前	龍生谷	島	道	三、三〇五	番子
				三、三〇六	番子
				三、三〇七	番子
				三、三〇八	番子
西筑前	龍生谷	島	道	三、三〇九	番子
				三、三一〇	番子
				三、三一〇	番子
				三、三一〇	番子

明治三十六年十月 告示 内務省第七十一號

一二七三

同 同
同 同
同 同

同 揚川村谷 花松 畦

○内務省告示第七十二號

明治三十年法律第二十九號砂防法第二條ニ依リ砂防設備ヲ要スル土地左ノ通指定ス

明治三十六年十月二十四日

内務大臣伯爵桂 太郎

福井縣

郡名	町村名	大字名	字名	地	番
敦賀郡	中郷村	道ノ口	水谷	同	同
同	同	同	高尾	同	同
同	同	同	衣掛	同	同
同	同	同	原屋	同	同
同	同	同	萬道山	同	同

同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同

○内務省告示第七十三號

郡市ノ區域ニ依ラサル警察署管轄區域表中福岡縣ノ次ニ左ノ一欄ヲ加ヘ明治三十六年十一月一日ヨリ施行ス

明治三十六年十月二十六日

内務大臣伯爵桂 太郎

府縣	署名	管轄區域
大分縣	別府水上警察署	縣下海面全部

○内務省告示第七十四號

兵庫縣神戸市神戸海岸通二丁目外二十九番屋敷住

清國人 容傑臣

右日本帝國ニ歸化ヲ允許セリ

明治三十六年十月二十七日

内務大臣伯爵桂 太郎

○内務省告示第七十五號

一明治三十七年九星便 全一册 京都市上京區二條通丁子屋町百一丁目野實發行

明治三十六年十月二十九日

内務大臣伯爵桂 太郎

○内務省告示第七十六號

一明治三十七年常用日記 一册 大坂市中之島三丁目十番地吉村太七發行

一相場高低表 一册 大坂市北區地下町十二番地八杉正一發行

一明治三十七年常用日記 一册 靜岡縣有渡郡靜岡吳服町二丁目一番地後藤永太郎發行

右出版物ハ略本曆類似ト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁ス

明治三十六年十月二十九日 内務大臣伯爵桂 太郎

○内務省告示第七十七號

一振氣の歌 一册 東京府下野多摩郡中野町大字水郷三百七十六番地中島直清發行

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ且其ノ刻版及印本ヲ差押

明治三十六年十月三十日 内務大臣伯爵桂 太郎

○大藏省告示第七十二號

明治三十六年十一月一日ヨリ同月三十日マテ稅關ニ於テ外國貨幣ノ換算ニ適用スル内外貨幣比較表左ノ通之ヲ定ム

但木表所掲ノ内外國貨幣ト日本金貨トノ比較ハ従前ノ通

明治三十六年十月一日 大藏大臣男爵曾禰荒助

内外貨幣比較表

英 領 印 度	外 國 貨 幣		日 本 金 貨
	一ルピー	上海一兩	
英 國	天津一兩	漢口一兩	六五一
暹 羅	一ドル	一	二五四
馬 尼 刺	一ドル	一	三〇三
英 吉 利	一ドル	一	二八四
暹 羅	一ドル	一	九〇四
英 吉 利	一ドル	一	九四九
暹 羅	一ドル	一	九一四
英 吉 利	一ドル	一	九一四
暹 羅	一ドル	一	五四二

○大藏省告示第七十三號

長崎稅務監督局管内唐津稅務署ヲ本年十月十八日佐賀縣東松浦郡唐津町大字唐津字郭内三百十番ノ第二ノ移ス

明治三十六年十月八日

○大藏省告示第七十四號

二十一年發行 一無記名整理公債證書百圓券附屬利札 四枚

大藏大臣男爵曾禰荒助

第號 壹四四參貳番

但 明治三十七年六月渡 同年十二月渡 同 四十二年六月渡 同年十二月渡 ノ四期分

右富山縣東礪波郡北殿若村基本財産管理若村長林太郎右衛門管理ノ處明治三十五年三月十日消滅ノ趣ヲ以テ代利札請求ニ付整理公債條例第二十條ニ據リ之ヲ交付セリ

明治三十六年十月十日

大藏大臣男爵曾禰荒助

○大藏省告示第七十五號

第二回發行 一記名軍事公債證書五拾圓券 一枚

第號 四九九九九番

但 明治三十五年六月渡以降利札附屬

右明治三十五年三月二十九日消滅ノ趣ヲ以テ今般福井縣大野郡上庄村中堀參號十四番地羽生忠左衛門ヨリ代證書請求ニ付整理公債條例第二十條ニ據リ之ヲ交付セリ

明治三十六年十月二十四日

大藏大臣男爵曾禰荒助

○大藏省告示第七十六號

第二回發行 一記名軍事公債證書五拾圓券 一枚

第號 五七九九〇番

但 明治三十六年六月渡以降利札附屬

右明治三十六年五月二十三日消滅ノ趣ヲ以テ宮城縣名取郡秋保村長袋二十三番地大元源之丞ヨリ代證書請求ニ付整理公債條例第二十條ニ據リ之ヲ交付セリ

明治三十六年十月二十四日

大藏大臣男爵曾禰荒助

明治三十六年十月 告示 大藏省第七十五號 第七十六號

○大藏省告示第七十七號
一無記名軍事公債證書百圓券 四枚

内

第一回發行 以號五八三五一番 二枚

第二回發行 以號一一六四八四番 二枚

但明治三十年六月渡以降利札附屬

右明治三十年六月十七日紛失届出ノ處成規ノ期限ヲ過キ發見セサル趣ヲ以テ岐阜縣養老郡高田町大字高田五十五番戸三宅國太郎ヨリ代證書請求ニ付遊理公債條例第二十五條ニ據リ之ヲ交付セリ

明治三十六年十月二十四日

大藏大臣男爵曾禰荒助

○大藏省告示第七十八號
神戸橡膠事務局所屬品川出張所ヲ本月二十四日東京府荏原郡品川町品川稅務署内ニ開廳ス

明治三十六年十月二十四日

大藏大臣男爵曾禰荒助

○大藏省告示第七十九號

一大日本帝國政府五分利公債證書額面八百萬圓

但發行價格證書額面百圓ニ付金八拾八圓四錢

内

額面五百萬圓

事業公債

但三十四年度以前ニ募集スヘキ豫定額ノ内

額面參百萬圓

臺灣事業公債

但三十五年度以降募集スヘキ豫定額ノ内

右事業公債條例及臺灣事業公債法ニ依リ遊理公債條例第六條第二項ノ方法ヲ以テ本月二十四日之

ヲ發行セリ其券面金額種類及記番號ハ左ノ如シ

一五千圓券 以號 自第一八〇〇一番 至第二四〇〇〇番

一千圓券 以號 自第二二二二三番 至第七二二二三番

明治三十六年十月二十五日

大藏大臣男爵曾禰荒助

○大藏省告示第八十號

大阪木金庫所屬西宮支金庫本月二十八日兵庫縣武庫郡西宮町字一號地ニ移ス

明治三十六年十月二十八日

大藏大臣男爵曾禰荒助

○大藏省告示第八十一號

金澤稅務監督局管内武生稅務署ヲ本年十一月一日福井縣南條郡武生町武生吾妻百四十四番地ノ一ニ移ス

明治三十六年十月二十九日

大藏大臣男爵曾禰荒助

○大藏省告示第八十二號

熊本稅務監督局管内山鹿稅務署ヲ本年十一月一日熊本縣鹿本郡山鹿町大字山鹿千七百五十二番地ニ移ス
金澤稅務監督局管内敦賀稅務署ヲ本年十一月二日福井縣敦賀郡敦賀町字敦賀蓬萊四十九番地ニ移ス

明治三十六年十月三十日

大藏大臣男爵曾禰荒助

○大藏省告示第八十三號

富山本金庫所屬井波支金庫ヲ本年十二月一日富山縣東礪波郡出町大字杉木新村ニ移シ出町支金庫ト改稱ス

明治三十六年十月三十一日

大藏大臣男爵曾禰荒助

○陸軍省告示第十八號

明治三十七年召募スヘキ士官候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得並一年志願兵志願者試験格左ノ通定ム

明治三十六年十月九日

陸軍大臣寺内正毅

採用スヘキ豫定人員

士官候補生

歩兵科

騎兵科

野戰砲兵

要塞砲兵

中央幼年學校豫科生徒

每校 五十八

地方幼年學校豫科生徒

志願者心得

六十七人

工兵科
輜重兵科

計

七人
五人
九十八

一 志願シ得ヘキ者ノ生年月日

士官候補生 明治十四年十二月一日ヨリ同十九年十二月一日マテニ出生ノ者

中央幼年學校豫科生徒 明治二十二年九月一日ヨリ同二十四年九月一日マテニ出生ノ者

地方幼年學校豫科生徒 明治二十二年九月一日ヨリ同二十四年九月一日マテニ出生ノ者

二 願書ヲ居住地ノ市町村長ニ差出スヘキ期日

士官候補生 明治三十六年十一月三十日迄

中央幼年學校豫科生徒 明治三十六年十二月三十一日迄

地方幼年學校豫科生徒 明治三十六年十二月三十一日迄

三 學力檢定試験ノ科目
陸軍補充條例第七條第二號ニ該ル志願者ノ學力檢定試験ハ陸軍召募規則第二十條ニ掲グル科目中ニ就テ之ヲ行フ

四 検査及試験期日

身體検査 學科試験期日前ニ之ヲ行フ其時日ハ師團長ノ達ニヨリ承知スヘシ

檢定、學科試験

士官候補生 明治三十七年四月十一日ヨリ
中央幼年學校豫科生徒 明治三十七年四月十六日ヨリ
地方幼年學校豫科生徒 明治三十七年四月十六日ヨリ

五 志願者ノ服裝

検査又ハ試験ヲ受クル爲メ出場スルトキハ洋服ヲ著クルカ又ハ和服ニ袴ヲ穿ツヘシ

六 志願者ノ寫眞

身體検査ノ際志願者ノ差出スヘキ寫眞紙ハ新ニ單身撮影シタル手札形ノモノナルヲ要ス

七 士官候補生ヲ入隊セシムヘキ兵種隊號

歩兵 近衛歩兵第一乃至第四聯隊及歩兵第一乃至第四十八聯隊

騎兵 騎兵第一、第二、第四、第十六聯隊

野戰砲兵 野戰砲兵第四、第八、第十、第十三、第十七聯隊

要塞砲兵 東京灣及下關要塞砲兵聯隊

工兵 工兵第二、第三、第七、第八、第九、第十一、第十二大隊

輜重兵 輜重兵第三、第六、第八、第十、第十二大隊

八 願書書式ノ例

士官候補生願(用紙美濃白紙)

士官候補生志願ニ付御許可被成下度御採用ノ上ハ御規則嚴重ニ相守リ誓テ陸軍ニ從事可仕候仍テ戸籍ノ謄本、履歷書、保證書(前年保書)等付セシムルハ保證書トシテ下ニ記シテ願書ニ添付スルベシ(志願者ハ保證書トシテ三文字ヲ記シテ入隊承認書(入隊承認書)トシテ五文字ヲ記シテ)相添フ身元保證人連署此致奉願候也

府(縣)郡(市)町(村)番地住
府(縣)郡(市)町(村)番地寄留

年月日

何師團長氏名殿

道ヲ左ノ通譯致候也

受檢外國語

受檢書

受檢兵隊操典

前指之通譯書檢相違無之候也

年月日

陸軍中央幼年學校豫科(陸軍地方幼年學校)生徒願(用紙筆漢白紙)

府(縣)郡(市)町(村)番地住

府(縣)郡(市)町(村)番地寄留

中央幼年學校豫科(地方幼年學校)生徒志願ニ付御許可被成下度御採用ノ上ハ御規則嚴重ニ相守リ卒業ノ上中央幼年學校本科生徒候補候節ハ醫學陸軍ニ從事可仕ハ勿論入校中ノ費用ハ御規定ノ通可相納候仍テ月籍ノ積立、履歷書相添ヘ身元保證人連署此段奉願候也

府(縣)郡(市)町(村)番地住
府(縣)郡(市)町(村)番地寄留

年月日

府(縣)郡(市)町(村)番地住
府(縣)郡(市)町(村)番地寄留

身元保證人
府(縣)郡(市)町(村)番地住
府(縣)郡(市)町(村)番地寄留

府(縣)郡(市)町(村)番地住
府(縣)郡(市)町(村)番地寄留

身元保證人
府(縣)郡(市)町(村)番地住
府(縣)郡(市)町(村)番地寄留

身元保證人
府(縣)郡(市)町(村)番地住
府(縣)郡(市)町(村)番地寄留

身元保證人
府(縣)郡(市)町(村)番地住
府(縣)郡(市)町(村)番地寄留

英(獨)佛(露)
何地(寄留)住
第一何兵何隊何番
第二何兵何隊何番

府(縣)郡(市)町(村)番地住

府(縣)郡(市)町(村)番地寄留

年月日

中央(何地方)幼年學校長氏名殿

道ヲ左ノ通譯致候也

入校費望ハ御校ノ外第一中央(何地方)幼年學校第二中央(何地方)幼年學校第三中央(何地方)幼年學校ニ有之候

受檢書

入校後ノ外國語學

何地(寄留)住
何地(寄留)寄留

前指之通譯書檢相違無之候也

年月日

府(縣)郡(市)町(村)番地住

府(縣)郡(市)町(村)番地寄留

履歷書(用紙筆漢白紙)
一何年月日何學校へ入學何年月日同校卒業
一何年月日何學校何年學級ヨリ何學校何年學級ニ入學何年月日同校卒業
一何年月日何所ニ於テ何々研究
一何年月日何ニ從事ス
一何年月日何ニ依リ(賞)罰(寄)
(右ノ外國語ニ關スル事項ハ添テ記載スヘシ)
右之通相違無之候也

年月日

一年志願兵志願者ノ學術試驗

一年志願兵志願者ノ學術試驗ハ士官候補生志願者ノ學科試驗ト同日ヨリ之ヲ行フ共試驗格左ノ

本人 氏 名印
身元保證人 氏 名印
同 氏 名印

身元保證人
府(縣)郡(市)町(村)番地住
府(縣)郡(市)町(村)番地寄留

身元保證人
府(縣)郡(市)町(村)番地住
府(縣)郡(市)町(村)番地寄留

如レ

讀書 國、漢文ノ體讀
作文 漢字交リ文、書翰文、文法
算術
代數

幾何 平面、立體
地理 日本地理、外國地理、地文
歴史 日本歴史、外國歴史
圖畫 用器畫、自在畫

○陸軍省告示第十九號

明治三十五年及同三十六年徵集ノ第一補充兵役輜重輸卒ニシテ第五第十二師管ニ在籍スル者ノ中
必要ノ人員ヲ限リ本年十一月一日ヨリ明治三十七年三月三十一日迄ノ間ニ於テ三十日間教育召集
ヲ施行ス

明治三十六年十月二十三日

陸軍大臣寺内正毅

○陸軍省告示第二十號

明治三十二年陸軍省告示第十八號中九龜聯隊區司令部ノ下「香川縣九龜市」ヲ「香川縣仲多度郡善通
寺町」ニ改ム

明治三十六年十月二十八日

陸軍大臣寺内正毅

○海軍省告示第五號

長門國六連島海軍望樓ニ於テ十月二十五日ヨリ望樓事務ヲ開始ス

明治三十六年十月十九日

海軍大臣野村權兵衛

○司法省告示第五十二號

明治三十四年司法省告示第四十二號ヲ以テ指定シタル私立京都法政學校ハ明治三十六年十月一日
ヨリ私立京都法政專門學校ト改稱ス

明治三十六年十月五日

司法大臣波多野敬直

○司法省告示第五十三號

北海道積丹郡余別外三村戸籍役場本年七月十五日火災ニ罹リ明治三十一年乃至同三十五年分身分
登記簿滅失シタリ

明治三十六年十月六日

司法大臣波多野敬直

○司法省告示第五十四號

北海道積丹郡余別外三村役場本年七月十五日火災ニ罹リ出入寄留簿燒失シタルニ付現ニ同村ニ寄
留スル者又ハ同村ヨリ他ニ出寄留中ノ者ハ本年十二月五日マテニ明治十九年内務省令第十九號中
寄留者届出方ニ關スル規定ニ依リ其出入寄留ヲ更ニ同村長ニ届出ツヘン

明治三十六年十月六日

司法大臣波多野敬直

○司法省告示第五十五號

茨城縣結城郡鷺飼村戸籍役場本年八月一日火災ニ罹リ明治三十一年身分登記簿、同三十二年身分
登記簿、同三十三年身分登記簿、同三十五年身分登記簿、同三十六年本籍人身分登記簿副本、同年非本
籍人身分登記簿滅失シタリ

明治三十六年十月六日

司法大臣波多野敬直

○司法省告示第五十六號

大分縣大分郡明治村戸籍役場備附ノ戸籍簿中明治村大字猪野ノ分一册本年七月九日ヨリ八月十二
日迄ノ間ニ滅失シタリ

明治三十六年十月二十四日

司法大臣波多野敬直

○文部省告示第百八十一號

新潟縣西頸城郡能生町町立能生水産補習學校ヲ明治三十七年四月一日ヨリ西頸城郡立ニ變更シ郡

立能生補習學校ト改稱ノ件認可セリ

明治三十六年十月一日

○文部省告示第百八十二號

明治三十六年文部省告示第百二十五號ノ小學教科用圖書ノ名稱第五項中「四冊」ヲ「五冊」ニ改メ「各學年一冊宛」ノ次ニ「及修業年限三箇年ノ學校第三學年一冊」ノ十七字ヲ加フ

明治三十六年十月一日

○文部省告示第百八十三號

小學教科用圖書翻刻發行規則ニ依リ彙ニ許可シタル圖書ノ種類冊數中左記ノ通變更セリ

明治三十六年十月二日

文部大臣久保田謨

圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數	圖書	冊數								
高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...	高等小學教科用圖書	...

○文部省告示第百八十四號

東京府東京市ニ設置セル私立哲學館ヲ明治三十七年四月一日ヨリ私立哲學館大學ト改稱シ專門學校令ニ依ルノ件認可セリ

明治三十六年十月二日

文部大臣久保田謨

○文部省告示第百八十五號

和歌山縣東牟婁郡新宮町字丹鶴ニ設置セル縣立正式警報信號標ハ破損シタルヲ以テ修繕中揚卸ヲ中止ノ旨報告セリ

明治三十六年十月二日

文部大臣久保田謨

○文部省告示第百八十六號

和歌山縣知事ハ同縣東牟婁郡大島村ニ東經百三十五度四十九分北緯三十三度二十九分箇所ニ正式警報信號標ヲ設置シ

明治三十六年十月十五日ヨリ實施ノ旨報告セリ

文部大臣久保田謨



○文部省告示第八十七號

明治三十六年文部省告示第四百一十一號中「認定ス」ノ下「但シ認定ノ效力ハ別科生ニ及ハス」ヲ加フ
明治三十六年十月五日
文部大臣久保田讓

〔參照〕

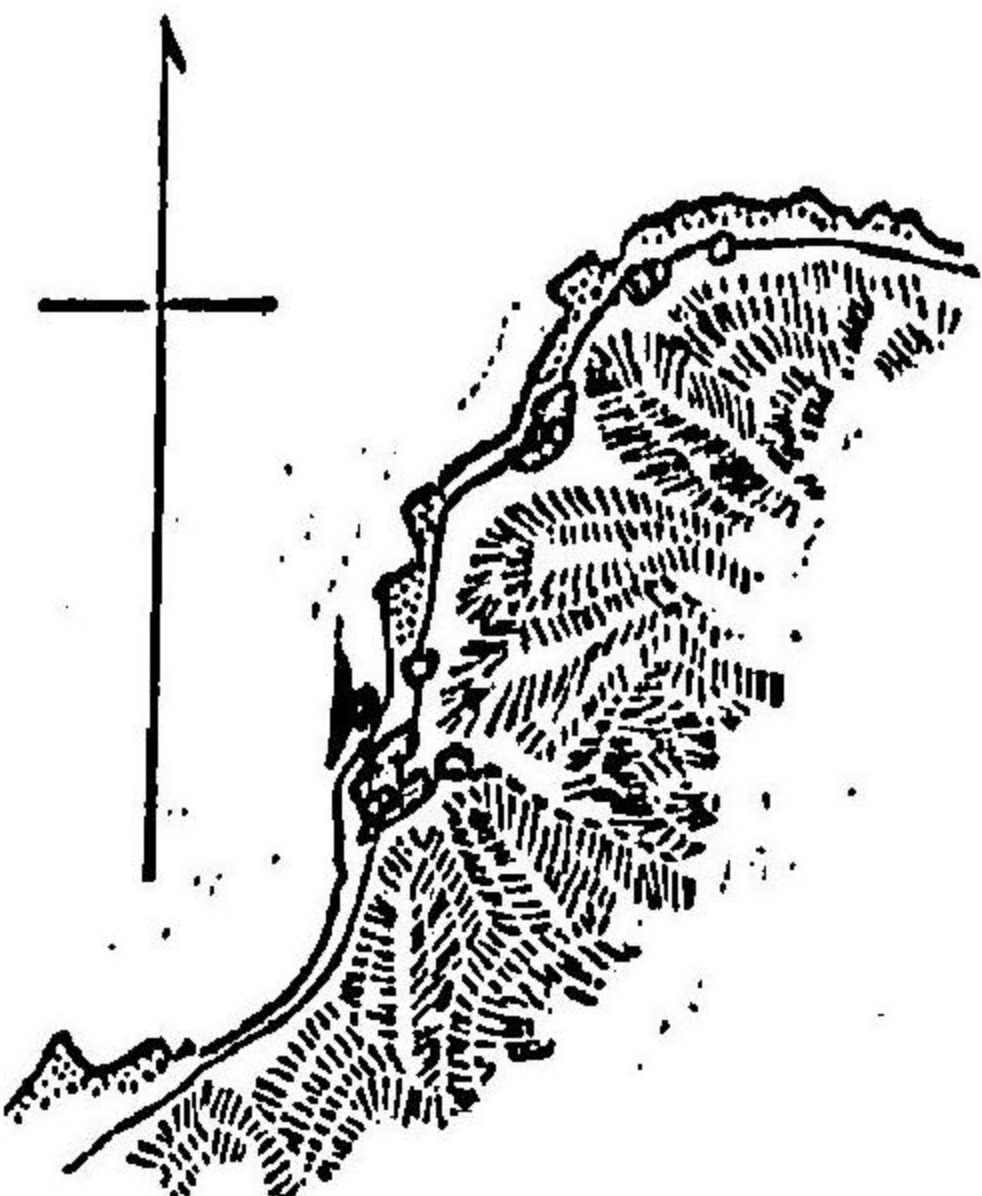
明治三十六年八月十日 文部省告示第四百一十一號ハ東京府私立東京慈惠醫院醫學專門學校ヲ徵兵令ニ依リ認定ノ件ナリ

○文部省告示第八十八號

岡山縣知事ハ同縣兒島郡八濱町大字八濱即チ東經百三十三度五十六分北緯三十四度三十三分圖中▲印ノ箇所ニ正式警報信號標ヲ設置シ明治三十六年十月二十三日ヨリ實施ノ旨報告セリ

明治三十六年十月七日

文部大臣久保田讓



○文部省告示第八十九號

富山縣中新川郡滑川町ニ設置セル縣立正式警報信號標ハ破損シタルヲ以テ修繕中揚卸ヲ中止ノ旨

報告セリ

明治三十六年十月七日

文部大臣久保田讓

○文部省告示第九十號

千葉縣女子師範學校ヲ千葉縣千葉郡千葉町大字千葉同寒川ニ設置シ明治三十七年四月一日ヨリ開校ノ件許可セリ

明治三十六年十月八日

文部大臣久保田讓

○文部省告示第九十一號

明治三十四年文部省告示第二號但書中普通撰科生ノ下「研究科乙種生」ヲ加フ
明治三十六年十月八日

文部大臣久保田讓

〔參照〕

明治三十四年四月十日 文部省告示第二號ハ東京府私立國學院ヲ徵兵令ニ依リ認定但シ認定ノ效力普通本科生、普通選科生及別科生ニ及ハサル件ナリ

○文部省告示第九十二號

岡山縣勝田郡英田郡組合立農林學校ノ組織ヲ變更シテ甲種程度ト爲シ明治三十七年四月ヨリ開校ノ件認可セリ

明治三十六年十月十日

文部大臣久保田讓

○文部省告示第九十三號

師範學校長公立中學校長ノ互選ニ係ル高等教育會議議員各一人缺員ニ付明治三十一年文部省令第十三號高等教育會議議員互選規則第十四條ニ依リ本年十一月十日ヲ以テ補缺選舉ヲ行フ
明治三十六年十月十日
文部大臣久保田讓

○文部省告示第百九十四號

師範學校長互選人名

北海師範學校長	安達 常正	靜岡縣師範學校長	角谷 源之助	公立中學校長互選人名	鈴木 泰太郎
東京府女子師範學校長	林 香一	山梨縣師範學校長	太田 秀德	北海道立函館中學校長	鈴木 泰太郎
大阪府師範學校長	柴崎 清藏	滋賀縣師範學校長	山崎 一遊	北海道立札幌中學校長	尾原 亮太郎
神奈川縣師範學校長	久保田 貞則	岐阜縣師範學校長	原 龍六	北海道立小樽中學校長	清水 實隆
兵庫縣師範學校長	野口 隆太郎	長野縣師範學校長	新莊 義之	北海道立上川中學校長	小林 清三郎
兵庫縣師範學校長	野口 隆太郎	宮城縣師範學校長	小島 龍之	（現任東京府立）	勝浦 綱雄
女子師範學校長	藤堂 忠次郎	鹿兒島縣師範學校長	後太郎 義之	東京府立第一中學校長	森 慎一郎
長崎縣師範學校長	安藤 喜一郎	熊本縣師範學校長	小島 龍之	東京府立第二中學校長	八田 三喜
新潟縣師範學校長	和田 豐	宮崎縣師範學校長	後太郎 義之	東京府立第三中學校長	深井 鐵一郎
新潟縣高田師範學校長	武井 慎四郎	鹿兒島縣師範學校長	小島 龍之	京都府立第一中學校長	土屋 貞安
新潟縣女子師範學校長	川面 松衛	神戶縣師範學校長	中山 義之	京都府立第二中學校長	中山 貞安
埼玉縣師範學校長	伊藤 德定	山形縣師範學校長	中山 義之	京都府立第三中學校長	松木 正雄
群馬縣師範學校長	羽田 貞藏	山形縣女子師範學校長	中山 義之	大阪府立北野中學校長	金田 三郎
群馬縣女子師範學校長	山崎 幾之丞	山形縣師範學校長	津田 元德	大阪府立富田中學校長	大里 三郎
千葉縣師範學校長	里村 勝次郎	秋田縣師範學校長	保田 次郎吉	大阪府立堺中學校長	石川 小川
茨城縣師範學校長	濱口 庄吉	福井縣師範學校長	保田 次郎吉	大阪府立天王寺中學校長	赤木 通弘
栃木縣師範學校長	鈴木 光愛	石川縣師範學校長	保田 次郎吉		
奈良縣師範學校長	猪狩 勝世	富山縣師範學校長	安藤 方松		
三重縣師範學校長	根岸 羅福	鳥取縣師範學校長	安藤 方松		
愛知縣第一師範學校長	三浦 渡世平	島根縣師範學校長	兒玉 龍三		
愛知縣第二師範學校長	小島 政吉	岡山縣師範學校長	伊藤 龍三		

大阪府立岸和田中學校長	中原 貞七	埼玉縣立川越中學校長	小倉 敏行	奈良縣立五條中學校長	大橋 唯雄
大阪府立市岡中學校長	坪井 仙次郎	埼玉縣立新墾中學校長	木寺 柳次郎	三重縣立第一中學校長	弘田 正郎
大阪府立油田中學校長	尾見 五郎	群馬縣立前橋中學校長	岡 元輔	三重縣立第二中學校長	田村 左衛門
神奈川縣立第一中學校長	服部 一二	群馬縣立高崎中學校長	池田 夏苗	三重縣立第三中學校長	秋鹿 見福
神奈川縣立第二中學校長	木村 繁四郎	群馬縣立太田中學校長	遊賀 三郎	愛知縣立第一中學校長	高槻 純之助
神奈川縣立第三中學校長	吉田 康三	群馬縣立安中中學校長	三浦 龍太郎	愛知縣立第二中學校長	日比野 純之助
兵庫縣立姫路中學校長	大原 八十八郎	群馬縣立藤岡中學校長	松澤 辰三郎	愛知縣立第三中學校長	田村 喜作
兵庫縣立神戶中學校長	永井 道則	群馬縣立千葉中學校長	豐田 謙臣	愛知縣立第四中學校長	川田 新太郎
兵庫縣立洲本中學校長	鶴崎 久米一	千葉縣立佐原中學校長	小永非解太郎	靜岡縣立濱松中學校長	川田 正敬
兵庫縣立龍野中學校長	金之助	千葉縣立安房中學校長	村上 季光	靜岡縣立掛川中學校長	菅沼 信成
兵庫縣立伊丹中學校長	武平	千葉縣立水戸中學校長	野田 正憲	靜岡縣立沼津中學校長	落合 實平
兵庫縣立長崎中學校長	千住 武次郎	茨城縣立水戸中學校長	野田 正憲	靜岡縣立原市立	田中 龍藏
長崎縣立中學校長	野田 健三	茨城縣立土浦中學校長	井手 玄齋	靜岡縣立藤原郡立	大木 文藏
長崎縣立五島中學校長	志田 貞三	茨城縣立太田中學校長	石井 義春	靜岡縣立第一中學校長	大島 正健
長崎縣立島原中學校長	末雄	茨城縣立龍ヶ崎中學校長	津島 盈	滋賀縣立第一中學校長	中川 正三
長崎縣立中學校長	羽石 重雄	茨城縣立水海道中學校長	津島 盈	滋賀縣立第二中學校長	四村 謙三
新潟縣立新潟中學校長	桐山 篤三郎	栃木縣立宇都宮中學校長	津島 盈	岐阜縣立岐阜中學校長	野崎 又太郎
新潟縣立長岡中學校長	多田 納宏	栃木縣立栃木中學校長	津島 盈	岐阜縣立大垣中學校長	高宮 乾一
新潟縣立中學校長	坂收 善長	栃木縣立佐野中學校長	津島 盈	岐阜縣立東濃中學校長	高宮 乾一
新潟縣立佐渡中學校長	一乘 利房	栃木縣立大田原中學校長	津島 盈	長野縣立松本中學校長	吉村 勝治
新潟縣立村上市中學校長	安田 利房	奈良縣立大田原中學校長	津島 盈	長野縣立長野中學校長	山本 安之助
新潟縣立相模中學校長	渡邊 文敬	奈良縣立橿原中學校長	津島 盈	長野縣立下野中學校長	小川 有也
新潟縣立蒲和中學校長	高橋 文敬	奈良縣立御所中學校長	津島 盈	長野縣立飯沼中學校長	寺島傳右衛門
新潟縣立雁谷中學校長	仙次郎				

長野縣立上田中學校校長	宮本 右次
長野縣立飯田中學校校長	島地 五六
縣立宮城縣第一中學校校長	氏家 謙吉
縣立宮城縣第二中學校校長	笹野 新治
縣立宮城縣第三中學校校長	石井 要
縣立宮城縣第四中學校校長	佐藤 龜世
宮城縣刈田郡立刈田中學校校長	新藥 金福
福島縣立安積中學校校長	石橋 源太郎
福島縣立磐城縣中學校校長	植竹 源太郎
福島縣立相馬中學校校長	鎌木 近吉
福島縣立會津中學校校長	重野 健造
縣立盛岡中學校校長	山田 文五郎
縣立一關中學校校長	山田 彌久馬
縣立遠野中學校校長	渡邊 欣四郎
縣立第二中學校校長	青木 貞雄
縣立第三中學校校長	木村 定楠
縣立第四中學校校長	月村 定楠
青森縣立第四中學校校長	畑 勇吉
青森縣立私立市立私立中學校校長	杉山 謙之進
山形縣立山形中學校校長	河合 弘民
山形縣立庄内中學校校長	羽生 三郎
山形縣立米澤中學校校長	松山 三郎
山形縣立新莊中學校校長	清川 亮
山形縣立西村山郡立西村山中學校校長	伊藤 義三郎
秋田縣立秋田中學校校長	武田 安之助
秋田縣立大館中學校校長	三宅 直温
秋田縣立横手中學校校長	小山 忠雄
秋田縣立本莊中學校校長	小野 三郎
縣立福井縣福井中學校校長	秋山 恒太郎
縣立福井縣武生中學校校長	成富 信敬
縣立小濱中學校校長	江崎 借敬
石川縣立第一中學校校長	久田 晉
石川縣立第二中學校校長	久田 敬勝
石川縣立第三中學校校長	堤 敬太郎
石川縣立第四中學校校長	奥田 頼太郎
富山縣立富山中學校校長	大浦 繁四郎
富山縣立高岡中學校校長	八木 祐齊
富山縣立魚津中學校校長	石井 祐齊
富山縣立津浦中學校校長	石井 祐齊
富山縣立第一中學校校長	田中 禮助
富山縣立第二中學校校長	石原 忠二
富山縣立第三中學校校長	石原 忠二
富山縣立第四中學校校長	兒玉 實徳
富山縣立第五中學校校長	光岡 金雄
富山縣立第六中學校校長	藤井 留門
富山縣立第七中學校校長	藤井 留門
富山縣立第八中學校校長	山本 賢次
富山縣立第九中學校校長	宮本 正實
富山縣立第十中學校校長	青木 正實
富山縣立第十一中學校校長	小野 正路
富山縣立第十二中學校校長	佐藤 研六
富山縣立第十三中學校校長	桑原 謙一
富山縣立第十四中學校校長	山口 謙一
富山縣立第十五中學校校長	山口 謙一
山口縣立豐浦中學校校長	尾田 信直
山口縣立岩國中學校校長	橋本 捨次郎
山口縣立德山中學校校長	杉山 富雄
山口縣立和歌山中學校校長	精力 喜三
和歌山縣立田邊中學校校長	左乙女 豊秋
和歌山縣立新宮中學校校長	吉村 源之助
和歌山縣立新宮中學校校長	木村 尚
和歌山縣立新宮中學校校長	岡田 重直
和歌山縣立新宮中學校校長	矢部 善藏
和歌山縣立新宮中學校校長	横山 武二
和歌山縣立新宮中學校校長	久保 清彦
和歌山縣立新宮中學校校長	板垣 政一
和歌山縣立新宮中學校校長	川又 政一
和歌山縣立新宮中學校校長	阿部 虎之助
和歌山縣立新宮中學校校長	野中 久發
和歌山縣立新宮中學校校長	橋本 唯三郎
和歌山縣立新宮中學校校長	松村 傳
和歌山縣立新宮中學校校長	大原 貞馬
和歌山縣立新宮中學校校長	和木 貞馬
和歌山縣立新宮中學校校長	吉田 數馬
和歌山縣立新宮中學校校長	山中 鉦太郎
和歌山縣立新宮中學校校長	岡田 虎輔
和歌山縣立新宮中學校校長	小寺 甲子二
和歌山縣立新宮中學校校長	大島 英助
和歌山縣立新宮中學校校長	大森 藤藏
和歌山縣立新宮中學校校長	金澤 來藏

右明治三十一年文部省令第十三號高等教育會議員互選規則第七條ニ依リ告示ス

宮崎縣立都城中學校校長 近藤 金次郎
 宮崎縣立延岡中學校校長 御手洗 學
 鹿兒島縣立鹿兒島中學校校長 吉村 兼富
 鹿兒島縣立川内中學校校長 永山 時英
 鹿兒島縣立加治木中學校校長 緒方 三之助
 鹿兒島縣立川邊中學校校長 吉村 喜一郎
 鹿兒島縣立立川中學校校長 大久保 周八

○文部省告示第九十五號
 東京府東京市ニ設置セル私立淨土宗高等學院ヲ明治三十七年一月一日ヨリ專門學校令ニ依ルノ件 認可セリ

明治三十六年十月十三日

文部大臣久保田讓

○文部省告示第九十六號
 明治三十三年文部省告示第二百三十五號但シ書中高等正科第二部生ノ下ニ「及高等豫科生」ヲ加フ

明治三十六年十月十三日

文部大臣久保田讓

〔参照〕
 明治三十三年十月二日 文部省告示第二百三十五號ハ東京府私立淨土宗高等學院ヲ撤兵令ニ依リ認定但シ認定ノ效力高等正科第二部生ニ及ハサル件ナリ

○文部省告示第九十七號
 明治三十一年文部省告示第六十一號中小學校教科用圖書ニ關スル事項ハ之ヲ廢止ス

明治三十六年十月十四日

文部大臣久保田讓

〔參照〕

明治三十一年十一月文部省告示第六十一號ハ學生生徒ノ近視眼豫防上教科用圖書檢定標準ノ件ナリ

○文部省告示第九十八號

小學校教科用圖書翻刻發行規則ニ依リ翻刻發行ヲ許可スヘキ圖書中定價最高額ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治三十六年十月十五日

文部大臣久保田讓

尋常小學修身書 第三學年教用 金八錢
同 第四學年教用 金九錢

尋常小學修身掛圖 金二圓

高等小學書キ方手本 第一學年用乃八册 各金三錢
至第四學年用

小學日本歴史 一 金七錢五厘

同 二 金七錢

同 三 金七錢五厘

小學地理 一 金七錢

同 二 金八錢

同 三 金八錢

○文部省告示第九十九號

右ハ徵兵令第十三條及文官任用令第三條第三ニ依リ認定ス

神奈川縣中郡立中郡農業學校

明治三十六年十月十六日

文部大臣久保田讓

○文部省告示第二百號

明治三十三年文部省告示第八十三號但シ書中「第一種大學部生」ノ下「外國語專修部生」ヲ加フ

明治三十六年十月二十三日

文部大臣久保田讓

〔參照〕

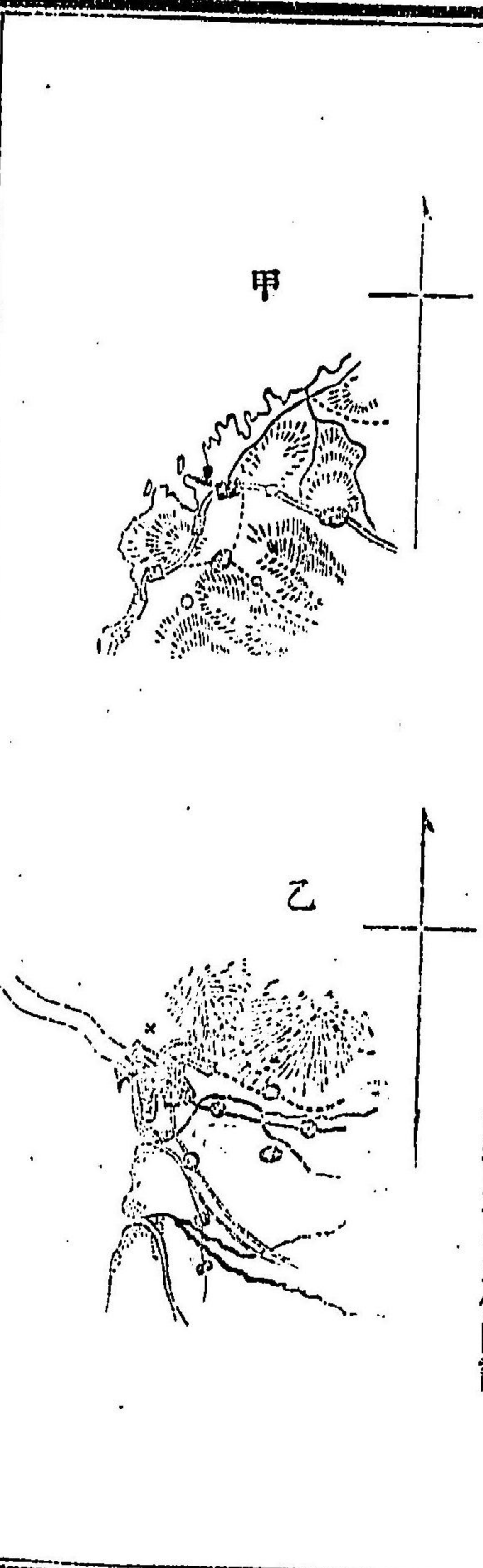
明治三十三年八月二日文部省告示第八十三號ハ東京府私立日本大學ヲ徵兵令ニ依リ認定其但書ハ認定效力ノ及ハサルモ
ノハ件ナリ

○文部省告示第二百一號

島根縣知事ハ同縣瀨原郡溫泉津村 即チ東經百三十二度二分北緯三十三度五十分 及知夫郡浦郷村 即チ東經百三十二度五十分北緯三十三度二分 箇所ニ正式警報信號標ヲ設置シ 明治三十六年十一月一日ヨリ實施ノ旨報告セリ

明治三十六年十月二十六日

文部大臣久保田讓



同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

出同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

土同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

土同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

御同東同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

長岡次

1300

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

土岐口

土岐津町大字土岐口

1301

○農商務省告示第二百十二號
森林法第十六條ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス
明治三十六年十月六日

備後 沼隈 千早 能登原 川宮ノ上
大字 宇
山林 面積 所有者
農商務大臣男爵清浦奎吾

○農商務省告示第二百十三號
狩獵法第四條第一號御獵場ノ名稱及所在地左ノ如シ
明治三十六年十月十日

千葉縣印旛郡	阿蘇村	鎌ヶ谷村	高木村	塚田村	法典村	大柏村	八榮村
千葉縣東葛飾郡	八柱村	藤ヶ谷村	大和田町	塚田村	二宮村	徳橋村	豊富村
同縣千葉郡	津田沼村	藤ヶ谷村	高木村	塚田村	二宮村	徳橋村	豊富村
東京府南多摩郡	多摩村	藤ヶ谷村	高木村	塚田村	二宮村	徳橋村	豊富村
千葉縣東葛飾郡	八柱村	藤ヶ谷村	高木村	塚田村	二宮村	徳橋村	豊富村
埼玉縣南埼玉郡	新方村	藤ヶ谷村	高木村	塚田村	二宮村	徳橋村	豊富村
同縣北葛飾郡	上野村	藤ヶ谷村	高木村	塚田村	二宮村	徳橋村	豊富村
同縣北葛飾郡	幸松村	藤ヶ谷村	高木村	塚田村	二宮村	徳橋村	豊富村
同縣北足立郡	戸塚村	藤ヶ谷村	高木村	塚田村	二宮村	徳橋村	豊富村

○農商務省告示第二百十四號
森林法第十六條ニ依リ左記ノ通保安林ニ編入ス
明治三十六年十月二十日

但馬 美方 磯坂 蘆屋村 城山 山林
大字 宇
面積 所有者
農商務大臣男爵清浦奎吾

日光御獵場	栃木縣上都賀郡	日光町	小來川町	西大風村	今市町
岩瀬御獵場	同縣河内郡	豐岡村	鏡石村	中知村	三神村
愛鷹山御獵場	同縣西白河郡	關平村	長泉村	大岡村	金岡村
天城御獵場	同縣東野郡	仁科村	上野村	中川村	上河津村
三方御獵場	同縣沼津郡	伊佐見村	雄踏村	神久呂村	宮塚村
段戸御獵場	同縣引佐郡	中川村	三ヶ原村	有玉村	小野田村
七宗御獵場	愛知縣北設楽郡	段嶺村	田口村	氣賀町	鹿玉村
赤城御獵場	群馬縣利根郡	赤城根村	糸ノ瀬村	久呂保村	宮土見村
	同縣勢多郡	大胡村	新里村	横野村	北橋村

○農商務省告示第二百十八號

森林法第十六條ニ依リ左記ノ通保安林ニ編入ス

明治三十六年十月二十一日

國

郡

村

大字

字

地番

地目

面積

所有者

申請者

出雲

那賀

大園

天河内

切

塞

山林

六〇〇〇

松浦藤三郎

申請者

○農商務省告示第二百十九號

森林法第十六條ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス

明治三十六年十月二十一日

國

郡

村

大字

字

地番

地目

面積

所有者

申請者

石見

那賀

大園

天河内

切

塞

山林

六〇〇〇

松浦藤三郎

申請者

出雲

那賀

日御碕

宇龍

妙見谷

同

同

三、〇二五

木村カヅ

申請者

同

同

同

同

同

同

同

三、三三〇

長岡新次郎

申請者

同

同

同

同

同

同

同

七、〇〇〇

同

申請者

同

同

同

同

同

同

同

三、三三〇

坂本甚藏

申請者

同

同

同

同

同

同

同

三、三三〇

坂本甚藏

申請者

同

同

同

同

同

同

同

三、三三〇

坂本甚藏

申請者

同

同

同

同

同

同

同

三、三三〇

坂本甚藏

申請者

同

同

同

同

同

同

同

一、五〇〇

波根東村長

申請者

石見

那賀

波根東

上ノ山

同

同

同

八、七〇二

三宅万吉

申請者

同

同

同

同

同

同

同

七、九二五

同

申請者

同

同

同

同

同

同

同

一、三〇〇

下府村長

申請者

同

同

同

同

同

同

同

五、三〇〇

下府村長

申請者

出雲	那賀	下府	大園	天河内	切	塞	山林	面積	所有者	申請者
同	同	同	同	同	同	同	同	二、八四五	杉原兵衛	杉原兵衛
同	同	同	同	同	同	同	同	九、五九	松浦光衛	松浦光衛
同	同	同	同	同	同	同	同	九、六〇	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	九、六一	同	同
石見	那賀	下府	大園	天河内	切	塞	山林	面積	所有者	申請者
同	同	同	同	同	同	同	同	五、〇九六	松本廣一郎	松本廣一郎
同	同	同	同	同	同	同	同	九、五〇〇	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	六、五〇〇	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	一、二〇〇	池上稔一	池上稔一

○農商務省告示第二百二十號

保險業法第十一條ニ依リ香川縣大川郡松原村大字松原字前場五百五十九番地東續生命保險合資會社ニ對シ營業ノ停止ヲ命シタリ

明治三十六年十月二十六日

○農商務省告示第二百二十一號

森林法第十六條ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス

明治三十六年十月二十六日

出雲	那賀	下府	大園	天河内	切	塞	山林	面積	所有者	申請者
同	同	同	同	同	同	同	同	二、八四五	杉原兵衛	杉原兵衛
同	同	同	同	同	同	同	同	九、五九	松浦光衛	松浦光衛
同	同	同	同	同	同	同	同	九、六〇	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	九、六一	同	同
石見	那賀	下府	大園	天河内	切	塞	山林	面積	所有者	申請者
同	同	同	同	同	同	同	同	五、〇九六	松本廣一郎	松本廣一郎
同	同	同	同	同	同	同	同	九、五〇〇	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	六、五〇〇	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	一、二〇〇	池上稔一	池上稔一

明治三十六年十月 告示 農商務省第三百二十一號

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	甲賀	蒲生	同	栗太	蒲生	同	同	遊賀	伊香	東淺井	伊香	愛知	東淺井	同	野洲	同	高島	同	同	
朝宮	長野	寺庄	朝日野	大石	金山	鏡山	木戸	滋賀	眞野	南宮永	虎姫	永原	八木莊	朝日	河西	小津	同	川上	同	同	
上朝宮	長野	神谷	宮川	宮川	上徳山	七里	八屋戸	錦織	谷口	渡岸寺	中野	菅浦	蚊野外	今西	柳野田	欲賀	酒波	桂	南川原	山垣外	
北神ノ木	北出	上ノ垣外	神田	堂面	松田	栢山	宮ノ後	宇佐山	天王ノ上	里ノ内	八相山	内場	輕野	鍛冶街道	奥ノ森	南出	西野	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
1,101	1,117	1,037	1,007	1,010	1,029	1,031	1,031	1,031	1,031	1,031	1,031	1,031	1,031	1,031	1,031	1,031	1,031	1,031	1,031	1,031	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

1331

明治三十六年十月 告示 農商務省第三百二十一號

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	滋賀	同	坂田	滋賀	神崎	高島	東淺井	同	滋賀	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
和邇	木戸	伊吹	神照	六莊	和邇	海津	朝日	木戸	和邇	金田	馬淵	安土	金田	同	同	同	同	同	同	同	同
栗原	南新野	上野	山階	寺田	和邇中	海津上	津里	木戸	北濱	金剛寺	東横關	上野浦	長田	收戸	合戸	葛木	黒川	龍法師	山垣外	同	
源者	宮後	杉田	木ノ葉内町	一笠山	南畑田	門川	宮ノ上	宮ノ内	住吉	宮ノ小路	宮ノ前	宗園堂	北森	中街道	南出	福地垣外	川西	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
1,115	1,079	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	1,001	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

13310

○逓信省告示第四百六十六號

本月十一日ヨリ市島及玉柏ノ兩鐵道停車場ニ於テ公衆電報ノ取扱ヲ開始ス其ノ取扱所ノ名稱及位置左ノ如シ

明治三十六年十月二日

逓信大臣大浦兼武

市島電信取扱所 丹波國氷上郡市島鐵道停車場(式會社所屬)
玉柏電信取扱所 備前國御津郡玉柏鐵道停車場(式會社所屬)

○逓信省告示第四百六十七號

宮崎縣下日向國宮崎郡内海港西島へ懸費ヲ以テ建設シタル燈竿ニ於テ不助白色燈竿ヲ設ケ明治三十六年十月十日以後毎夜點火ス

明治三十六年十月二日

逓信大臣大浦兼武

- 一該燈竿ノ位置ハ水路部出版第五百七十七號ノ海圖ニ依レハ北緯約三十一度四十五分二十二秒ニシテ東經約百三十一度二十八分二十二秒ニ當ル
- 一該燈竿ハ水造ニシテ白色ニ塗リ基礎ヨリ燈火マテ高サ三丈ナリ
- 一該燈火ハ磁針方位南五十九度三十三分四十秒西ヨリ西ヲ經テ北九度二十六分二十秒西マテ百十一度間ヲ照輝ス但右明弧ノ内南五十九度三十三分四十秒西ヨリ北三十六度二十六分二十秒西マテ八十四度間ハ紅光ヲ以テ水港内ノ船バエ及館バエノ暗礁ヲ示ス
- 右方位ハ海上ヨリ燈竿ニ向テ測定ス
- 一該燈火ハ水面ヨリ高サ三丈五尺ニシテ其光達距離ハ晴天ノ夜六海里ナリ

○逓信省告示第四百六十八號

明治三十年六月逓信省告示第四百六十七號海外電報料金表中左ノ通追加ス

逓信大臣大浦兼武

第一表亞非利加地方獨領東亞非利加ノ部中「ビスマルクブルヒ」ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ追加ス
Vanu (Uini) 五・九〇 五・九〇

第三表北亞米利加地方加奈太ノ部中「マニトバ」ノ項ノ下上海線經過馬尼刺線ノ料金欄内ニ「三〇六〇〇」ヲ追加ス

○逓信省告示第四百六十九號

本日ヨリ筑前國筑紫郡雜餉郵便局ヲ同國同郡大野村大字井相田ノ内ニ移轉ス

明治三十六年十月五日

逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第四百七十號

郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ

明治三十六年十月六日

逓信大臣大浦兼武

英貨	佛貨	米貨	獨貨	關貨
一パウンド	一フランク	一セント	一マルク	一フロリン
九七・一五	三九〇・九〇	一一・五〇	四八・二八〇	八三・四三〇
一圓ニ付 11/10 即チ 二・二〇	一圓ニ付 1/5 即チ 二〇	一圓ニ付 1/50 即チ 二〇	一圓ニ付 1/10 即チ 一〇	一圓ニ付 1/10 即チ 一〇

香港洋銀	
一ダラー	九〇八三
一セント	九二
一圓二付「ダラー」〇九「セント」	
七九〇	

○遞信省告示第四百七十一號

明治三十六年九月遞信省告示第四百五十二號本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名等ヲ示ス表
中左ノ通過加改正シ本年十二月一日ヨリ施行ス

明治三十六年十月七日

遞信大臣大浦兼武

「第一郵便爲替」ニ直接交換國郵政廳ノ媒介ニ依リ交換スル國、「乙」特別約定國郵政廳ノ媒介ニ依
ルモノノ部中「ボスニア」ノ項ノ前ニ左ノ一項ヲ追加ス

國名	媒介郵便 幣金ヲ表 示ス(キヤ ン)	上記國通 爲替一口ノ 最高制限額	媒介 手 效 料	手 效 料 割 合	摘 要
フィリピン群島 (Philippine Islands)	米國郵政 幣金	本邦提出 本邦拂渡 額	二弗五十仙ヲ超過セサル金 額ニ對シテハ	三	二弗五十仙ヲ超過セサル金 額ニ對シテハ
米國郵政 幣金	米 仙	本邦提出 本邦拂渡 額	二弗五十仙ヲ超過シ五弗ヲ 超過セサル金額ニ對シテハ	五	二弗五十仙ヲ超過シ五弗ヲ 超過セサル金額ニ對シテハ
米 仙	米 仙	本邦提出 本邦拂渡 額	五弗ヲ超過シ十弗ヲ超過セ サル金額ニ對シテハ	八	五弗ヲ超過シ十弗ヲ超過セ サル金額ニ對シテハ
米 仙	米 仙	本邦提出 本邦拂渡 額	十弗ヲ超過シ二十弗ヲ超過 セサル金額ニ對シテハ	十	十弗ヲ超過シ二十弗ヲ超過 セサル金額ニ對シテハ
米 仙	米 仙	本邦提出 本邦拂渡 額	二十弗ヲ超過シ三十弗ヲ超 過セサル金額ニ對シテハ	十二	二十弗ヲ超過シ三十弗ヲ超 過セサル金額ニ對シテハ
米 仙	米 仙	本邦提出 本邦拂渡 額	三十弗ヲ超過シ四十弗ヲ超 過セサル金額ニ對シテハ	十五	三十弗ヲ超過シ四十弗ヲ超 過セサル金額ニ對シテハ
米 仙	米 仙	本邦提出 本邦拂渡 額	四十弗ヲ超過シ五十弗ヲ超 過セサル金額ニ對シテハ	十八	四十弗ヲ超過シ五十弗ヲ超 過セサル金額ニ對シテハ
米 仙	米 仙	本邦提出 本邦拂渡 額	五十弗ヲ超過シ六十弗ヲ超 過セサル金額ニ對シテハ	二十	五十弗ヲ超過シ六十弗ヲ超 過セサル金額ニ對シテハ
米 仙	米 仙	本邦提出 本邦拂渡 額	六十弗ヲ超過シ七十五弗ヲ 超過セサル金額ニ對シテハ	二十五	六十弗ヲ超過シ七十五弗ヲ 超過セサル金額ニ對シテハ
米 仙	米 仙	本邦提出 本邦拂渡 額	七十五弗ヲ超過スル金額ニ 對シテハ	三十	七十五弗ヲ超過スル金額ニ 對シテハ

○遞信省告示第四百七十二號

明治三十六年九月遞信省告示第四百五十四號中「在清國廈門、漢口及福州各本邦郵便局」ノ下「米國爲
替」ヲ「米國及其ノ媒介爲替」ニ改メ本年十二月一日ヨリ施行ス

明治三十六年十月七日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第四百七十三號

明治三十四年三月遞信省告示第百二十一號外國新聞電報料金表中左ノ通過改正シ本日ヨリ施行ス
明治三十六年十月八日 遞信大臣大浦兼武

太平洋ノ部中「呂宋」ノ項ノ次ニ左ノ通過加ス

ホノルル (Honolulu)
北亞米利加ノ部合衆國以下各項ヲ左ノ通過改正ス

北亞米利加ノ部
合衆國 (United States)
Alabama

上海線 經過

馬尼刺線 漢洲及太
平洋線

イースタ
ン線

明治三十六年十月 告示 遞信省第四百七十二號

第四百七十三號

10150

10451

10311

10311

アリゾナ (Arizona)	10140	10588	10486
アーカンザス (Arkansas)	10150	10593	10454
カリフォルニア (California)	10100	10598	10486
サンフランシスコ (San Francisco)	10140	10588	10486
その他の州 (Other places)	10140	10588	10486
コロラド (Colorado)	10160	10608	10454
コロンビア特別区 (Columbia District)	10110	10593	10486
コネチカット (Connecticut)	10130	10598	10486
デラウェア (Delaware)	10130	10598	10486
フロリダ (Florida)	10110	10593	10486
キーウエスト (Key West)	10110	10593	10486
ペンシルベニア (Pennsylvania)	10110	10593	10486
その他の州 (Other places)	10110	10593	10486
ジョージア (Georgia)	10110	10593	10486
アイダホ (Idaho)	10140	10588	10486
イリノイ (Illinois)	10130	10598	10486
インディアン領土 (Indian Territory)	10130	10598	10486
インディアナ (Indiana)	10130	10598	10486
アイオワ (Iowa)	10130	10598	10486
カンザス (Kansas)	10130	10598	10486
ケンタッキー (Kentucky)	10130	10598	10486
ルイジアナ (Louisiana)	10130	10598	10486
ニューオーレアンズ (New Orleans)	10130	10598	10486
その他の州 (Other places)	10130	10598	10486
メイン (Maine)	10110	10593	10486
メリーランド (Maryland)	10110	10593	10486
マサチューセッツ (Massachusetts)	10110	10593	10486

ミシガン (Michigan)	10130	10598	10486
ミネソタ (Minnesota)	10130	10598	10486
ダラー (Duluth)	10130	10598	10486
ミネアポリス (Minneapolis)	10130	10598	10486
ウィスコンシン (Wisconsin)	10130	10598	10486
その他の州 (Other places)	10130	10598	10486
ミシシッピ (Mississippi)	10130	10598	10486
ミズーリ (Missouri)	10130	10598	10486
セントルイス (St. Louis)	10130	10598	10486
その他の州 (Other places)	10130	10598	10486
モンタナ (Montana)	10130	10598	10486
ネブラスカ (Nebraska)	10130	10598	10486
ネバダ (Nevada)	10130	10598	10486
ニューハンプシャー (New Hampshire)	10130	10598	10486
ニュージャージー (New Jersey)	10130	10598	10486
ホボケン (Hoboken)	10130	10598	10486
ニュージャージー (New Jersey)	10130	10598	10486
ニュージャージー (New Jersey)	10130	10598	10486
ニューヨーク (New York)	10130	10598	10486
ニューヨーク (New York)	10130	10598	10486
ニューヨーク (New York)	10130	10598	10486
その他の州 (Other places)	10130	10598	10486
北と南のカロライナ (North and South Carolina)	10130	10598	10486
オハイオ (Ohio)	10130	10598	10486
オクラホマ領土 (Oklahoma Territory)	10130	10598	10486
オレゴン (Oregon)	10130	10598	10486

ペンシルベニア (Pennsylvania)	11310	11611	11910
ロードアイランド (Rhode Island)	11310	11611	11910
テネシー (Tennessee)	11310	11611	11910
テキサス (Texas)	11310	11611	11910
ユタ (Utah)	11310	11611	11910
バーモント (Vermont)	11310	11611	11910
バージニア (Virginia)	11310	11611	11910
ワシントン州 (Washington Territory)	11310	11611	11910
ウィスコンシン (Wisconsin)	11310	11611	11910
ワイオミング (Wyoming)	11310	11611	11910
カナダ (Canada)	11310	11611	11910
ケープブレトン (Cape Breton)	11310	11611	11910
ブリチッシュコロンビア (British Columbia)	11310	11611	11910
バンクーバー (Vancouver)	11310	11611	11910
マニトワ (Manitow)	11310	11611	11910
ニューブランズウィック (New Brunswick)	11310	11611	11910
ノヴァスコシア (Nova Scotia)	11310	11611	11910
オンタリオ (Ontario)	11310	11611	11910
プリンスエドワードアイランド (Prince Edward Island)	11310	11611	11910
クエベック (Quebec)	11310	11611	11910
バンクーバーアイランド (Vancouver Island)	11310	11611	11910
ニューファンドランド (Newfoundland)	11310	11611	11910
セントピエールミケロン (St. Pierre Miquelon)	11310	11611	11910

○遞信省告示第四百七十四號
 明治三十一年十月十日 遞信省告示第三百四十五號諸外國宛郵便料金表第三號郵便聯合外諸國第六項中
 (戊)字ヲ削除ス
 明治三十六年十月十日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第四百七十五號
 帆船金壽丸外二十四艘ニ在リ信號符字ヲ附ス
 明治三十六年十月十日

遞信大臣大浦兼武

借號符字	番號	種類	船名	船籍港	所有者
J N P C	七四四六	帆	金壽丸	伊豫國波方村	磯野熊吉
J N P D	七四四七	帆	金寶丸	周防國小松志佐村	川野利兵衛
J N P F	七四四八	帆	濶吉丸	周防國森野村	厚母佐吉
J R C G	七六五三	帆	宿吉丸	阿波國撫養町	田淵清一郎
J R C H	七六五四	帆	松帆丸	神戸市	株式會社川崎造船所
J P Q T	七八五〇	帆	榮吉丸	長崎市	吉川周次
J P Q V	七八五一	帆	國見山丸	長崎市	三菱合資會社
J P Q W	七八五二	汽	瀧浦丸	長崎市	橋本辰二郎
J L V N	八〇二八	汽	第拾參號安進丸	新潟市	株式會社安進社
J M K Q	八二七七	汽	第六半丸	門司市	石田平吉
J M K R	八二七八	帆	幸盛丸	筑前國戸畑町	木川新十郎
J M K S	八二七九	帆	第七石寶丸	門司市	磯部松藏
J N V H	八四三二	汽	北陸丸	横濱市	馬場合資會社
J Q M L	八五九六	帆	聯官丸	陸前國浦戸村	藤佐

JQRN	八六七三	帆	倉	福	丸	江崎米松
JRDM	八七一	汽	共	運	丸	谷崎邦之助
JQVL	八七二五	帆	長	福	丸	山村與平
JQVM	八七二六	帆	佳	若	丸	原田品吉
JQVN	八七二七	帆	第	三	明神丸	松浦熊次郎
JRGH	八七八四	帆	兼	登	登丸	松島桑之助
JRGL	八七八五	帆	第	三	不動丸	三橋石次郎
JRGM	八七八六	帆	第	五	十八榮丸	北海道炭礦鐵道株式會社
JRGN	八七八七	帆	第	五	十九榮丸	北海道炭礦鐵道株式會社
JRGP	八七八八	汽	口	丸	丸	日本郵船株式會社
JRGP	八七八九	帆	順	豐	丸	南洋貿易日報株式會社

○逓信省告示第四百七十六號
 本月十五日ヨリ肥前國長崎市長崎東濱町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トシ長崎東濱町郵便電信受取所ト改稱ス
 逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第四百七十七號
 本月十六日ヨリ安食及滑川ノ兩鐵道停車場ニ於テ公衆電報ノ取扱ヲ開始ス其ノ取扱所ノ名稱及位置左ノ如ク
 逓信大臣大浦兼武

安食電報取扱所 下總國印旛郡安食鐵道停車場(株式會社所屬)
 滑川電報取扱所 下總國香取郡滑川鐵道停車場(株式會社所屬)

○逓信省告示第四百七十八號
 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如ク
 逓信大臣大浦兼武

英貨	一パウンド	九七二・五三	一圓二付 ²⁰ 即チ
	一レルリング	四六・〇八	ニレルリング ¹⁰ 〇・〇八
	一ペンニー	四・〇五	ニレルリング ¹⁰ 〇・〇八
佛貨	一フランク	三九・〇九	一圓二付ニフランク ¹⁵ 五・五五
	一サンチム	三・九一	ニフランク ¹⁵ 八・二〇
米貨	一ダラー	二〇〇・〇〇	一圓二付五十七セント
	一セント	二・〇〇	
關貨	一マルク	四八・二八〇	一圓二付ニマルク ¹⁰ 七・フエ
	一フロリン	八三・四三〇	一圓二付ニフロリン ¹⁹ 九・セン
香港洋銀	一ダラー	九二・〇〇	一圓二付ニダラー ¹⁰ 九・セン
	一セント	九・二〇	

○逓信省告示第四百七十九號
 本月十五日限大阪市大阪心齋橋筋郵便受取所ヲ廢止ス但同所取扱ニ係ル郵便爲替郵便貯金及郵便

取立金ニ關スル事務ハ大阪心齋橋郵便局ニ於テ繼續取扱フ

明治三十六年十月十四日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第四百八十號

明治三十六年ハ遞信省告示第三百九十八號ヲ以テ肥前國西彼杵郡佐世保港口白瀬燈臺改築中假燈點火ノ旨告示セシ處今般該工事落成ニ付本月二十日以後本燈火ヲ點ス但シ工事中假設ノ燈火ハ同日夜ヨリ撤去ス

明治三十六年十月十四日

遞信大臣大浦兼武

一該燈臺ハ「コンクリート」造圓形白色ニシテ燈火ノ高サハ基礎ヨリ一丈二尺、水面ヨリ四丈六尺ナリ
一該燈臺ノ位置等級、燈質明滅、光達距離及燭光數ハ從前ノ通り
但磁針方位南八十九度三十五分西ヨリ北ヲ經テ東マテ百八十度二十五分間ハ紅光ヲ以テ燈臺及中瀬等ヲ示ス

此燈明器械ハ一度點火スルトキハ數日間保持シ得ヘキ構造ナルヲ以テ別ニ番守員ヲ置カス故ニ萬一消滅スルトキハ再ヒ點火スルマテ多少ノ時間ヲ要ス航海者宜シク注意スヘシ

○遞信省告示第四百八十一號

明治三十二年^三遞信省告示第九十三號東京郵便電信學校規則中左ノ通追加變更ス

遞信大臣大浦兼武

第二十二條第四項「退官シタルトキ」下へ「又ハ其服役中退官トナリタルトキ」ノ十五字ヲ加フ

〔參照〕

遞信省告示第九十三號東京郵便電信學校規則(明治三十二年三月十八日)抄錄
第二十二條第四項
一年志願兵又ハ常備兵トナリ現役ニ服スル爲依願若ハ退官シタルトキハ其服役中貸費償納ノ義務ヲ猶豫ス

○遞信省告示第四百八十二號
本日ヨリ左記電信局ヲ設置ス

明治三十六年十月十六日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第四百八十三號

本月二十日ヨリ東京市赤阪區赤阪溜池郵便受取所ヲ同市同區田町六丁目ニ移轉ス

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第四百八十四號

明治三十五年^{十一}遞信省告示第五百四十八號外國代金引換郵便物交換國名表獨領「ニユーギニア」ニ於ケル取扱局所中「フリードリヒ、ウヰルヘルムス、ハーフェン」ノ上ニ「ベルリン、ハーフェン」ノ九字ヲ加フ

明治三十六年十月十六日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第四百八十五號

明治三十年^{十二}遞信省告示第三百五十七號電話加入區域中左記町村ヲ本月二十六日ヨリ電話加入區域外ニ編入ス

明治三十六年十月十九日

遞信大臣大浦兼武

一攝津國武庫郡ノ内西灘村、柳賀濱村、六甲府、御影町、住吉村、魚崎村、須磨村
一山城國葛野郡ノ内西院村、梅津村、大森村、下嵯峨村、殿崎村

○遞信省告示第四百八十六號

本月二十六日ヨリ左記電話所ヲ明治三十五年^七遞信省令第二十九號特設電話加入規則第二條ニ依ル電話所トス

明治三十六年十月十九日

遞信大臣大浦兼武

名 稱 位 置

總機電話所 山城國葛野郡藤崎村字天龍寺
四ノ宮電話所 攝津國武庫郡西ノ宮郵便局内
御影電話所 攝津國武庫郡御影郵便局内
須磨電話所 攝津國武庫郡須磨郵便局内
明石電話所 播磨國明石郡明石郵便局内

名 稱 位 置

小田原電話所 相模國足柄下郡小田原郵便局内
熱海電話所 伊豆國田方郡熱海郵便局内
一宮電話所 尾張國中島郡一宮郵便局内
備前電話所 尾張國知多郡備前郵便局内
半田電話所 尾張國知多郡半田郵便局内

○遞信省告示第四百八十七號

郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ

遞信大臣大浦兼武

名 稱	位 置	換 算 率
英 貨	一 パウンド	九七・二五三
	一 シルリング	四八・六〇八
	一 ペンニー	四・〇五二
佛 貨	一 フランク	五九・〇九〇
	一 サンチム	五・九一〇
米 貨	一 セント	二〇〇・〇〇〇
	一 マルク	二〇〇・〇〇〇
荷 貨	一 フロリン	四八・二八〇
	一 ガラー	八三・三三〇
香港洋銀	一 セント	九・三三〇
	一 セント	九・三三〇

○遞信省告示第四百八十八號

明治三十一年月 遞信省告示第三百四十五號諸外國宛郵便物料金表中第三郵便聯合外諸國ノ部第二號中「上海若ハ芝罘」トアルヲ「直航」ト改メ左ノ通第三號ヲ追加ス

明治三十六年十月二十日

遞信大臣大浦兼武

三 愛 埠 (Algoun) 伯 都 蘭 (Batavia) 風 城 (Ynhouanchain)
 吉 埠 (Quinn) 海 拉 爾 (Harbin) 哈 爾 濱 (Hailin)
 埠 (Houngchoun) 伊 通 州 (Koungchoun) 寬 城 子 (Koungchoungsy)
 埠 (Laolan) 陽 明 山 (Mandchoung) 盛 州 根 (Merghen) 「セルニー」若ハ浦園
 埠 (Moukden) 寧 古 塔 (Ningouta) 三 州 姓 (Samsine)
 埠 (Taidiao) 齊 齊 哈 爾 (Tsisihar) 錦 州 府 (Kinkhoungfu)

○遞信省告示第四百八十九號

石川縣下能登國七尾南灣七甲礁浮標(町立)流失セリ
但舊位置ハ碇置ノ上ハ更ニ其旨告示スヘシ

明治三十六年十月二十日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第四百九十號

來十一月一日ヨリ岩代國北會津郡東山及羽前國西田川郡湯湯海ノ兩郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス其名稱左ノ如シ

明治三十六年十月二十二日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第四百九十一號

本月二十六日ヨリ左記郵便局ニ於テ電信事務ヲ取扱フ

明治三十六年十月二十三日

遞信大臣大浦兼武

位 置
 播磨國飾磨郡 御着郵便局
 播磨國揖保郡 林田郵便局
 〇遞信省告示第四百九十二號
 本月二十六日ヨリ薩摩國川邊郡唐仁原郵便受取所ヲ郵便電信受取所トシ唐仁原郵便電信受取所ト改稱ス
 〇遞信省告示第四百九十三號
 明治三十年六月遞信省告示第六十七號海外電報料金表中左ノ通改正シ本日より施行ス
 明治三十六年十月二十三日
 遞信大臣大浦兼武

第三表北亞米利加地方ノ部「アラスカ」ノ項中「シヨンプス」ノ次ニ「シトカ(Sitka)」ヲ加フ
 同部中「バルムダ」ノ項ノ上海線經過馬尼刺線料金欄内ニ「三九四〇〇」ヲ加フ
 第三表「バレー群島」部中「ヨークス諸島」ノ上海線經過馬尼刺線料金欄内ニ「四二四〇〇」ヲ加フ
 第四表西印度地方ノ部ヲ左ノ通改ム

西印度地方 (West Indies)	馬尼刺線	上海線	若拉日阿新線	倫敦
キューバ (Cuba)	15000	15000	15000	15000
ハイチ (Hayati)	15000	15000	15000	15000
アルゼンチン(アルフォンソ十二世)(Alfonso XII, Alacranes)	15000	15000	15000	15000
アルゼンチン(アルメニア)	15000	15000	15000	15000

西印度地方 (West Indies)	馬尼刺線	上海線	若拉日阿新線	倫敦
バハマ (Bahia Honda)	15000	15000	15000	15000
バタビア (Batavia)	15000	15000	15000	15000
ベネチア (Bejucal)	15000	15000	15000	15000
カバナス (Cabanas)	15000	15000	15000	15000
カランダス (Cardenas)	15000	15000	15000	15000
グアナバコ (Guanabacoa)	15000	15000	15000	15000
グアナヤグ (Guanajay)	15000	15000	15000	15000
グアネ (Guane)	15000	15000	15000	15000
グイナメラナ (Guira Melana)	15000	15000	15000	15000
ハラコ (Harco)	15000	15000	15000	15000
リモンナ (Limonar)	15000	15000	15000	15000
マダラガ (Madraga)	15000	15000	15000	15000
マウタ (Mautas)	15000	15000	15000	15000
マリアナ (Marianao)	15000	15000	15000	15000
マリア (Marial)	15000	15000	15000	15000
マランサス (Matanzas)	15000	15000	15000	15000
ピナールデルリオ (Pinar del Rio)	15000	15000	15000	15000
レギヤ (Regia)	15000	15000	15000	15000
サンアントニオデロスバノス (San Antonio de los Banos)	15000	15000	15000	15000
サンクリストバル (San Cristobal)	15000	15000	15000	15000
サンファンヤマルティネス (San Juan y Martinez)	15000	15000	15000	15000
サンルイスピナールデルリオ (San Luis Pinar del Rio)	15000	15000	15000	15000
ヴァネロ (Vanello)	15000	15000	15000	15000
ヴェダド (Vedado)	15000	15000	15000	15000
ヴィナレス (Vinales)	15000	15000	15000	15000

カサカサート (ハチヤク島船)				五・六六〇〇
カサカサート (Les Santes)				五・六六〇〇
カサカサート (Via Haiti)				五・六六〇〇
カサカサート (Via Jamaica Porto Rico)				五・六六〇〇
カサカサート (Via Haiti)				五・六六〇〇
カサカサート (Martinique)				五・六六〇〇
カサカサート (Via Jamaica Porto Rico)				五・六六〇〇
カサカサート (Via Haiti)				五・六六〇〇
カサカサート (Jamaica)				五・六六〇〇
カサカサート (Marie Galante)				五・六六〇〇
カサカサート (Via Haiti)				五・六六〇〇
カサカサート (Porto Rico)				五・六六〇〇
カサカサート (Via Jamaica)				五・六六〇〇
カサカサート (St. Kitts, St. Christophe)				五・六六〇〇
カサカサート (Via Jamaica Porto Rico)				五・六六〇〇
カサカサート (St. Croix)				五・六六〇〇
カサカサート (Via Jamaica Porto Rico)				五・六六〇〇
カサカサート (Republic of Haiti)				五・六六〇〇
カサカサート (Cape Haiti)				五・六六〇〇
カサカサート (Mole St. Nicolas)				五・六六〇〇
カサカサート (Port au Prince)				五・六六〇〇
カサカサート (Other Places)				五・六六〇〇
カサカサート (Republic of San Domingo)				五・六六〇〇

カサカサート (Sanchez)*				五・六六〇〇
カサカサート (Samana) 或「カサカサート」				五・六六〇〇
カサカサート (San Domingo) 或「カサカサート」				五・六六〇〇
カサカサート (Azua) 「カサカサート」				五・六六〇〇
カサカサート (San Pedro de Macoris) 或「カサカサート」				五・六六〇〇
カサカサート (Tambari) 或「カサカサート」				五・六六〇〇
カサカサート (Other Places)				五・六六〇〇
カサカサート (St. Lancia)				五・六六〇〇
カサカサート (Via Jamaica Porto Rico)				五・六六〇〇
カサカサート (St. Thomas)				五・六六〇〇
カサカサート (Via Jamaica Porto Rico)				五・六六〇〇
カサカサート (St. Vincent)				五・六六〇〇
カサカサート (Via Jamaica Porto Rico)				五・六六〇〇
カサカサート (Trinidad)				五・六六〇〇
カサカサート (Via Jamaica Porto Rico)				五・六六〇〇
カサカサート (British Guiana)				五・六六〇〇
カサカサート (Via Jamaica Porto Rico)				五・六六〇〇
カサカサート (Dutch Guiana)				五・六六〇〇
カサカサート (Via Jamaica Porto Rico)				五・六六〇〇
カサカサート (Via Haiti)				五・六六〇〇
カサカサート (Venezuela)				五・六六〇〇

第四表南亞米利加地方ノ部中「英領ガイアナ」以下「ヴェネネーラ」マテノ各項ヲ左ノ通改ム

明治三十六年十月 告示 遞信省第四百九十七號 第四百九十八號 第四百九十九號

一三四六

○遞信省告示第四百九十七號
來十一月一日ヨリ福知及村井ノ兩鐵道停車場ニ於テ公衆電報ノ取扱ヲ開始ス其ノ取扱所ノ名稱及位置左ノ如シ

明治三十六年十月二十六日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第四百九十八號
來十一月一日ヨリ薩摩國揖保郡指宿湊郵便受取所ヲ郵便電信受取所トシ指宿湊郵便電信受取所ト改稱ス

明治三十六年十月二十六日

遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第四百九十九號
帆船煙子丸外二十艘ニ左ノ信號符字ヲ附ス

明治三十六年十月二十六日

遞信大臣大浦兼武

信號符字	番	號	種類	船名	船籍港	所有者
JLRP	六三一	一六	帆	煙子丸	廣岐國豐後町	合田 澄造
JQLH	六六四	四九	帆	第貳榮通丸	伊豆國下河津村	加藤 福太郎
JPRB	七八五	三	汽	千鳥丸	長崎	三菱合資會社
JQFP	八〇〇	五	汽	第七鳥羽丸	志摩國鳥羽町	鳥羽鐵工合資會社
JNVK	八四三	四	帆	第拾九木内丸	廣瀨	木内 新

JQMN	八五九	七	帆	東洋丸	陸前國浦戶村	高橋 林之助
JQMP	八五九	八	帆	積善丸	陸前國石卷町	岩井 利助
JQMR	八五九	九	帆	長寶丸	陸前國石卷町	橋本 彦藏
JQRP	八六七	四	帆	第貳金光丸	筑後國大牟田町	土井 寅助
JQVP	八七二	八	帆	朝日丸	安藝國早田原村	木戸 代吉
JQVR	八七二	九	帆	榮寶丸	安藝國田野浦村	松本 宮吉
JQVS	八七三	〇	帆	明寶丸	安藝國早田原村	山根 卯右衛門
JQVT	八七三	一	帆	通寶丸	安藝國早田原村	花岡 貞七
JQVW	八七三	二	帆	平井丸	安藝國大崎南村	平井 政太郎
JQWB	八七三	三	帆	大榮丸	備後國土生村	間谷 和吉
JRGS	八七九	二	帆	正助丸	東京市	西尾 卯吉
JRGD	八七九	三	帆	豆州丸	東京市	長福 ミツ
JRKF	八七九	四	帆	住吉丸	東京市	濱田 辰藏
JRKG	八七九	五	帆	一號海神丸	東京市	尖倉 牛太郎
JRKH	八七九	六	帆	神明丸	東京市	潮田 留吉
JRKH	八七九	六	帆	神明丸	東京市	森本 芳兵衛

○遞信省告示第五百號
郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合左ノ如シ

明治三十六年十月 告示 遞信省第五百號

一三四七

明治三十六年十月二十七日

逓信大臣大浦兼武

英貨		佛貨		米貨		獨貨		關貨		香洋銀	
一ハウンド	九七〇・二五二	一フランク	三九〇・九〇	一セント	二〇〇〇・〇〇	一マルク	四八三・八〇	一フラン	八三三・三〇	一セント	九〇〇・〇〇
一レルリシ	四八六・〇八	一サンチム	三九一	一セント	二〇〇〇・〇〇	一マルク	四八三・八〇	一フラン	八三三・三〇	一セント	九〇〇・〇〇
一ペンニー	四〇・五	一フラン	三九〇・九〇	一セント	二〇〇〇・〇〇	一マルク	四八三・八〇	一フラン	八三三・三〇	一セント	九〇〇・〇〇
一ハウンド	九七〇・二五二	一フラン	三九〇・九〇	一セント	二〇〇〇・〇〇	一マルク	四八三・八〇	一フラン	八三三・三〇	一セント	九〇〇・〇〇
一レルリシ	四八六・〇八	一サンチム	三九一	一セント	二〇〇〇・〇〇	一マルク	四八三・八〇	一フラン	八三三・三〇	一セント	九〇〇・〇〇
一ペンニー	四〇・五	一フラン	三九〇・九〇	一セント	二〇〇〇・〇〇	一マルク	四八三・八〇	一フラン	八三三・三〇	一セント	九〇〇・〇〇
一ハウンド	九七〇・二五二	一フラン	三九〇・九〇	一セント	二〇〇〇・〇〇	一マルク	四八三・八〇	一フラン	八三三・三〇	一セント	九〇〇・〇〇
一レルリシ	四八六・〇八	一サンチム	三九一	一セント	二〇〇〇・〇〇	一マルク	四八三・八〇	一フラン	八三三・三〇	一セント	九〇〇・〇〇
一ペンニー	四〇・五	一フラン	三九〇・九〇	一セント	二〇〇〇・〇〇	一マルク	四八三・八〇	一フラン	八三三・三〇	一セント	九〇〇・〇〇

○逓信省告示第五百一號

來十一月一日ヨリ山城國京都市京都五番町郵便受取所ヲ同國同市上京區中立賣通千本東入丹波屋町ニ移轉シ京師中立賣千本郵便受取所ト改稱ス

明治三十六年十月二十七日

逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第五百二號

來十一月一日ヨリ羽後國南秋田郡蛇野郵便受取所ヲ同國同郡旭川村大字手形ニ移轉シ手形郵便受取所ト改稱ス

取所ト改稱ス

明治三十六年十月二十七日

逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第五百三號

來十一月一日ヨリ下野國那須郡西那須野郵便局ニ於テ電信事務ヲ取扱フ

明治三十六年十月二十八日

逓信大臣大浦兼武

○逓信省告示第五百四號

來十一月一日ヨリ遼田及松尾ノ兩鐵道停車場ニ於テ公衆電報ノ取扱ヲ開始ス其ノ取扱所ノ名稱及位置左ノ如シ

明治三十六年十月二十八日

逓信大臣大浦兼武

旅客賃金
 武藏國南埼玉郡鐵道停車場(日本國鐵道)
 上野國山武郡松尾鐵道停車場(武藏國鐵道)
 東海道線馬場、大津間各驛ニ於ケル二等旅客賃金左記ノ通相定ム

逓信大臣大浦兼武

駅名	等級	馬場	石場	結屋	大津
馬場	二等	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
石場	二等	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
結屋	二等	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
大津	二等	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇

○遞信省告示第五百六號
 來十一月三日ヨリ奥羽南線赤湯上ノ山間ニ中川驛ヲ新設シ運輸營業ヲ開始ス旅客賃金及哩程等左ノ通
 但小荷物ノ配達ヲ取扱フ

明治三十六年十月二十八日
 旅客賃金

遞信大臣大浦兼武

等級	驛名	島	鹿	坂	板	谷	峠	關	根	米	湊
三	等	〇・九	〇・九	〇・七	〇・八	〇・八	〇・七	〇・五	〇・四	〇・四	〇・四
二	等	〇・六	〇・六	〇・五	〇・六	〇・六	〇・五	〇・四	〇・三	〇・三	〇・三
一	等	〇・三	〇・三	〇・二	〇・三	〇・三	〇・二	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
二	等	〇・三	〇・三	〇・二	〇・三	〇・三	〇・二	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
三	等	〇・三	〇・三	〇・二	〇・三	〇・三	〇・二	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
二	等	〇・三	〇・三	〇・二	〇・三	〇・三	〇・二	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
一	等	〇・三	〇・三	〇・二	〇・三	〇・三	〇・二	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
二	等	〇・三	〇・三	〇・二	〇・三	〇・三	〇・二	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
一	等	〇・三	〇・三	〇・二	〇・三	〇・三	〇・二	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一

一等賃金ハ三等賃金ノ三倍トス

赤湯中川間 五哩一 中川上ノ山間 六哩六

○遞信省告示第五百七號
 來十一月十一日ヨリ同十五日迄兵庫縣下陸軍特別大演習舉行地ニ臨時郵便ノ取扱ヲ開始シ特別大演習東(西)軍第一第二第三野戰郵便局ト稱シ左ノ事務ニ限リ之ヲ取扱フ
 明治三十六年十月二十九日
 遞信大臣大浦兼武

一演習員ヨリ差出シ又ハ演習員ヘ宛テタル通常郵便物ノ引受及配達但シ書留ノ外特殊ノ取扱ヲナサス又書留郵便物ノ配達ハ演習地ニ宛テタルモノニ限ル
 一演習員以外ノ一般公衆ヨリ前項郵便物ヲ差出ストキハ事務ニ支障ナキ限り之ヲ取扱フヘシ

○遞信省告示第五百八號
 來十一月一日ヨリ日向國西諸縣郡高原郵便局ニ於テ電信事務ヲ取扱フ
 明治三十六年十月二十九日
 遞信大臣大浦兼武

○遞信省告示第五百九號
 來十一月一日ヨリ下總國結城郡宗道村ニ電信受取所ヲ設置ス其ノ名稱及位置左ノ如シ
 明治三十六年十月二十九日
 遞信大臣大浦兼武

名 稱 宗道電信受取所 位 置 下總國結城郡宗道郵便局内
 ○臺灣總督府告示第九十五號 (官報十月一日)
 本年八月下旬以來本島暴風雨被害甚カラサル趣憫然ニ被思召
 聖上皇后兩陛下ヨリ金六千五百圓御下賜相成目下救恤ノ補助ニ充ツヘキ旨御沙汰アリタリ
 明治三十六年九月十九日
 臺灣總督男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第九十六號 (官報十月一日)
 明治三十六年十月一日ヨリ明治三十五年一告示第十一號郵便及電信局出張所名稱位置中左ノ通改正ス
 明治三十六年九月二十三日
 臺灣總督男爵兒玉源太郎

苗栗郵便電信局 大湖郵便出張所ノ次へ「苗栗郵便電信局」三又河郵便電信出張所 苗栗廳下三又河ヲ加フ

臺中郵便電信局、烏日郵便電信出張所ノ次へ、臺中郵便電信局、葫蘆墩郵便電信出張所、臺中廳下葫蘆墩ヲ加フ

通霄郵便出張所本局名ヲ「苗栗郵便電信局」ニ改ム

○臺灣總督府告示第九十七號（官報十月一日）

明治三十六年九月三十日限り左ノ郵便電信局ヲ廢止ス但シ當該局ニ於テ取扱ヒタル郵便爲替郵便貯金及郵便取立金ニ關スル事務ニシテ三叉河郵便電信局ニ係ルモノハ三叉河郵便電信出張所、葫蘆墩郵便電信局ニ係ルモノハ葫蘆墩郵便電信出張所ニ於テ繼續取扱フ

明治三十六年九月二十三日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

三叉河郵便電信局

葫蘆墩郵便電信局

○臺灣總督府告示第九十八號（官報十月六日）

明治三十六年法律第五號粗製樟腦樟腦油專賣法第三條ニ依リ粗製樟腦樟腦油ノ補償金左ノ通相定

明治三十六年九月二十六日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

收納局所	粗製樟腦百斤ニ付	樟腦油百斤ニ付
臺灣總督府專賣局	三〇〇〇	一五〇〇
臺灣總督府專賣局苗栗支局	二七五〇〇	一三八〇〇
臺灣總督府專賣局臺中支局	二六〇〇〇	一三〇〇〇
臺灣總督府專賣局鹿港支局	二四八〇〇	一三八〇〇
臺灣總督府專賣局嘉義支局	二四〇〇〇	一三〇〇〇
臺灣總督府專賣局臺南支局	二四八〇〇	一三八〇〇
臺灣總督府專賣局高雄支局	二四八〇〇	一三八〇〇
臺灣總督府專賣局屏東支局	二四八〇〇	一三八〇〇
臺灣總督府專賣局花蓮支局	二四八〇〇	一三八〇〇
臺灣總督府專賣局台東支局	二四八〇〇	一三八〇〇

○臺灣總督府告示第九十九號（官報十月六日）
明治三十二年告示第二十一號中末尾へ左ノ通追加ス

臺灣總督男爵兒玉源太郎

一國民教育國語科教科書 卷四上

同金十錢八厘

○臺灣總督府告示第百號（官報十月六日）

明治三十一年律令第十九號ニ依リ通用スル一圓銀貨幣及政府ノ極印ヲ施セル一圓銀貨幣ノ價格ヲ

明治三十六年九月二十七日以降一枚ニ付金九十三錢ニ改定ス

臺灣總督男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第百一號（官報十月八日）

明治三十六年十月七日以降鐵道線路營業哩程左ノ通改定ス

臺灣總督男爵兒玉源太郎

基隆苗栗間

區	里程	站名	里程	站名
基隆	0.0	基隆	0.0	基隆
至	0.5	八堵	0.5	八堵
至	1.0	七堵	1.0	七堵
至	1.5	五堵	1.5	五堵
至	2.0	水返	2.0	水返
至	2.5	南港	2.5	南港
至	3.0	錫口	3.0	錫口
至	3.5	臺北	3.5	臺北
至	4.0	龍脚	4.0	龍脚
至	4.5	枋橋	4.5	枋橋
至	5.0	樹林	5.0	樹林
至	5.5	石碇	5.5	石碇
至	6.0	桃園	6.0	桃園
至	6.5	中壢	6.5	中壢
至	7.0	大湖	7.0	大湖
至	7.5	紅毛	7.5	紅毛
至	8.0	新竹	8.0	新竹
至	8.5	香山	8.5	香山
至	9.0	中港	9.0	中港
至	9.5	後埔	9.5	後埔
至	10.0	苗栗	10.0	苗栗

打狗嘉義間

區	里程	站名	里程	站名
打狗	0.0	打狗	0.0	打狗
至	0.5	林園	0.5	林園
至	1.0	新塍	1.0	新塍
至	1.5	後壁	1.5	後壁
至	2.0	水堀	2.0	水堀
至	2.5	嘉義	2.5	嘉義
至	3.0	嘉義	3.0	嘉義
至	3.5	嘉義	3.5	嘉義
至	4.0	嘉義	4.0	嘉義
至	4.5	嘉義	4.5	嘉義
至	5.0	嘉義	5.0	嘉義
至	5.5	嘉義	5.5	嘉義
至	6.0	嘉義	6.0	嘉義
至	6.5	嘉義	6.5	嘉義
至	7.0	嘉義	7.0	嘉義
至	7.5	嘉義	7.5	嘉義
至	8.0	嘉義	8.0	嘉義
至	8.5	嘉義	8.5	嘉義
至	9.0	嘉義	9.0	嘉義
至	9.5	嘉義	9.5	嘉義
至	10.0	嘉義	10.0	嘉義

臺北淡水間

自	至
圓山士林	北投江頭淡水
一八分	六分
五分	五分
五分	五分

自	至
大稻埕	大稻埕
五分	五分
五分	五分
五分	五分

○臺灣總督府告示第百二號(官報十月八日)

明治三十六年十月七日ヨリ 桃仔園廳山仔脚及苗栗廳造橋、銅鑼灣三叉河ニ各停車場ヲ設置シ運輸營業ヲ開始ス其ノ哩程左ノ通

明治三十六年十月二日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

自	至
山仔脚	造橋
二八分	七分
三分	五分
七分	九分
五分	五分

○臺灣總督府告示第百三號(官報十月十四日)

基隆港浚渫區域識別ノ爲左ノ浮標ヲ設置ス

明治三十六年十月六日 告示第百五十一號同年七月告示第六十號及同年九月告示第八十六號ハ廢止ス

明治三十六年十月三日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

C 浮標

位置

仙洞山頂ヲ基點トシ北八十度東ニ畫セル線ト陸軍補給廠基隆支廠ノ旗竿ヲ基點トシ北五度東ニ畫セル線トノ交叉點

D 浮標

位置

仙洞山頂ヲ基點トシ南三十三度東ニ畫セル線ト陸軍補給廠基隆支廠ノ旗竿ヲ基點トシ北

E 浮標

位置

北四十四度西ニ畫セル線トノ交叉點
赤色圓錐形ニシテ水面上高三尺

F 浮標

位置

仙洞山頂ヲ基點トシ南七十度東ニ畫セル線ト陸軍補給廠基隆支廠ノ旗竿ヲ基點トシ北六十七度西ニ畫セル線トノ交叉點
黑色ニシテ臨時臺灣基隆築港局ノ徽號ヲ付セル白色冠標ヲ戴キ水面上高十四尺

G 浮標

位置

仙洞山頂ヲ基點トシ南八度西ニ畫セル線ト陸軍補給廠基隆支廠ノ旗竿ヲ基點トシ南八十三度西ニ畫セル線トノ交叉點
赤色ニシテ臨時臺灣基隆築港局ノ徽號ヲ付セル白色冠標ヲ戴キ水面上高十四尺

H 浮標

位置

仙洞山頂ヲ基點トシ南八度西ニ畫セル線ト陸軍補給廠基隆支廠ノ旗竿ヲ基點トシ北八十四度西ニ畫セル線トノ交叉點
黑色ニシテ臨時臺灣基隆築港局ノ徽號ヲ付セル白色冠標ヲ戴キ水面上高十一尺五寸

I 浮標

位置

仙洞山頂ヲ基點トシ南六度西ニ畫セル線ト陸軍補給廠基隆支廠ノ旗竿ヲ基點トシ北八十四度西ニ畫セル線トノ交叉點
赤色圓錐形ニシテ水面上高三尺

○臺灣總督府告示第百四號(官報十月十六日)

明治三十二年告示第二十一號中末尾へ左ノ通追加ス

明治三十六年十月六日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

一國民衆 國語科話方教材卷四下 同金十一錢五厘

○臺灣總督府告示第百五號 (官報十月十六日)
汽船大吉丸ニ左ノ信號符字ヲ附付ス

明治三十六年十月六日

臺灣總督府男爵兒玉源太郎

信號符字	船名	種類	船籍	港	主
R B D W	三〇九 大 官 丸 Daikichi Maru.	汽船	北 郵	大 船 埤	榮 源

○臺灣總督府告示第百六號 (官報十月二十一日)

明治三十六年十二月一日ヨリ南庄、萬丹、北斗、大甲、後壠、他里霧、東勢角、大崙、炭埤、林尾、枋橋、景尾ノ各郵便電信局及阿公店、阿里港、店仔口、北門、嶼、東石港ノ各郵便電信出張所ニ於ケル電報ノ通信取扱時間左ノ通相定ム但シ至急電報ニ限リ通信取扱時間外ト雖取扱フトアルヘシ

明治三十六年十月十四日

臺灣總督府男爵兒玉源太郎

三月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル間 午前八時ヨリ午後七時マテ
十一月一日ヨリ翌年二月末日ニ至ル間 午前九時ヨリ午後七時マテ

○臺灣總督府告示第百七號 (官報十月二十八日)

來十月二十八日官幣大社臺灣神社例祭執行ニ付當日參列ヲ許サルモ左ノ如シ
文武高等官 有爵者 從六位勳六等以上ノ者 文武判任官總代 廳參事總代

臺灣總督府男爵兒玉源太郎

街庄社長總代

内地人總代

本島人總代

○臺灣總督府告示第百八號 (官報十月二十八日)

明治三十一年六月告示第三十五號別冊臺灣發川石山經過海外電報料金表中左ノ通改正ス

明治三十六年十月二十日

臺灣總督府男爵兒玉源太郎

第一表亞非利加地方獨領東亞非利加ノ部中「ビスマルクブルヒ」ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

ツナカ (Tunika)

五九〇〇 三八六〇〇

第三表北亞米利加地方加奈太ノ部中「マニトバ」ノ項ノ下馬尼刺線經過ノ料金欄内ニ「二四四〇〇」ヲ加フ

○臺灣總督府告示第百九號 (官報十月二十八日)

明治三十四年三月告示第二十七號臺灣發著川石山經過外國新聞電報料金表中左ノ通改正ス

明治三十六年十月二十日

臺灣總督府男爵兒玉源太郎

太平洋ノ部中「呂宋」ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

ハナハ (Hawaii)

〇・七二〇

北亞米利加ノ部合衆國以下「セント、ピエル、ミクロン」マテヲ左ノ如ク改ム

香港線經過

馬尼刺線 臺灣及太平洋線

合衆國 (United States)

10000

10000

10000

アラバマ (Alabama)

10000

10000

10000

アリゾナ (Arizona)	1.000	1.268	1.246
アーカンザス (Arkansas)	1.050	1.331	1.114
カリフォルニア (California)			
サンフランシスコ (San Francisco)	0.960	1.268	1.246
その他各地 (Other Places)	1.000	1.268	1.246
コロラド (Colorado)	1.010	1.288	1.224
コロンビア (Columbia District)	1.080	1.352	1.150
コネチガット (Connecticut)	1.080	1.352	1.118
デラウェア (Delaware)	1.010	1.288	1.214
フロリダ (Florida)	1.080	1.352	1.250
キーウエスト (Key West)	1.080	1.352	1.246
ペンシルバニア (Pennsylvania)	1.080	1.352	1.282
その他各地 (Other Places)	1.080	1.352	1.214
ジョージア (Georgia)	1.080	1.352	1.282
アイダホ (Idaho)	1.000	1.268	1.246
イリノイ (Illinois)	1.050	1.331	1.282
インディアン領土 (Indian Territory)	1.050	1.331	1.214
インディアナ (Indiana)	1.050	1.331	1.282
アイオワ (Iowa)	1.050	1.331	1.214
カンザス (Kansas)	1.010	1.288	1.214
ケンタッキー (Kentucky)	1.050	1.331	1.282
ルイジアナ (Louisiana)	1.050	1.331	1.282
ニューオーレアンズ (New Orleans)	1.050	1.331	1.282
その他各地 (Other Places)	1.050	1.331	1.282
メイン (Maine)	1.080	1.352	1.282
マリーランド (Maryland)	1.080	1.352	1.282
マサチューセッツ (Massachusetts)	1.080	1.352	1.282

ミシガン (Michigan)	1.050	1.331	1.282
ミネソタ (Minnesota)	1.050	1.331	1.282
デュート (Duluth)	1.050	1.331	1.282
ミネアポリス (Minneapolis)	1.050	1.331	1.282
セントポール (St. Paul)	1.050	1.331	1.282
ウィノナ (Winona)	1.050	1.331	1.282
その他各地 (Other Places)	1.050	1.331	1.282
ミシシッピ (Mississippi)	1.050	1.331	1.282
ミズーリ (Missouri)	1.050	1.331	1.282
セントルイス (St. Louis)	1.050	1.331	1.282
その他各地 (Other Places)	1.050	1.331	1.282
モンタナ (Montana)	1.010	1.288	1.214
ネブラスカ (Nebraska)	1.000	1.268	1.246
ネバダ (Nevada)	1.080	1.352	1.282
ニューハンプシャー (New Hampshire)	1.080	1.352	1.282
ニュージャージー (New Jersey)	1.080	1.352	1.282
ホボケン (Hoboken)	1.080	1.352	1.282
ニュージャージー (New Jersey City)	1.080	1.352	1.282
その他各地 (Other Places)	1.080	1.352	1.282
ニューメキシコ (New Mexico)	1.010	1.288	1.214
ニューヨーク (New York)	1.080	1.352	1.282
ブルックリン (Brooklyn)	1.080	1.352	1.282
その他各地 (Other Places)	1.080	1.352	1.282
ノースカロライナ (North and South Carolina)	1.080	1.352	1.282
オハイオ (Ohio)	1.050	1.331	1.282
オクラホマ領土 (Oklahoma Territory)	1.050	1.331	1.282
オレゴン (Oregon)	1.000	1.268	1.246

ペンシルバニア (Pennsylvania)	10180	10151	10180
ロードアイランド (Rhode Island)	10180	10151	10180
テネシー (Tennessee)	10180	10151	10180
テキサス (Texas)	10180	10151	10180
ユタ (Utah)	10180	10151	10180
バーモント (Vermont)	10180	10151	10180
バージニア (Virginia)	10180	10151	10180
ワシントン州 (Washington Territory)	10180	10151	10180
ウィスコンシン (Wisconsin)	10180	10151	10180
ワイオミング (Wyoming)	10180	10151	10180
カナダ (Canada)	10180	10151	10180
ケープブレトン (Cape Breton)	10110	10118	10118
ブリタニッシュコロンビア (British Columbia)	10180	10118	10118
バンクーバー (Vancouver)	10180	10118	10118
マニトバ (Manitoba)	10180	10118	10118
ニューブランズウィック (New Brunswick)	10110	10118	10118
ノバスコシア (Nova Scotia)	10110	10118	10118
オンタリオ (Ontario)	10110	10118	10118
プリンスエドワードアイランド (Prince Edward Island)	10110	10118	10118
ケベック (Quebec)	10180	10118	10118
バンクーバーアイランド (Vancouver Island)	10180	10118	10118
ニューファンドランド (Newfoundland)	10180	10118	10118
セントピエールミケロン (St. Pierre Miquelon)	10180	10118	10118

○臨時博覽會事務局告示第十一號

外國出品物無稅輸入ノ特權ニ關スル北亞米利加合衆國大藏省令左ノ通發布セラレタル旨通知アリ

明治三十六年七月臨時博覽會事務局告示第五號ハ之ヲ廢止ス

明治三十六年十月七日

臨時博覽會總裁男爵清浦奎吾

外國出品物無稅輸入ノ特權ニ關スル大藏省令

千九百一十一年三月三日大統領ノ裁可ヲ經テルルイシアナ地方購買百年期ヲ紀念スル爲美術工業製造及地上、鐵山、山林海中ノ產物ノ萬國博覽會ヲ「ミツリ」州聖路易市ニ於テ開設スルコトニ關スル法律ヲ名稱ヲ有スル國會法律第十條及二十二條ノ規定ハ左ノ如シ

第十條 此ノ博覽會ニ陳列スル目的ヲ以テ外國ヨリ輸入スル物品ニ限リ其ノ物品カ關稅又ハ稅關手續料ヲ課セラルヘキモノナル場合ニ於テモ大藏卿ノ發布スル規則ニ從ヒ關稅、稅關手續料又ハ諸掛ヲ課セラル、コトナシ

陳列館又ハ會場ニ陳列ノ爲ニ輸入シ且ツ現ニ陳列セル物品又ハ財產ハ大藏卿ノ發布セル輸入ノ保證及關稅ノ徵收ニ關スル規則ニ從ヒ開會中何時ニテモ之ヲ販賣シ閉場後其ノ引渡ヲ爲スコトヲ得

物品カ輸入ノ日ニ於テ效力ヲ有セル合衆國稅法ニ依リ課稅品ナル場合ニ於テハ合衆國內ニ於テ之ヲ販賣シ又ハ消費スルトキ關稅ヲ納付スヘシ違法ノ販賣又ハ消費ヲ爲シタルモノハ其物品及關係人ニ對シ法律ノ定ムル所ニ從ヒ處分スヘシ

第二十二條 外國人カ合衆國「ルイジアナ」購買紀念博覽會ニ於テ物品展覽ニ關シ合衆國ノ特許、登錄商標ヲ侵害スル場合ニ於テ其ノ行爲ハ責任ヲ以テ問ハル、コトナシ

前記法律施行ノ爲左ノ規程發布セラレタリ
第一條 前記法律ニ依リ無稅輸入ノ特權ヲ得ル爲外國ノ荷物輸送者ハ本博覽會宛ノ荷物ニ一箇以上ノ貼票ヲ附スヘシ該貼票ハ幅約八吋長約十二吋トシ其ノ表面ニ「ルイジアナ」購買紀念博覽會會社 Louisiana Purchase Exposition Co.ト明記スヘシ

荷物ニハ左ノ事項ヲ明示スヘシ

- 一 「ルイジアナ」購買紀念博覽會社總裁 The President, Louisiana Purchase Exposition Co.
- 二 合衆國第一到著港ノ荷物受託人又ハ代理人ノ氏名
- 三 送荷記號及番號
- 四 出品人ノ住所氏名

第二條 出品物ニハ出品人ノ氏名、荷物ノ記號及番號在中品ノ説明、各物品ノ數量及生産地、買價ヲ記載セル入記目録ノ複本ヲ添フヘシ出品人ハ該入記目録ニ署名スヘシ但シ其他ノ證明ヲ要セス

第三條 博覽會宛ノ荷物ハ第一到著港ノ代理人、周旋人又ハ事務官ニ委託シ聖路易ニ輸送スル爲輸入船ヨリ保稅鐵道ニ積換フルコトニ付稅關手續ヲ取扱ハシムルヲ便宜トス

第四條 保稅會社名ハ到著港稅關收稅吏ニ就キ承知スヘシ荷物ハ其評價セラレタルト否トヲ問ハス保稅運送會社ニ依リテ之ヲ聖路易ニ輸送スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第一輸入港ニ於テ出品物ノ檢査及評價ヲ行ハス

第五條 第一到著港ノ荷物受託人ハ前條ノ入記目録ニ荷積證書及複本付輸入申告書ヲ添ヘ稅關ニ差出スヘシ

輸入申告書ハ此ノ目的ノ爲ニ大藏省ノ定メタル書式ヲ用非外國荷物ノ輸送者又ハ荷物所有者ノ氏名、輸入船名、荷物ノ記號及番號、入記目録中ニ記載セルモノト同一ノ在中物品ノ性質及外國價格ヲ記入シ尙ホ其ノ物品ヲ聖路易ニ輸送スヘキ保稅線路ヲ示シ荷物受託人ノ署名アルヲ要ス前記ノ外他ノ記事ヲ要セス一輸入申告書ニ各輸送荷物ヲ記入スルコトヲ得ス前同ノ博覽會ニ於テ混雜ヲ來シタル弊ヲ避クルヲ要スルニ依リ各輸入申告書ニハ一出品物ノミノ送荷ニ付記入スヘシ

通關手續ヲ終レハ貨物ハ聖路易稅關監視官ニ交付スヘシ通關ニ付テハ輸入稅ノ計算ヲ要セサルモ運送會社ノ保稅ニ對シ課シタル額ハ入記目録價格ノ二倍タルヘシ

第六條 收稅吏ハ前條書類ノ差出アリタルトヤハルイシアナ「購買紀念博覽會」ノ文字ヲ記載スル特別免許狀ヲ發行シ聖路易ニ運搬ノ爲船舶ヨリ保稅鐵道ニ物品ヲ積換フルコトヲ許可シ通關及輸入申告書ヲ登錄シ同書類ノ一通ハ其稅關ニ他ノ一通ハ入記目録ト共ニ聖路易稅關監視官ニ郵送スヘシ

第七條 代理人又ハ荷物受託人ハ前條ノ免許狀ヲ輸入船ニ出張セル稅關檢査官ヨリ受取リ適法ニ免許ヲ得タル馬車屋ニ託シ稅關官吏ノ監視ノ下ニ荷物ヲ運輸會社ニ引渡スヘシ

第八條 荷物受託人ハ積荷目録ヲ調製シ其ノ筋ノ證明ヲ受ケ之ヲ其ノ荷物ヲ積載セル貨車ノ車掌ニ交付シ其ノ複本ヲ聖路易稅關監視官ニ郵送スヘシ

前項ノ貨車聖路易ヘ到着シタルトキ車掌又ハ鐵道會社ノ代理人ハ當該稅關官吏ニ積荷目録ヲ差出シ之カ到着ヲ報告スヘシ稅關官吏ハ其ノ積荷目録ト郵送セラレタル複本トヲ比較シ貨車ヲ開カシメ荷物ニ付其ノ記號番號カ積荷目録ニ記載セルモノト同一ナルヤ否ヲ點檢スヘシ

第九條 前各條ノ規定ハ陸路ニ依リ博覽會ニ送付スル外國貨物ニ之ヲ適用ス有生物ヲ除ク外加奈太墨西其ヨリ博覽會ニ發送スル一切ノ物品ニ付テハ外國荷物發送人ハ之ヲ貨車ニ搭載シ領事ノ封印ヲ得テ總テ聖路易稅關監視官ニ委託送付スヘシ

第十條 博覽會ノ爲設ケタル建物及地所ハ之ヲ保稅倉庫及保稅地トシ同所ニ藏置シタル一切ノ外國品ニシテ特ニ博覽會ノ爲輸入セラレタルモノハ稅關官吏ノ監督ヲ受ケ保稅商品トシテ取扱フヘシ

前項ノ物品ハ之ヲ搬入スル爲別ニ保稅倉庫入願書ヲ要セスト雖トモ保稅倉庫内商品ニ關スル一般規程ニ從ヒ稅關ノ監督ヲ受クルモノトス

第十一條 「ルイジアナ」購買紀念博覽會條例ニ依リ其ノ開會中陳列品ノ賣却ヲ爲シ得ルモ閉會後ニアラサレハ之ヲ引渡スコトヲ得ス

前項制限ノ實行ハ地方警察ノ指揮權ヲ有シ出品物保護ノ責任アル博覽會職員之ヲ掌ル

出品中ノ商品ニ對シ稅關監視官ニ税金ヲ納付シタルトキハ稅關ノ監督ヲ免レタルモノトス但シ輸入稅ノ還付ヲ受ケ輸出ヲ爲ス場合ニ必要ナル監督ハ此ノ限ニアラス

第十二條 博覽會閉場後輸出セントスル一切ノ物品ハ保稅ノ儘之ヲ海邊又ハ境界線ノ通商港ニ輸送シ同所ヨリ保稅品輸出ニ關スル規則ニ從ヒ輸出スヘシ但シ同規則中變更ヲ要スル事項ニ付テハ追テ特別規則ヲ發布スヘシ

第十三條 輸入シタル物品ニシテ現ニ陳列ヲ爲シ尙ホ餘剩ヲ生シタルトキ其ノ餘剩物品ニ付テハ輸入稅ヲ納付スルカ又ハ輸出手續ノ決了スル迄出品人ノ費用ヲ以テ倉庫ニ保藏スヘシ

前項輸入ノ商品ヲ博覽會ニ出品陳列スル目的ノ爲引取ラントスル者アルトキハ第一到着港稅關通過ノ手續ヲ履行スヘシ但シ輸入稅ヲ課セス

前項ノ商品ニ付テハ稅關官吏ノ指揮ヲ受ケ博覽會場内ニ於テ引取ルヘシ

輸入シタル物品ニシテ現ニ陳列ヲ爲シ尙ホ餘剩ヲ生シタルトキ其ノ餘剩物品ニシテ倉庫ニ保藏セラレ、モノハ輸入稅金及其ノ他ノ諸入費ヲ納付シテ何時ニテモ消費ノ爲之ヲ引取ルコトヲ得

前項輸入稅納付ノ商品ヲ收稅官吏監督ノ下ニ輸出スル場合ニ於テハ其ノ輸出荷物ニ付納付シタル金額五十弗ナルトキ輸入稅ノ九割ヲ還付スヘシ輸入稅ノ支拂ヲ爲サシテ輸出スル出品物ニ付テハ稅關通過ノ爲評價ヲ受クルヲ要セス

第十四條 演劇展覽ノ持主又ハ管理人カ一時使用ノ爲輸入スル物品ニ付テハ千八百九十七年七月二十四日發布ノ關稅法第六百四十五條ノ規定ニ從ヒ輸入後六箇月以内ニ輸出ノ爲保稅證書ヲ差出ストキハ輸入稅金ノ納付ナクシテ稅關ヲ通過スルコトヲ得

第十五條 合衆國ハ博覽會出品ノ爲輸入シタル物品ノ損失、毀損、災害ニ付責任ヲ負フコトナク又其ノ商品ノ運搬、保護、取扱ニ關スル負債、契約費用ニ付責任ヲ負ハサルコトニ付充分理會スルヲ要ス

第十六條 千九百一十一年三月三日ノ法律ニ依リ輸入セラレタル商品ニ係ル輸出入申告書、入記目錄、免許狀摘要書及報告書ハ一件毎ニ之ヲ調製シ之ニ「ルイジアナ」購買紀念博覽會ノ文字ヲ押捺スヘシ

第十七條 博覽會閉會後消費、運搬、又ハ輸出ノ爲出品物ノ引取ニ關スル規則ハ追テ發布スヘシ

第十八條 此ノ規則ニ依リ付與スル特權ハ單ニ「ルイジアナ」購買紀念博覽會出品人ノ便益ヲ圖リ輸入ニ關スル稅關手續上時日ノ遷延又ハ困難ヲ出來得ル限リ除却スルコトヲ期スルニアルモノトス

第十九條 合衆國關稅法ノ適用ヲ免レム爲此ノ規則ヲ利用スル行爲アルトキハ法律ノ規則ニ依リ沒收罰金、禁錮ノ罰ニ處セラルヘシ

○宮内省告示第十八號

第十師管下ニ於テ特別大演習御施行ニ付來ル十一日御發禁兵庫縣下ヘ行幸仰出サル

明治三十六年十一月四日

宮内大臣子爵田中光顯

○宮内省告示第十九號

來ル十八日鑼子御發禁違幸仰出サル

明治三十六年十一月十六日

宮内大臣子爵田中光顯

○内務省告示第七十八號

一極支 一通 明治三十五年十二月二日附 直取守次郎外十四名ヲ發起人總代トシテ發行セルモノ

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ且其ノ印本ヲ差押フ

明治三十六年十一月四日

内務大臣伯爵桂 太郎

○内務省告示第七十九號

一明治三十七年 方位便覽 一册 京都市綾小路筋小路角福屋町三十二番戶寺田清助發行

右出版物ハ略本曆類似ト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁ス

明治三十六年十一月四日

内務大臣伯爵桂 太郎

○内務省告示第八十號

一五行全書 一册 京都市下京區高辻通島丸堂入向天神町七番戶後藤重助發行

右出版物ハ略本曆類似ト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁ス

明治三十六年十一月四日

内務大臣伯爵桂 太郎

○内務省告示第八十一號

明治三十三年^四内務省告示第二十九號ヲ以テ設置シタル神奈川縣檢疫官ハ本月九日限廢止ス

明治三十六年十一月九日

内務大臣伯爵桂 太郎

明治三十六年十一月 告示 宮内省第十八號 第十九號 内務省第七十八號 第七十九號 第八十號 第八十一號 一三六七

○内務省告示第八十二號

明治三十年法律第二十九號砂防法第二條ニ依リ砂防設備ヲ要スル土地左ノ通り指定ス
明治三十六年十一月十日 内務大臣伯爵桂 太郎

滋賀縣

郡名	村名	大字名	字名	地	番
蒲生	飯山	飯山	小屋ヶ谷	第貳千叁百七拾八番	

○内務省告示第八十三號

一八道論 一册 東京市日本橋區橋正町一番地堀野與七發行

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ且其ノ刻版及印木ヲ差押フ
明治三十六年十一月十日 内務大臣伯爵桂 太郎

明治三十六年十一月十日

○内務省告示第八十四號

一明治三十七年曆之友 全一册 東京市本郷區湯島四丁目五番地桐澤照榮發行

右出版物ハ略本曆類似ト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁ス

明治三十六年十一月十二日

○内務省告示第八十五號

一九星術運氣吉凶 一册 東京市下谷區御徒町一丁目十一番地依田周右衛門發行

右出版物ハ略本曆類似ト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁ス

明治三十六年十一月十二日

内務大臣伯爵桂 太郎

○内務省告示第八十六號

一明治三十七年御重寶 全一册 東京市本郷區湯島四丁目五番地桐澤照榮發行

右出版物ハ略本曆類似ト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁ス

明治三十六年十一月十四日

○内務省告示第八十七號

一明治三十七年九星早見 一册 京都市東區總町上ル千三百番屋敷會持金造發行

右出版物ハ略本曆類似ト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁ス

明治三十六年十一月十四日

○内務省告示第八十八號

一明治三十七年略曆 拾貳枚 一綴 大阪市東區南久太郎町二丁目八十三番屋敷大塚貞三郎發行

(十二支ノ畫ヲ各日ニ) 配當記號シタルモノ

一卅七年新舊略曆表 拾貳枚 一綴 (漢字ヲ以テ十二支ヲ各日ニ) 配當記號入シタルモノ

右出版物ハ略本曆類似ト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁ス

明治三十六年十一月十四日

○内務省告示第八十九號

一明治三十七年九星早見 全一册 大田市南區相生町貳丁目五番屋敷藤山金造發行

右出版物ハ略本曆類似ト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁ス

明治三十六年十一月十六日

○内務省告示第九十號

明治三十一年二月告示第九號北海道移住民ニ對スル汽車汽船ノ特別取扱方左ノ通改正ス
明治三十六年十一月十七日 内務大臣伯爵桂 太郎

第一條 北海道移住民ニシテ汽車汽船ノ特別取扱ヲ受ケントスル者ハ居住地ノ府縣、島廳又ハ郡市區役所警察署ニ申出割引券ノ下附ヲ請フヘシ但シ居住地ニ於テ割引券ヲ受ケ得サル者ハ旅行先ノ官公署ニ其ノ交付ヲ請フコトヲ得

第二條 前條ノ割引券ヲ携帶スル者ハ當初移住ノ往路ニ限り左ノ區別ニ依リ無賃又ハ割引ヲ以テ乘車乘船スルコトヲ得

汽船汽船所屬	無賃又ハ割引額
逓信省所管ノ鐵道	五割引
佐野鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
京都鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
豐後鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
日本鐵道株式會社ノ鐵道	二割以上 百哩未満 二割以上 二百哩以上 三割以上 三百哩以上
參宮鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
上野鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
關西鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
甲武鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
川越鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
奈良鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
南武鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
總武鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
青森鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
豐川鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
房總鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
成田鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
阪神鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
山陽鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
九州鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
中越鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
南海鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
東武鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
七尾鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
西成鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
龍ヶ崎鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
河南鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
中國鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
高野鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
紀和鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
尾西鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
近江鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
水戸鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
伊豫鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
德島鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
岩越鐵道株式會社ノ鐵道	五割引
上武鐵道株式會社ノ鐵道	五割引

北越鐵道株式會社ノ鐵道 三割引

北海道鐵道株式會社ノ鐵道 無賃

北越鐵道株式會社ノ鐵道 無賃

日本郵船株式會社ノ汽船 無賃

大阪商船株式會社ノ汽船 無賃

阿波共同汽船株式會社ノ汽船 無賃

中越汽船株式會社ノ汽船 無賃

宇和島運送株式會社ノ汽船 無賃

川之石汽船株式會社ノ汽船 無賃

東瀛汽船株式會社ノ汽船 無賃

佳友別子鐵業所ノ汽船(御代島丸) 二割引

富山縣 出澤與三兵衛ノ汽船 五割引

富山縣 濱岡彌次兵衛ノ汽船 五割引

富山縣 岡本次郎吉ノ汽船 五割引

富山縣 慶野宗八ノ汽船 五割引

富山縣 船木與右衛門ノ汽船 五割引

富山縣 石木與次郎ノ汽船 五割引

富山縣 久和六助ノ汽船 五割引

第三條 逓信省所管ノ鐵道ニ於ケル割引ハ左ノ區別ニ從ヒ降車地ニ到ル線路ニ限り但シ指定ノ線路ニ依ル能ハサル者ハ第一條ニ掲クル官公署ニ申出特ニ乘降地ノ指定ヲ受クヘシ

東海道線、北陸線、中央西線	新橋、品川、濱濱、平沼	長崎縣 三山近六ノ汽船	三割引
豐橋、神戶間、武豐線、中央西線	名古屋	長崎縣 松田精一ノ汽船	五割引
名古屋、神戶間、北陸線	大阪、神戶	長崎縣 藤野小十郎ノ汽船	五割引
		長崎縣 松尾榮ノ汽船(升金丸)	五割引
		長崎縣 三山福市ノ汽船(時津丸)	三割引

北陸線	敦賀、金津、高岡
信越線、篠井線	直江津、高崎
奥羽北線	青森、能代、土崎
奥羽南線	福島
陸羽線	境
中央東線	八王子

第四條 前條以外ノ鐵道ニシテ行先地ヲ指定スルモノ左ノ如シ

關西鐵道株式會社ノ鐵道

山陽鐵道株式會社ノ鐵道

參宮鐵道株式會社ノ鐵道

九州鐵道株式會社ノ鐵道

日本鐵道株式會社ノ鐵道

成田鐵道株式會社ノ鐵道

河南鐵道株式會社ノ鐵道

近江鐵道株式會社ノ鐵道

逓信省所管ノ鐵道

北海道炭礦鐵道株式會社ノ鐵道

北海道鐵道株式會社ノ鐵道

其他ノ鐵道及汽船ニ於テハ無貨定限ニ超過スル分ハ第二條ニ掲ケル步合ニ依リ

第六條 割引券ハ避クヘカラサル事故ニ由リ滅失シタルモノノ外再ヒ下附セス

第五條 携帶品ノ無貨又ハ割引ハ左ノ如シ

無貨定限ニ超過スル分五分割引

無貨

日常必要ノ家具、衣類、農具ニ限り無貨

第七條 割引券ノ様式ハ左ノ如シ

割引券様式

表

北海道移住民 汽船賃割引券 何等 從何地 到何地	北海道移住民 汽船賃割引券 何等 從何地 到何地	北海道移住民 汽船賃割引券 何等 從何地 到何地	北海道移住民 汽船賃割引券 何等 從何地 到何地
北海道移住民 汽船賃割引券 何等 從何地 到何地	北海道移住民 汽船賃割引券 何等 從何地 到何地	北海道移住民 汽船賃割引券 何等 從何地 到何地	北海道移住民 汽船賃割引券 何等 從何地 到何地

下附官公署 印

一 此券ハ下附スルトキ式ノ如ク記入捺印スヘシ

二 券面記入ノ文字ハ誤ニ改換塗抹スヘカラス訂正ヲ要スルトキハ主任者之ニ捺印スヘシ

三 切離割引券(左右)ニシテ不用ノ分ハ下附スルトキ取棄ヘシ

汽車汽船賃割引券携帶者心得

- 一 此券ヲ携帶スル者ハ當初移住ノ往路ニ限リ明治三十六年内務省告示第九十號ニ依リ携帶又ハ割引ヲ以テ乘車乘船スルコトヲ得
- 二 此券ハ乘車切符又ハ乘船切符買入ノ時送出し左右要部ノ切取ヲ受テ本券(此券ノ中央部)ハ移住ノ往路トシテ携帶スヘシ
- 三 此券ハ一人毎ニ携帶スルモノトス他人ニ譲與又ハ貸與スルコトヲ得
- 四 此券ハ使用セザルトキニハ速ニ受領シタル官公署ニ返納スヘシ
- 五 此券ハ乘車ノ日附ヨリ六十日ヲ経過シタルトキハ無効トス

第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號
官 公 署	官 公 署	官 公 署	官 公 署	官 公 署
明治 年 月 日 附	明治 年 月 日 附	明治 年 月 日 附	明治 年 月 日 附	明治 年 月 日 附

第八條 従前ノ様式ニ依ル割引券ハ當分ノ内仍之ヲ使用スルコトヲ得

○内務省告示第九十一號

一 戰爭唱歌 一册 東京市京橋區築地入船町四丁目三番地今開發發行

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ且其ノ刻版及印本ヲ差押フ

○内務省告示第九十二號

一 明治三十七年九皇早見 一册 大阪市南區心齋橋筋二丁目三番屋敷野田金藏發行

右出版物ハ略本層類似ト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁ス

○内務省告示第九十三號

一 明治三十二年四月内務省告示第二十九號同三十五年九月同告示第六十六號及同三十六年八月同告示第四十九號ヲ以テ設置シタル左ノ府縣検査官ハ本月限廢止ス

京都府 大阪府 兵庫縣

明治三十六年十一月二十四日 内務大臣伯爵桂 太郎

○内務省告示第九十四號

一 明治三十七年九月開運鑑 全一册 東京市京橋區号町十一番地雨森友篤發行

右出版物ハ略本層類似ト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁ス

○内務省告示第九十五號

一 上 甲辰歳方驗拔萃 全一册 京都市下京區高倉通四條南入三十一番月松浦茂發行

右出版物ハ略本層類似ト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁ス

○内務省告示第九十六號

一 干支晴雨考 一册 大阪市東區大手通二丁目四十二番屋敷八杉正一發行

右出版物ハ略本層類似ト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁ス

○内務省告示第九十七號

一 學れども女の 一册 東京市神田區錦町二丁目六番地森山榮之助發行

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ且其ノ刻版及印本ヲ差押フ

明治三十六年十一月二十六日 内務大臣伯爵桂 太郎

明治三十六年十一月 告示 内務省第九十八號 第九十九號 第一百號 第一百二號 第一百三十七號

○内務省告示第九十八號

一新軍歌 一册

山形縣鮎川郡藤岡村大字上藤岡字御備田四十三番地志田爲三郎發行

右出版物ハ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ且其ノ刻版及印木ヲ差押フ

○内務省告示第九十九號

一明治三十七年方位便覽

一明治三十七年晴雨考

一明治三十七年常用日記

一明治三十七年略本曆類似ト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁ス

一明治三十六年十一月二十七日

○内務省告示第一百號

一廿八宿吉凶表 全一册

一三島縣一志郡松ヶ崎村大字松崎浦五百十一番地刀根勘吉發行

右出版物ハ略本曆類似ト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁ス

○内務省告示第一百一號

一明治三十七年七曜表 一枚

一明治三十七年略本曆類似ト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁ス

○内務省告示第一百二號

一實用便覽 全一册

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百三號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百四號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百五號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百六號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百七號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百八號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百九號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百十號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百十一號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百十二號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百十三號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百十四號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百十五號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百十六號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百十七號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百十八號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百十九號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百二十號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百二十一號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百二十二號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百二十三號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百二十四號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百二十五號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百二十六號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百二十七號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百二十八號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百二十九號

一明治三十六年十一月三十日

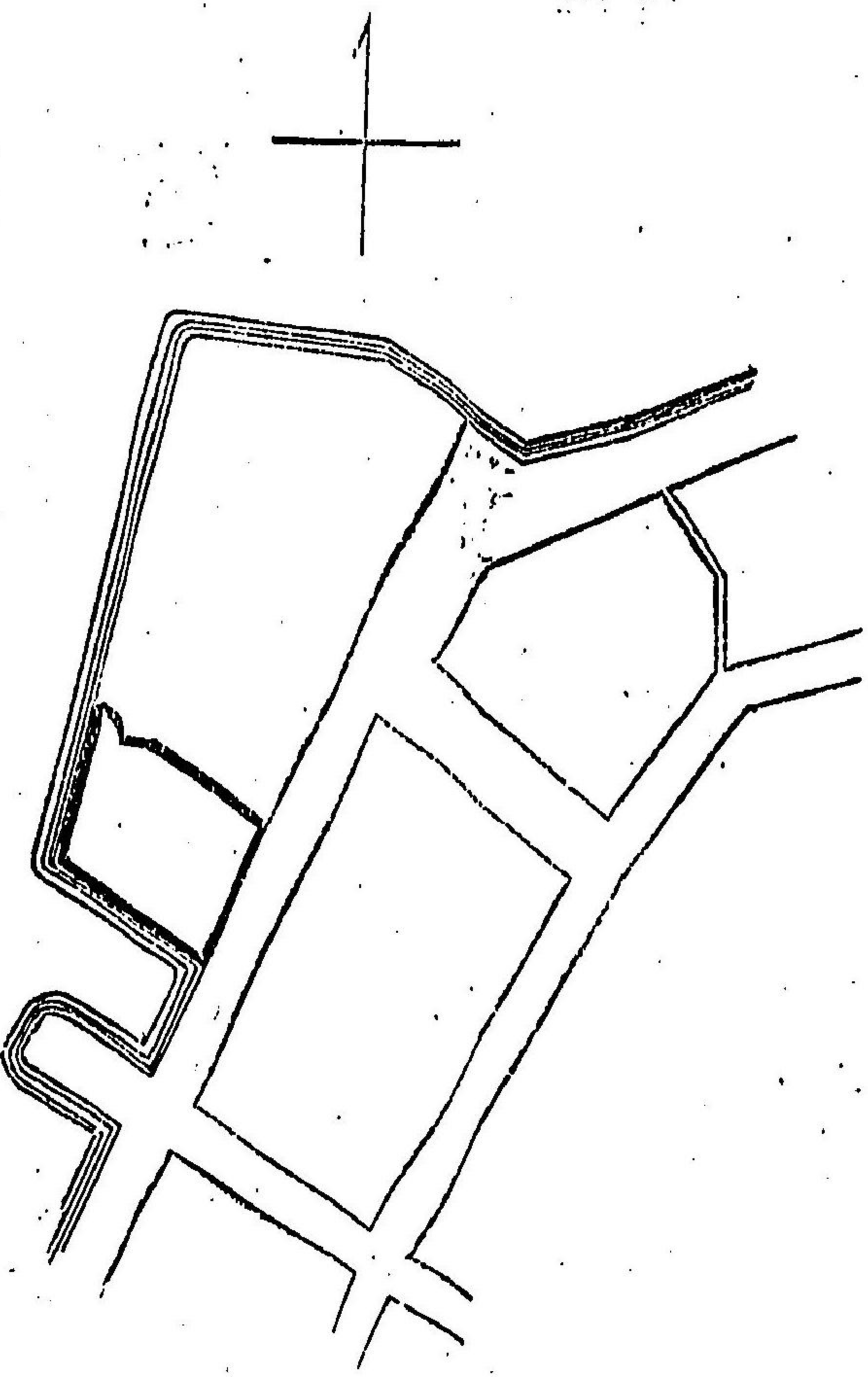
○内務省告示第一百三十號

一明治三十六年十一月三十日

○内務省告示第一百三十一號

一明治三十六年十一月三十日

明治三十六年十一月 告示 大藏省第八十四號



○大藏省告示第八十四號

明治三十三年大藏省告示第十六號中長崎稅關構内假置場ノ地區左ノ通改正ス

長崎稅關構内西南端左圍黑線内面積六百六十七坪五合一勺

大藏大臣男爵曾禰荒助

一三七七

一三七六